

令和5年9月発行

# 令和6年度

# ほいくしせつ 保育施設のしおり

～申込と施設紹介～



## 令和6年4月 認可保育施設一斉入所の申込について

受付期間	一次	令和5年10月25日(水)～11月10日(金) 午後5時必着	郵送・電子
	二次	令和6年2月1日(木)～2月6日(火) 午後5時必着	郵送・窓口・電子
申込先	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市 子ども家庭部 子ども育成課 保育認定担当 ※郵送の際は、申込書に添付されている切貼用の送付先をご活用ください。		

特定記録郵便・  
レターパックライト等  
発着記録が残る方法で  
の送付を推奨します。

※年度途中の申込受付期間は、P13をご確認ください。



 武蔵野市  
Musashino city

子ども家庭部 子ども育成課



# 目次

<b>1 昨年度からの変更点</b> .....	3
<b>2 保育施設・事業の種類</b> .....	4
<b>3 申込時の注意事項</b> .....	6
<b>4 給付認定の種類と区分について</b> .....	8
<b>5 認可保育施設の利用手続きについて</b> .....	12
1 申込書類の配布場所・申込方法について .....	12
2 認可保育施設入所（転所）申込受付期間・有効期限一覧表 .....	13
3 施設選びから令和6年4月一斉入所申込までの流れ .....	14
4 令和6年4月一斉入所申込から入所までの流れ .....	15
5 入所（転所）申込書類 .....	18
6 申込にあたっての注意事項 .....	22
7 申込児童の利用調整について .....	24
8 育児休業の延長が可能なため他の申込者を優先することに同意した場合 の利用調整について .....	24
9 市外の保育園の申込や市外からの申込について .....	25
10 市外転出後の継続通園について .....	27
<b>6 認可保育施設の利用調整方法について</b> .....	28
1 令和6年度利用調整基準の主な変更点 .....	28
2 利用調整基準 .....	29
3 認可保育施設入所・転所に関する確認票について .....	34
<b>7 認可保育施設の入所が決まったら</b> .....	36
1 保育の利用期間について .....	36
2 保育時間（基本保育時間・延長保育時間）について .....	37
3 保育所等の長期休園について .....	38
4 利用者負担額（保育料）について .....	38
5 利用者負担額（保育料）の支払い方法について .....	41
6 入所後の各種手続きについて .....	42
7 現況の確認について .....	44
8 認可保育施設での各種対応について .....	44

<b>8</b>	<b>特別保育について</b> .....	45
1	産休明け保育 .....	45
2	年末保育 .....	45
3	発達や疾病等による健康状態に心配がある子どもの申込について .....	45
4	障害児保育 .....	46
5	医療的ケアが必要な児童の保育について .....	47
<b>9</b>	<b>施設等利用給付認定（2・3号）について</b> .....	48
<b>10</b>	<b>企業主導型保育事業について</b> .....	50
<b>11</b>	<b>その他の保育サービス等について</b> .....	51
<b>12</b>	<b>認可外保育施設入所児童保育助成金について</b> .....	55
<b>13</b>	<b>認可外保育施設等の無償化（施設等利用費）について</b> .....	57
<b>14</b>	<b>南保育園入所をご希望される方へ</b> .....	58
<b>15</b>	<b>よくある質問（Q&amp;A）</b> .....	59
	<b>【保育施設ガイド】</b> .....	62
<b>I</b>	<b>認可保育所・認定こども園</b> .....	63
<b>II</b>	<b>家庭的保育</b> .....	84
<b>III</b>	<b>小規模保育</b> .....	87
<b>IV</b>	<b>事業所内保育</b> .....	96
<b>V</b>	<b>居宅訪問型保育</b> .....	97
<b>VI</b>	<b>認証保育所</b> .....	98
<b>VII</b>	<b>企業主導型保育事業</b> .....	104
<b>VIII</b>	<b>ベビーホテル</b> .....	106

※令和6年度に向けた、令和5年8月現在の情報です。

# 1 昨年度からの変更点

重要

1

昨年度からの変更点

## 1 利用調整基準

- 毎年見直しを実施しております。令和6年度の利用調整基準の主な変更点については、P28以降でご確認ください。

## 2 教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書等



- 一部様式が変更となりました。

令和5年11月入所申込以降は新しい様式をご使用ください。

1枚の申込書で児童2名分の申込が出来るようになりました。

※就労状況等の証明内容に虚偽の記載があった場合、刑法上の罪に問われる場合があります。

- 申込書類等については、P22「6 申込にあたっての注意事項(3) 提出書類について」をご参照ください。また、就労証明書の注意点については、申込書類に同封の「就労証明書 主な確認ポイント」をご参照ください。

**申込書類の確認をお願いします。**  
市のホームページから新しい書類がダウンロードできます。

## 3 内定辞退した場合の取扱い

- 認可保育施設利用申込において、内定を辞退した場合は申込が無効となります。再度認可保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込書類一式を揃えて、申込期日までに申込が必要です。
- 4月入所についても辞退期限を無くしました。辞退した場合は利用調整基準「す」の適用となりますので、ご注意ください。
- 詳細はP23「(5) 認可保育施設入所内定の辞退について」をご参照ください。

## 4 武蔵野市に転入予定がない場合の市内認可保育施設への利用申込

- 3歳児クラスのみ令和6年4月入所(2次受付)より申込を受付けます。4・5歳児クラスは令和6年4月入所(1次受付)より申込を受付けます。詳細はP26をご確認下さい。

## 2 保育施設・事業の種類

保護者の就労や病気などで子どもの保育を必要とする場合に、子どもを保護者に代わって保育します。

保育所（保育園）や認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は児童福

2

保育施設・事業の種類

保育施設・事業の種類		内 容	年齢（歳児）	
認可保育施設・事業	保育所 （保育園）	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、都道府県が定めた設置基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理等）を満たし、都道府県知事に認可された施設です。 市区町村が運営する公立保育園と、社会福祉法人や株式会社などが運営する民間保育園があります。	0～5	
	認定こども園 （2・3号認定）	認定こども園は、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能をあわせ持つ施設です。 施設・整備・運営のあり方を定めた東京都の認定基準を達成することで認定を受けた施設です。		
	地域型保育事業	家庭的 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、利用定員を5人以下に設定して、家庭的な雰囲気のもとで、保育を行う事業です。	0～2
		小規模 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、定員6～19人の比較的小規模な環境で、保育を行う事業です。	
		事業所内 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満児を対象に、会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。	
居宅訪問型 保育	児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村長が認可した事業です。3歳未満で障害・疾患などで集団保育ができず個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。			
認可外保育施設	認証保育所	大都市特有の多様な保育ニーズに柔軟に応えるために、東京都が独自の基準を設けて認証した保育所です。規模が大きく駅前などに設置されるA型と、小規模で家庭的な保育を行うB型の2種類があります。	施設による	
	企業主導型 保育事業	企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所持機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とした施設です。利用しやすい保育料金とするため内閣府から委託を受けた児童育成協会が運営費の助成を行っています。		
	ベビーホテル	午後8時以降の保育を行っている施設、児童の宿泊を伴う保育を行っている施設、時間単位で児童の預かりを行っている施設のいずれかに該当する施設で、他の分類に含まれない施設の総称です。運営実態は様々です。		

※ 1 家庭的保育者とは市区町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市区町村長が認める者です。  
現在の武蔵野市における家庭的保育者は、保育士・幼稚園教諭等の資格を持ち必要な研修を受けた者です。

社法に基づく認可保育施設・事業です。

職員数		職員資格	基準面積	給食	利用者負担額	入所の申込先	保育施設ガイドのページ	
0歳児：児童3人につき1人 1歳児：児童6人につき1人 2歳児：児童6人につき1人 3歳児：児童20人につき1人 4歳以上：児童30人につき1人 (国基準)		保育士 栄養士 保健師・看護師の特例を設けています	0・1歳児 一人あたり 3.3㎡  2歳児以上 一人あたり 1.98㎡	自園調理 調理室 調理員	市の基準 による	子ども 育成課	P63～	
0～2歳児：児童3人につき1人 家庭的保育補助者を置く場合5：2		家庭的保育者 <sup>*1</sup> +補助者	0～2歳児 一人あたり 3.3㎡	(原則) 自園調理 調理室 調理員 <sup>*2</sup>			P84～	
A型	保育所の配置基準 +1名	保育士 保健師・(准)看護師の 特例を設けています	保育所の面積基 準と同様	(原則) 自園調理 調理室 調理員			P87～	
B型		1/2以上が保育士						
C型	0～2歳児 3：1 (補助者を置く場合5：2)	家庭的保育者 <sup>*1</sup> ・補助者	0～2歳児 一人あたり 3.3㎡					P96～
定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様								
0～2歳児 1：1		必要な研修を修了した 家庭的保育者 <sup>*1</sup>	—		—	P97～		
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち 6割以上の者が有資格者	0・1歳児一人あたり 3.3㎡ ただし、弾力基準とし て0・1歳児1人あた り2.5㎡まで緩和		R5.9月 現在、 市内施設は 自園調理	各施設		P98～
保育所の配置基準 +1名以上		小規模保育事業と同様	原則、小規模保 育事業と同様	原則、小規 模保育事業 と同様	施設による (助成金対象)		P104	
保育所と同様の配置基準		配置する保育者のうち 1/3以上の者が有資格者	一人あたり 1.65㎡	自園調理 (外部搬入可)	施設による (助成金対象外)		P106	

\*2 家庭的保育事業において園児3名以下の場合、補助者がいれば調理が可能です。

## 3 申込時の注意事項

申込後の  
「変更」に注意！

3

申込時の  
注意事項

### 1 産休中又は育児休業中に申込する方（取得予定を含む）

- 育児休業中に申込をした方、もしくは入所予定日において育児休業中の方は**入所日の翌月1日までに復職することが条件です。**
- 復職とは、**産前産後休暇や育児休業取得前と同じ条件（就労日数・就労時間等）で復帰して就労すること**を意味します。復職できなくなった場合や勤務条件が変更となった場合は、内定の取り消しや退所となりますのでご注意ください。
- 申込後に復職した場合は、教育・保育給付認定変更申請書兼届出書と復職証明書を子ども育成課に提出して下さい。
- **育児休業の制度や、育児休業給付金については、就労先やハローワーク等にお問い合わせください。**

下記の場合には、下の子の育児休業中（産前・産後休暇中も含む）であれば、1か月以内に復職する必要はありません。

- 1 市内又は市外の認可保育所・地域型保育事業から転所した場合
- 2 地域型保育事業の卒園児が認可保育所等に入所した場合
- 3 認可外保育施設・幼稚園からの転所児及び卒園児が認可保育所等に入所した場合

※ 上記1～3について、入所が決まった児童の下の子が1歳に達する日の前日まで、保護者が育児休業を取得しながら在園できます。また、当該児童の下の子が保育施設に入所することができない等の理由により、保護者が育児休業の期間を延長する場合には、育児休業中に限り、在園することができます。

#### (1) 育児休業ポイントの適用要件について

入所日前日より前に復職した場合は育児休業ポイント（優先項目指数「さ」「し」）の適用対象外となります。なお、就労証明書等の証明日時点で育児休業から復職していない場合、復職証明書が提出されるまでは、入所日前日まで育児休業を延長するものとみなして育児休業ポイントが加算されます。

#### (2) 入所日の前日より前に復職した場合の取り扱いについて

利用調整は申込時点での世帯の状況で指数をつけますが、申込以降に指数が下がった場合、内定取消（※1）または退所となります。育児休業の取得期間によっては、加点が付くため、証明日時点で育児休業から復職していない保護者が入所日前日より前に復職した場合、内定取消または退所となる恐れがあります。ただし、復職から切れ目なく、入所日の前日まで認可外保育施設を1か月以上利用（※2）した場合、認可外保育施設利用ポイント（優先項目指数「か」および「き」）の適用対象となるため、指数は下がりにません。なお、その場合は復職後に保育受託証明書をご提出いただきます。

※1 利用調整基準 優先項目指数「す」の適用対象となります。

※2 就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設を利用した場合に限ります。

#### (3) 育児休業ポイントの適用を希望しない場合について

上記（1）、（2）を踏まえ、育児休業ポイント（優先項目指数「さ」および「し」）の適用を希望しない方は、「認可保育施設入所・転所に関する確認票」にてその旨を申し出てください。

## 2 申込後に転職する場合や就労状況が変更になる方

- 申込後に転職をする場合や就労状況が変更になる方で**申込時点の就労証明書に記載されている就労日数・就労時間等が変更となり、申込時点より指数が下がる場合は**、内定取消や退所となります。
- 転職する場合、退職日の翌日から転職後の就労を開始しないと、就労がない期間は求職活動の要件になります。その結果、**申込時点より指数が下がるため**、内定取消や退所となります。

## 3 求職中に申込又は入所する方

- **入所日から3か月後までに「月48時間（休憩時間除く）以上」の実績が確認できる就労を開始できない場合は退所となります。**
- ※ 「3か月後までに就労を開始」とは、4月1日が入所日となる場合、7月1日までに就労を開始することです。

## 4 現在在籍している保育施設等がある方

- 内定月の前月末までに在籍施設を退所し、内定月の最初の開所日から内定した認可保育施設に登園してください。ただし、武蔵野市の認可保育施設からの転所については、退所届の提出は不要です。
- ※ 1か月のうちに複数の保育施設に在籍することはできません。

### 申込後に内定の取り消しや入所後に退所となった事例

- ・ 育児休業中に申し、入所日の翌月の1日までに復職できなかった、又は産前産後休暇や育児休業取得前と同じ条件で復職できなかった。
  - ・ 申込時点の就労証明書に記載の就労日数、就労時間等が短くなった。
  - ・ 就労を要件に入所したが、転職したため退職日と転職日の間が空いてしまった。
  - ・ 求職活動を要件に入所していたが、3か月後までに就労開始できなかった。
  - ・ 入所前月末までに、健診と面談が受けられなかった。
- ※ 上記は例となります。申込時点と状況が変更になる場合は、内定取消又は退所となる場合があります。必ず事前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

## 4 給付認定の種類と区分について

### ◆教育・保育給付認定

認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育事業の教育・保育を利用する子どもについては、教育・保育の必要性の認定を受ける必要があります。3つの認定区分に基づいて給付（施設・事業者が代理受領）が行われます。

入所申込では教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書により、入所申込と給付認定の申請を同時にできます。利用調整後、市から支給認定証兼通知書（教育・保育給付）を送付します。保育の必要性が認定されなかった場合は認定申請却下通知書（教育・保育給付）を送付します。

認定区分	給付の内容	利用施設
<b>1号認定</b> 満3歳以上の就学前子どもで、「子ども・子育て支援新制度」に移行した幼稚園・認定こども園での教育を希望する場合	● 教育標準時間	<b>幼稚園</b> (新制度移行園) <b>認定こども園</b> (幼稚園枠)
<b>2号認定</b> <b>満3歳以上</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	● 保育短時間 ● 保育標準時間	<b>認可保育所</b> <b>認定こども園</b> (保育所枠)
<b>3号認定</b> <b>満3歳未満</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	● 保育短時間 ● 保育標準時間	<b>地域型保育事業</b>

※ 新制度に移行した幼稚園と認可保育施設の両方に申込をする方は、「満3歳以上・保育認定」(2号認定)を受けてください。その後の幼稚園又は認可保育施設の利用状況によって、認定の維持または変更を行います。

※ 企業主導型保育事業(認可外保育施設)を地域枠で利用される方は2号又は3号認定が必要です(P50参照)。

### ◆施設等利用給付認定

幼稚園や認可外保育施設等<sup>\*</sup>を利用する方が無償化(一部無償化)の給付を受けるために必要な認定です。

認可保育施設に入所する場合、教育・保育給付認定の対象になるため、施設等利用給付認定の手続きをする必要はありません。保育の必要性が認定されなかった場合は認定申請却下通知書(施設等利用給付)を送付します。申請方法等は、P48～49をご覧ください。

認定区分	利用施設
<b>1号認定</b> <b>3歳児～5歳児クラス</b> ※幼稚園の満3歳児を含む 幼稚園(新制度に移行していない園)での教育を希望する場合	<b>幼稚園</b> (新制度に移行していない園)
<b>2号認定</b> <b>3歳児～5歳児クラス</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、認可外保育施設等で保育を希望する場合 ※ 幼稚園・認定こども園の預かり保育の利用者を含む	<b>認可外保育施設等</b> <b>幼稚園の預かり保育</b> <b>認定こども園の預かり保育</b>
<b>3号認定</b> <b>0歳児～2歳児クラス</b> 「保育を必要とする事由」に該当し、認可外保育施設等で保育を希望し、市区町村民税非課税世帯の場合	

※ 特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設で、国が定める基準を満たした施設に限られます。

**(1) 保育を必要とする事由** ※保護者が2人とも下記のいずれかに該当することが必要です。

就労（外勤）	就労しているため子どもの保育にあたることができない。 就労の最低基準は、月48時間以上（実働）。 ※ 無償のボランティアや、対価の支払いがないものは「就労」とみなすことはできません。 ※ 収入（自営業の場合は事業収入）が必要です。
就労（自営業） （経営者・配偶者等が 経営者・業務委託・ フリーランス等）	
疾病・障害	保護者本人に疾病、傷病、心身障害があるため子どもの保育にあたることができない。
看護・介護	同居の親族を看護・介護するため、子どもの保育にあたることができない。 看護・介護の最低基準は、月48時間以上（実働）。
妊娠・出産	母親が出産前後のため子どもの保育にあたることができない。 （出産月を挟む前後2か月の計約5か月までの入所です。） ※ 多胎出産の場合は出産前4か月から出産後2か月の計7か月までとなります。
就学	就学又は職業訓練をしているため子どもの保育にあたることができない。 就学の最低基準は、月48時間以上（実働）。
求職活動	求職活動をしているため子どもの保育にあたることができない。（認定開始日より90日が経過する日が属する月の月末までに「月48時間以上（実働）」の就労を開始できない場合は退所となります。） ※ 就労開始後、収入（自営業の場合は事業収入）が必要です。
不存在（ひとり親）	死亡等により子どもを保育する人がいない。
災害復旧	地震や火災などの災害にあい、子どもの保育にあたることができない。
その他	明らかに児童が保育を必要とすると認められる場合。

P18を確認の上、該当する書類をご提出ください。提出書類の内容と保育施設の利用開始後の状況が異なる場合（就労日数・勤務時間に変更になった、転職した時など）は、内定取消又は退所となる場合がありますので、十分ご注意ください。  
申込時と状況が変更となる場合は、必ず事前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

## (2) 利用できる保育時間の違い（保育の必要量）

2号又は3号認定は、保育の必要量によって「保育標準時間」又は「保育短時間」に区分されます。

区分	最大利用時間	認定該当事由	利用できる保育所等
保育標準時間	開所時間中、施設が定める保育時間（最大11時間）を超える利用は延長保育となり別途延長保育料が必要です。	おおむね月120時間以上の就労・就学・看護又は介護/出産/疾病/災害/その他	保育所、認定こども園、保育短時間施設を除く小規模保育事業・事業所内保育事業 ※ただし、保育標準時間の方が保育短時間を希望する場合、保育短時間の認定に変更することができ、家庭的保育事業等の保育短時間施設を利用することができます。
保育短時間	開所時間中、施設が定める保育時間（最大8時間）を超える利用は原則、保育標準時間への変更が必要です。 ※ただし、標準時間預かりを行っている施設の利用が8時間を超える場合、延長料金がかかります。	基本保育時間内でおおむね月120時間未満で、月48時間以上の就労・就学・看護又は介護/求職/育休	保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

※産前産後休暇中は、原則、標準時間認定です。短時間認定への変更を希望する場合は、施設と相談の上、「教育保育給付認定変更申請書兼届出書」にその旨を記入し、在園施設へご提出ください。

### ◎保育標準時間認定と保育短時間認定

保育の必要量（利用時間）の認定は、保育標準時間認定と保育短時間認定の2つに分かれ、それぞれ保育利用可能時間と利用者負担額（保育料）が異なります。

利用者負担額（保育料）は毎月1日時点の認定に基づき算定します。

保育標準時間認定の方は、希望により保育短時間認定に変更することもできます。

また、市立保育園において、保育短時間認定の場合、原則延長保育の利用はできません。常時、基本保育時間を超えて利用する場合には、保育標準時間認定への変更が必要になりますので、在園施設にお問い合わせください。

※民間保育園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業において、保育短時間認定で基本保育時間を超えて利用する際の取扱いについては、事業者によって異なりますので、各事業者にお問い合わせください。（保育施設の種類については、P4～5を参照してください。）

※保育施設の利用時間は、認定内容等に基づき、保育の必要量（就労要件の方であれば就労時間+通勤時間）を在園施設との面談で決定します。

※1か月あたりの就労時間は120時間未満であっても、1日の就労時間が長く、園での保育時間が基本保育時間（短時間）を超える場合は、保育標準時間認定となります。

### 【市立園の場合】

区分	早期保育 7:30～8:30	基本保育 8:30～16:30	夕方保育 16:30～18:30	延長保育 18:31～19:15
保育標準時間	この範囲内で 最大11時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）			
		原則的な利用時間（8時間）		延長保育
保育短時間	この範囲内で 最大8時間（利用可能な時間帯＝保育必要量）			
		原則的な利用時間（8時間）		

※民間保育園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の保育標準時間・短時間の設定は、施設によって異なります（認可保育所については、標準時間は開所時間から11時間です）。各施設の預かり時間については後半の保育施設ガイド（P62～）をご覧ください。

## ◎教育・保育給付認定の変更申請・届出について

認定された後、次のとおり認定内容に変更がある場合には、変更申請・届出が必要です。

- ・住所、連絡先が変わった場合
- ・世帯員が増減した場合
- ・保育を必要とする事由が変わった場合
- ・就労状況が変わった場合
- ・産後休暇・育児休業を取得する場合
- ・産後休暇・育児休業から復職した場合
- ・勤務時間を変更した場合

保育の必要量が変わる  
場合があります。

- ※ 保育標準時間・短時間の両方を設定している保育施設に在園している場合、認定内容の変更により利用者負担（保育料）が変わることがあります。その場合、原則、届出の翌月から変更が適用されますので、お早めに申請・届出をお願いします。
- ※ 保育短時間みの保育施設に在園している場合も、申請・届出は必要です。
- ※ 3号認定（満3歳未満）の子どもが満3歳になった際の認定変更については、市が手続きを行うため、保護者が改めて手続きをする必要はありません。また認定証は希望者にのみ発行します。



# 5 認可保育施設の利用手続きについて

## 1 申込書類の配布場所・申込方法について

申込書類の配布場所 … 子ども育成課（市役所南棟3階）、各市政センター、各認可保育所、子育て支援施設（0123 吉祥寺、0123 はらっぱ、おもちゃのぐるりん、桜堤児童館）

※市ホームページからダウンロードもできます。申込方法は郵送、窓口、又は電子申請（ぴったりサービス）となります。

※不足書類や内容に不備がある場合は、入所選考の対象外となりますのでご注意ください。また、不足不備により利用調整が不利になった場合でも、利用調整の結果を変更することはできません。

※一度受付けた書類の返却はできません。必要な方は事前にコピーをお取りください。

※受付ができない状態の場合は協議の上、ご連絡する場合があります。お早めにご提出ください。

※各受付期間締切日の午後5時必着です。

※以下に該当する場合は、事前に子ども育成課保育認定担当までご相談ください。

- ・ 出産予定児の申込（P23 参照）
- ・ 武蔵野市から転出予定で市外保育施設への申込（P25 参照）
- ・ 障害児保育での申込（P46 参照）
- ・ 医療的ケア児が必要な児童の保育の申込（P47 参照）

申込みは…



郵送



窓口



又は電子申請



5

認可保育施設の利用手続きについて

### 窓口申込

提出先 武蔵野市役所 南棟3階 子ども育成課保育認定担当

※各市政センターでは受付けていません。

※4月入所1次申込は原則郵送又は電子申請です。

### 郵送申込

送付先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28  
武蔵野市 子ども家庭部 子ども育成課 保育認定担当

※特定記録郵便やレターパックライトなど、自身で到着を確認できる方法でお送りください。

※郵送事故については責任を負いかねます。

※到着確認の問い合わせの対応はできません。

※受付期間内に到着するよう日程に余裕をもって準備してください。

※書類の記入漏れや同封漏れがないことをよく確認の上、送付してください。書類内容について、事前確認ができます。

（4月入所1次申込は、受付期間中の書類確認はできません。）

### 電子申請

マイナポータルでのぴったりサービスでの電子申請となります。下記及び市ホームページをご確認のうえ、申込みをしてください。

#### ぴったりサービスとは

国が運営するマイナポータルにおける電子申請サービスで、インターネット経由で行政サービスに関する検索や電子申請ができます。



#### 利用するために必要なもの

① マイナンバーカード及び暗証番号

② パソコン又はスマートフォン

※スマートフォンを利用する場合はマイナポータルアプリのインストールが必要です。

※パソコンを利用する場合の電子署名については「ICカードリーダーライター（マイナンバーカード対応のもの）」を使用し、マイナンバーカードを読み取るか「スマートフォンを使用し、マイナンバーカードを読み取る」の2つの方法から選択できます。

#### 申請の手順

市ホームページをご覧ください。

※各保護者の要件書類などの添付書類は、必ずデータですべて添付してください。添付データが不足している場合やデータに不備がある場合には、受付ができません。

※申請情報入力中に一定時間操作がない場合、タイムアウトとなり、入力情報が失われる場合があります。

## 2 認可保育施設入所（転所）申込受付期間・有効期限一覧表

### ◆令和6年4月一斉入所申込（1次受付）

受付期間：令和5年10月25日（水）～令和5年11月10日（金）

#### 注意

令和6年4月一斉入所の1次受付は郵送、又は電子申請（ぴったりサービス）のみです。

※ 送付先は表紙をご覧ください（申込書に添付している切貼用の送付先をご活用ください）。

- 受付期間中（10月25日～11月10日）は入所相談の予約ができません。入所相談をご希望の方は、受付期間前までに保育コンシェルジュの事前予約をおすすめします。
- 障害児保育の申込については、P46『障害児保育』を合わせてご参照ください。
- 申込は内定が出るまで有効です。ただし、保留の場合は、令和7年1月入所利用調整までです。
- 就労証明書等の要件書類は、証明日が令和5年8月1日以降に証明されたものが有効です。
- 令和5年度12月入所を同時に申込み場合は、申込書を同封してください。

### ◆年度途中の入所申込

年度途中の入所申込は、郵送、窓口又は電子申請（ぴったりサービス）での受付となります。申込の有効期限は、内定が出るまでです。ただし、内定が出ない場合は令和7年1月入所利用調整までです。毎月申込をし直す必要はありません。具体的な日程（予定）は下表を参照してください。

入所希望月	受付期間	申込有効期限
令和5年11月	令和5年10月2日（月）～令和5年10月10日（火）	令和6年1月入所利用調整まで
令和5年12月	令和5年10月25日（水）～令和5年11月10日（金）	
令和6年1月	令和5年12月1日（金）～令和5年12月11日（月）	
令和6年4月（1次利用調整）	令和5年10月25日（水）～令和5年11月10日（金）	内定が出るまで （内定が出ない場合は、 令和7年1月入所利用調整まで）
令和6年4月（2次利用調整）	令和6年2月1日（木）～令和6年2月6日（火）	
令和6年5月	令和6年4月1日（月）～令和6年4月10日（水）	
令和6年6月	令和6年5月1日（水）～令和6年5月10日（金）	
令和6年7月	令和6年6月3日（月）～令和6年6月10日（月）	
令和6年8月	令和6年7月1日（月）～令和6年7月10日（水）	
令和6年9月	令和6年8月1日（木）～令和6年8月13日（火）	
令和6年10月	令和6年9月2日（月）～令和6年9月10日（火）	
令和6年11月	令和6年10月1日（火）～令和6年10月10日（木）	
令和6年12月	令和6年11月1日（金）～令和6年11月11日（月）	
令和7年1月	令和6年12月2日（月）～令和6年12月10日（火）	

※ 武蔵野市では、2月1日及び3月1日付の入所利用調整は行いません。

※ 令和6年12月入所の受付期間については、令和7年4月入所の受付期間により変更となる場合があります。

### ◆内定・保留の通知

- ・4月一斉入所の場合  
内定・保留通知は**郵送**で行います。日程はP15を参照してください。
- ・年度途中入所の場合  
内定通知はおおむね15日以降に**電話**で順次行います。  
保留になった場合、保留証明書は月末頃に**郵送**します。

### 3 施設選びから令和6年4月一斉入所申込までの流れ

#### 事前準備

申込の時期までに、預け先として希望する施設を選んでいきます。

#### 施設見学

各施設には、独自の特色・方針があります。

大切なお子さんを預ける上で希望する施設には見学に行きましょう。

※ アレルギーなどがある方は、各施設にお問い合わせください。

見学予約については各施設ページの見学方法を参照してください。

#### 見学はいつ頃がいいの？

4・5月は新入園児のお子さんが保育施設に慣れていない時期です。それ以外の時期に各施設にお問い合わせください。

#### 相談

- ・ 申込書類の記載方法について
- ・ 認可保育施設の利用調整について
- ・ 保育料や認可外保育施設等の助成金について
- ・ 武蔵野市の申込状況について
- ・ 認可、認可外保育施設の違いについて
- ・ 各施設の特色についてなど

保育施設のことについて相談したい場合は「保育コンシェルジュ」へお問い合わせください。保育コンシェルジュに相談する際は、事前に予約することをおすすめします。

詳しくは下記「活用してください」

保育コンシェルジュ」参照

各園の募集人数は  
10月15日号市報で公表予定です。

#### 申込書の作成・利用調整基準の確認

書類の有効期限は、発行後3か月です。提出書類に不足や不備がある場合利用調整の対象外となるおそれがあります。早めに作成し、記入漏れのないように準備することをおすすめします。

#### 希望施設の絞り込み

入所したい順番に施設を書きましょう。

P22 6 (1) 利用を希望する施設（事業者）についてをよくお読みください。



4月一斉入所申込1次受付期間：10月25日～11月10日

#### 活用してください 保育コンシェルジュ

保育施設で勤務してきた保育士が、専門性を活かして相談に応じています。



現在の  
保育施設の空き  
状況はどうなっ  
ているの？

#### ◇窓口・電話等でのご相談を受付けています！

保育施設の入所状況や申込方法、幼稚園や一時保育など、安心して子育てできるように、各ご家庭の状況に合った情報をお伝えします。お気軽にご相談ください。

※ 出張等で保育コンシェルジュが不在の場合もありますので、ご予約をおすすめしています。

幼稚園や未就園児  
対象のプレ情報を  
知りたい！

近くにどんな  
保育施設が  
あるかな？



Web から予約できる相談枠も設けています。



<通常の相談時間>

相談日時：月曜日～金曜日 午前9時～11時 午後1時～4時  
場所：市役所南棟3階 子ども育成課 Tel 0422-60-1854

一時的に子どもを  
預ける所は？  
などなど…



## ◆1次受付（郵送又は電子申請（ぴったりサービス））

### 1次利用調整

受 付	結果通知（郵送）
令和5年10月25日～11月10日午後5時必着	令和6年1月18日（投函予定）



- ※ 1月23日以前の申込結果に関するお問い合わせには対応できません。
- ・ 転所申込の内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。

## ◆2次受付（郵送・窓口・電子申請（ぴったりサービス））

- ・ 1次利用調整で内定したが、別の認可保育施設への転所を希望する方は申込が必要です。
- ・ 各施設の空き状況は1月30日に市のホームページで公開予定です。
- ・ 1次で出た内定を辞退した場合、再度申し込みが必要です。

### 特例調整・2次利用調整

- ・ 特例調整についてはP32をご参照ください。

受 付	結果通知（郵送）
令和6年2月1日～2月6日午後5時必着	令和6年2月19日（投函予定）

- ※ 2月21日以前の申込結果に関するお問い合わせには対応できません。
- ・ 2次受付で新たに申込した方は、保留の場合も結果通知を送付します。
- ・ 転所申込の内定を辞退した場合、元の施設には戻れません。

### 1次利用調整の結果が保留で「入所を希望する施設」を変更する場合

- ・ 2次利用調整受付締切までに「希望認可保育施設（事業）変更届」を子ども育成課に提出してください。
- ※ 郵送、窓口又は電子申請（東京電子自治体共同運営サービス）

## ◆あっせん希望受付（郵送・窓口・電子申請（東京電子自治体共同運営サービス））

- ・ 1次及び2次利用調整で一度も内定が出ていない児童（転所申込者を除く）のうち、あっせん希望の申出者を対象に、指数の高い世帯から順に空きがある施設をすべてご案内します。（連絡が取れた時点で、内定を受けるか辞退するかの回答が必要です。）
- ・ 各施設の空き状況は2月22日に市ホームページで公表予定です。
- ・ 次の場合は、あっせん希望の申出ができません。
  - ・ 転所申込の場合
  - ・ 指数の制限に関する同意書を提出した場合
  - ・ 1次で内定を辞退し、2次での申込が保留になった場合
  - ・ 2次で内定を辞退した場合
  - ・ 1次又は2次で内定を辞退し、再度申込をしていない場合
  - ・ 申込を取下げている場合
  - ・ 1次も2次も申込をしていない場合
- ・ 対象者（申出ができる方）には、2次利用調整結果通知と同日に「武蔵野市認可保育施設あっせん希望申出書」を送付します。
- ※ 原則としてつながるまで電話をかけ続けますが、どうしても電話が繋がらない場合は、次の方に電話をする場合があります。
- ※ 内定を辞退した場合は、申込が無効となります。また利用調整基準「す」の適用対象となります。
- ※ 連絡時間は午前8時30分から午後9時までです。（午後5時15分以降は市役所が閉庁するため子ども育成課への電話はつながりませんが、子ども育成課からの電話連絡は継続して行います。）
- ※ 電話で複数の施設をご案内しますので、入所希望施設を即答できるようにホームページで公表する空き施設を事前にご確認ください。
- ※ お子様にアレルギーがある場合など、対応不可となる施設はご案内しません。

受 付	結果通知（電話連絡）
2次利用調整結果通知後～2月29日午後5時必着	令和6年3月5日～3月11日

## 健康診断

内定施設の嘱託医による健康診断を、指定された日程と場所で受診してください。案内を内定通知に同封します。

※ 市内認可保育施設からの転所や、地域型保育施設から卒園する場合も新しく内定した施設で受診していただきます。

## 入所説明会・面談

健康診断後、認可保育施設で入所説明会を行います（一部、個別に面談を行う施設もあります）。

また、2次利用調整及びあっせんの内定者は個別面談となる場合があります。

## 利用決定・契約

保育所⇒市より利用決定通知を送付します。保育料（0歳児～2歳児クラス）は、市へ支払います。

その他の保育施設⇒施設と直接契約します。保育料は、各施設・事業者へ支払います。

## 入所（4月1日）⇒慣れ保育

子どもの状況を見ながら短い時間での保育から進めていきます。（慣れ保育）

※ 期間は様々ですが、おおむね10日程度とお考えください。

※ 転所の際も、同様に短い時間での保育を行います。

## ◆保留により待機になった方については、認可保育施設で空きが出た場合に利用調整を行います。

- ・申込は内定が出るまで有効です。保留の場合は、令和7年1月入所利用調整までです。
- ・「保育施設の利用調整に係る保留通知」は申込みを行った最初の月のみ発行されます。  
翌月以降も保留証明書が必要な場合は、P60のQ9をご参照ください。以後、内定が出た場合にのみご連絡し、内定を受けるか辞退をするかを即答していただきます。
- ・家庭状況等が変わる場合、必ず事前に変更手続きが必要です。
- ・希望施設を変更する場合は、希望認可保育施設（事業）変更の手続きを行ってください。
- ・**申込が不要になった場合は、「保育施設入所申込（辞退届・取下届）」で申込の取下げ手続きを行ってください。**  
※ 電子申請も可能です。（QRコード参照）



## 5 入所（転所）申込書類

- ・転所申込も新規申込と同じ書類をご提出ください。
- ・内定辞退により申込が無効となった後、再度認可保育施設の利用を希望する場合も、改めて申込書類をすべて揃えてご提出ください。
- ・市のホームページから申込書類をダウンロードすることができます。



Webからも申込書類を確認できます。

※ ①～⑤は提出必須、⑥、⑦は状況に応じて提出

①【教育・保育給付認定等申請書 兼 認可保育施設利用申込書】

②【マイナンバー記入用紙】

③【保育施設入所・転所に関する確認票】

④【児童状況書】※ 母子手帳を参考に全項目をご記入ください。

※ 出産予定児の申込の場合、児童状況書の代わりに出産予定児の申込に関する誓約書を提出し、児童状況書は出産後に提出してください。

⑤【各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類】（下表）

必要書類	保護者の状況								（ひとり親の方） 不存在	
	（予定含む） 外勤	自営	疾病等	障害等	看護・介護等	妊娠・出産	職業・就学・ 職業訓練	求職中		自営準備
就労証明書（所定様式）（原本を提出）（発行後3ヶ月以内）	○	○							○	
自営を証明する書類※ P20（2）参照		○								
事業収入を証明する書類※ P20（2）参照		○								
・医師の診断書（病名、通院頻度、保育にあたれない旨記載のもの）（発行後3ヶ月以内） ・診断書（所定様式）（発行後3ヶ月以内） いずれか1つ			○							
障害者手帳等の写し（有効期限のあるものは期限内のもの）				○	○					
・看護・介護状況申告書 ・看護・介護を要する方の診断書又は介護認定を受けている介護保険証の写し（有効期限内のもの）					○					
タイムスケジュール表（所定様式）					○		○			
母子手帳（表紙、出産予定日のわかるページ）の写し						○				
・在学証明書又は学生証の写し （証明書は発行後3か月以内、学生証は有効期限内のもの） ・授業の時間割							○			
求職活動誓約書（所定様式）								○	○	
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し（発行後3か月以内）、又はひとり親世帯が受けることのできる手当等の受給資格がわかるものの写し（児童扶養手当証書等）										○

※ 確認書類は保護者それぞれ必要です。

※ 保育を必要とする事由が就労の方について、「就労証明書」のご提出がない場合は入所申込の受付ができません。

※ 兄弟姉妹で申込をする場合、④「児童状況書」はそれぞれ必要です。他の書類は1部で結構です。

※ 出産予定児の入所申込をする場合も、母子手帳（表紙、出産予定日のわかるページ）の写しと「出産予定児の申込に関する誓約書」が必要になります。

⑥【各保護者の税資料】提出された書類はお返しできません。

保護者の状況	令和6年4月～8月 入所利用調整希望 (9月以降も利用を希望する方は 右欄も合わせて確認してください)	令和6年9月～令和7年1月 入所利用調整希望
令和5年1月1日、 令和6年1月1日と もに武蔵野市に住民 登録がなかった方		住民登録のあった自治体の令和6 年度の個人住民税課税（非課税） 証明書
令和5年1月1日に は武蔵野市に住民登 録がないが、令和6 年1月1日に武蔵野 市に住民登録があっ た方	住民登録のあった自治体の令和5 年度の個人住民税課税（非課税） 証明書	不要 ※武蔵野市へ住民税の申告をして いない場合は、申告の手続きを してください。
それぞれの年の1月 1日に国内に住民登 録がなく、該当年度 の課税がされていない方  ※必要書類について は事前に子ども 育成課にご相談 ください	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年1月～12月の給与等 支払証明書</li> <li>※それぞれの年の国内及び国外の 収入をもとに市が市民税につい て仮定計算を行います（外国語 の場合は和訳し、円に換算した 内容で記載してください）。</li> <li>年間収入申告書（所定様式）</li> <li>※社会保険料控除等がある場合 は、その控除額を記載してくだ さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年1月～12月の給与等 支払証明書</li> <li>※それぞれの年の国内及び国外の 収入をもとに市が市民税につい て仮定計算を行います（外国語 の場合は和訳し、円に換算した 内容で記載してください）。</li> <li>年間収入申告書（所定様式）</li> <li>※社会保険料控除等がある場合 は、その控除額を記載してくだ さい。</li> </ul>
税情報がなく、上記 書類を提出するこ とができない方	令和4年1月～12月の年間収入 申告書（所定様式）	令和5年1月～12月の年間収入 申告書（所定様式）

- ※ 個人住民税未申告の場合や、市外からの転入者等で市区町村民税所得割額の分かる書類（課税証明書等）が未提出の場合は、子ども育成課で税額が確認できるまで、税額を最高階層として取り扱います。税の申告又は書類の提出をお願いします。
- ※ 特別徴収税額通知書の写しでは給与収入以外の収入について確認ができないため、必ず課税（非課税）証明書をご提出ください。
- ※ 国外の収入がある方は事前に子ども育成課保育認定担当にご相談ください。
- ※ 引き続き武蔵野市に住民登録がある方は税資料のご提出は不要です。

⑦【その他の書類（状況に応じて）】

※ 下記以外にも状況によって、書類の提出を求める場合があります。ご不明な場合は子ども育成課保育認定担当までお問い合わせください。

保護者の状況	下記の表内のいずれか1つを提出してください。								
(1) 就業等を理由に子どもを長期契約で認可外保育施設等に預けている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育受託証明書（発行後3か月以内のもの）（所定様式、海外含む）</li> <li>・ 契約書の写し及び直近の保育料の領収書の写し等 ※過去1年間のうちに切れ目なく複数の施設に預けている場合は、施設ごとの証明が必要です。</li> </ul>								
(2) 自営（中心者）の方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の2つの書類を提出してください</li> <li>① 自営を証明する書類 （例）登記簿謄本 開業届       営業許可証 法人の印鑑証明 の写し</li> <li>② 事業収入を証明する書類 （例）前年分の確定申告書の写し（第一表及び第二表）       売り上げのわかる書類の写し（様式は問いません）</li> </ul>								
(3) 就労予定や就労状況を変更する予定で申込をされる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更予定がある場合は、事前に子ども育成課へご相談ください</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f8d7da;">状 況</th> <th style="background-color: #f8d7da;">必要書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就労の予定が決まっている方</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労予定先の就労証明書</li> <li>・ 求職活動誓約書</li> </ul> <p style="text-align: right;">計2枚</p> </td> </tr> <tr> <td>現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わらない場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">1枚</p> </td> </tr> <tr> <td>現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わる場合）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の就労先の就労証明書</li> <li>・ 就労予定先の就労証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">計2枚</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※就労予定の就労証明書はあくまで「予定証明」です。予定通り、就労した又は、就労状況を変更した際は、速やかに就労証明書（証明日が採用日あるいは変更日以降のもの）を提出してください。</p> <p>※入所後に就労予定の内容と状況が変わり利用調整指数が下がった場合、退所になります。</p>	状 況	必要書類	就労の予定が決まっている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労予定先の就労証明書</li> <li>・ 求職活動誓約書</li> </ul> <p style="text-align: right;">計2枚</p>	現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">1枚</p>	現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わる場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の就労先の就労証明書</li> <li>・ 就労予定先の就労証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">計2枚</p>
状 況	必要書類								
就労の予定が決まっている方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労予定先の就労証明書</li> <li>・ 求職活動誓約書</li> </ul> <p style="text-align: right;">計2枚</p>								
現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わらない場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">1枚</p>								
現在就労中だが、入所予定日までに変更の予定がある方（就労先が変わる場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在の就労先の就労証明書</li> <li>・ 就労予定先の就労証明書</li> </ul> <p style="text-align: right;">計2枚</p>								
(4) 申込児童の兄弟姉妹に障害児がいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳の写し</li> <li>・ 愛の手帳の写し</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳の写し</li> </ul> <p>※上記のうち、有効期限のあるものは期限内のもの。</p>								
(5) 就学に該当する方で、大学の研究機関等にて無報酬で研究している方等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究活動証明書（所定様式）（発行後3ヶ月以内）</li> <li>・ 国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できるもの（発行後3ヶ月以内）</li> </ul>								
(6) 保育施設の廃業により継続利用ができない方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育施設の廃業で継続利用することができないことを証明できるもの</li> <li>※就労等の理由により週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極め若しくは年間で締結していることが必要です。</li> <li>・ 受託証明書（発行後3ヶ月以内）</li> </ul>								

保護者の状況	下記の表内のいずれか1つを提出してください。
(7) 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない方（4月入所のみ） ※市内地域型保育事業を除く	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2歳児までしか在園することができない保育施設の受託証明書（発行後3ヶ月以内）</li> <li>・ 2歳児クラスから3歳児クラスへの継続利用が施設の事情によりできないことを証明できるもの（発行後3ヶ月以内）</li> </ul> ※いずれも就労等の理由により週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極め若しくは年間で締結していることが必要です。 ※市内の地域型保育施設卒園児については不要です。 ※2歳児までしか在園することができないことが記載された証明書が必要です。
(8) 保育を必要とする要件が就労の方で、障害等をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳の写し</li> <li>・ 愛の手帳の写し</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳の写し</li> <li>・ マル都医療券の写し（特殊疾病）</li> <li>・ 特定疾病療養受療証の写し（特定疾病）等</li> </ul> ※上記のうち、有効期限のあるものは期限内のもの。
(9) 育児休業を取得して、申込児童を家庭で保育している方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業の取得状況が記載してある就労証明書</li> <li>・ 育児休業証明書等</li> </ul>
(10) 育児休業の延長が可能なため他の申込者を優先することに同意する方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指数の制限に関する同意書</li> </ul> ※提出があった場合、一律で指数が低くなり入所の可能性が著しく低くなります。 詳細はP24をご参照ください。
(11) 入所日までに申請児童の下の子が生まれ、多子世帯（P.36 4表優先項目指数表「い」「う」）に該当となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子手帳の写し（表紙、出産予定日の分かるページ）</li> </ul>
(12) 申込時点で市外にお住まいの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細はP26をご参照ください。</li> </ul>

## 6 申込にあたっての注意事項

### (1) 利用を希望する施設（事業者）について

- ・令和6年4月1日現在の年齢でクラスが決まります。年度途中で誕生日を過ぎてもクラスは変わりません。なお、0歳児クラスについては、入所日時点での月齢（日齢）により入所できる認可保育施設が異なります。産休明け保育について、詳細はP45をご参照ください。
- ・希望する認可保育施設に入所できるかどうかは、他の方の申込状況に大きく左右されます。
- ・第1希望のみ記入した方に優先的に入所の内定が出ることはありません。
- ・内定辞退する方が増えています。利用を希望する認可保育施設は、十分に検討したうえでご記入ください。
- ・転所希望の場合は、転所したい認可保育施設のみを記入してください。  
※ 4月入所1次及び2次利用調整において、転所の内定を辞退した場合は、元の施設に戻ることはできません。また、転所申込も無効となります。
- ・利用を希望する認可保育施設の変更は「希望認可保育施設（事業）変更届」により行うことができます。



### (2) 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業について

- ・保育短時間のみに対応した保育施設があります。確認のうえ、お申込みください。
- ・家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は2歳児クラスまでの保育施設・事業です。卒園後に認可保育所又は認定こども園へ入所することを希望する場合は改めて申込が必要です。

### (3) 提出書類について

- ・児童状況書は、お子さんの状況を詳しく記入してください。申込後、お子さんの状況（疾病や発育）が変わった場合は、必ず子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。
- ・提出書類に不足や不備がある場合は、申込の有効期限内であっても、必要に応じて書類の追加提出や再提出を求める場合があります。
- ・一度収受した書類はお返しすることができません。
- ・利用調整に際し、提出された書類の内容について不明な点がある場合は、発行元へ照会させていただくことがあります。提出された書類の内容と状況が異なる場合は、内定取消又は退所となりますので、十分ご注意ください。
- ・保護者記入書類以外（就労証明書等）を訂正する際は、訂正者がわかる記載が必要です。（訂正署名・訂正印等）
- ・修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用しないでください。
- ・以下のような家庭の状況に変更が生じる場合は事前に子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。利用調整で不利になったり、入所内定取消や、入所後であれば退所になる場合があります。
  - ① 保育の利用希望がなくなった場合
  - ② 保護者の就労状況が変わる場合
  - ③ 住所や電話番号が変わる場合
  - ④ 家族構成が変わる場合
  - ⑤ その他要件等が変わる場合

利用調整は、提出された書類を基に行います。書類の内容と状況が異なる場合は、内定取消又は退所となりますので、十分ご注意ください。

### (4) マイナンバー記入用紙の確認について

認定申請の際に、個人番号の確認をします。「マイナンバー記入用紙」に申込に係る保護者全員及び申込児童の個人番号を記入し、個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード等）及び本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写しを貼付してください。

※ 通知カードは記載事項に変更がない場合に限り、番号確認書類として使用できます。

## (5) 認可保育施設入所内定の辞退について

内定を辞退した場合、以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。

電子申請はこちらを→  
ご覧ください。



- 申込が無効となります。引き続き申込を希望する場合は、再度申込書類一式を用意のうえ、申込をしてください。優先項目指数で「す - 1」が申込年度中と翌年度中に適用されます。
  - ※ 次に待機している方へのご案内が遅れたり、ご案内できない場合があるため、辞退する場合は速やかに辞退手続きを行ってください。また、希望施設は内定した場合に入所する施設のみとしてください。
- 4月一斉入所（1次利用調整及び2次利用調整）において、転所申込の入所内定を辞退した場合は、もとの保育施設に在園し続けることはできません。

## (6) 申込の無効・取下げについて

以下の場合には、申込が無効になる又は取下げしたものとみなしますのでご注意ください。

- ・ 内定を辞退した場合
- ・ 申込書類に虚偽の記載があることが判明した場合
- ・ 市の状況調査に協力していただけない場合
- ・ 住所、家庭状況、就労状況その他申込書類の記載内容に変更が生じ、それを申告しなかった場合
- ・ 申込の有効期限を経過した場合
- ・ 申込書類が受付期間外に提出された場合
- ・ 市外に転出した場合

## (7) 出産前に申込をする場合は・・・

- ・ 令和6年2月4日までに出生の予定がある場合は、4月一斉入所申込に限り、出生前に申込ができます。その場合は、「母子手帳（表紙・出産予定日がわかるページ）」の写しと「出産予定児の申込に関する誓約書」を提出してください。（その他提出書類についてはP18～21参照）
- ・ 育児休業取得予定の場合は「出産予定児の申込に関する誓約書」にその旨を記載してください。
  - ※令和6年1月2日～令和6年2月4日生まれの子どもは、産休明け保育（実施施設のみ）の対象となります。希望園は必ず実施施設のみ記入してください。
  - ※出産前に申込をする場合、申込書の児童名は「名字 + 出産予定児」とし、生年月日は出産予定日を記入してください。
- ・ 出生後は、下記の書類を提出してください。
  - ※出生後およそ2週間以内に書類を提出してください。ただし、出生後令和5年12月31日までに1か月健診を受診できる場合は、受診日のおよそ2週間以内に提出してください。

必要書類	細目
①児童状況書	すべての項目を記入し（不明の場合は、未受診・なし・いいえを記入）注意事項を確認のうえ署名してください
②教育・保育給付認定変更申請書兼届出書	申込児童の氏名及び裏面「世帯員の増減」を記入してください。
③産後・育児休業証明書	育児休業を取得する場合のみ用意してください。ただし、申込時に提出した就労証明書等に育児休業等の取得期間が記載されている場合は提出不要です。

下記のことに注意し、慎重に希望施設等を選んでください。

(注 1) 出産予定日が令和 6 年 2 月 5 日以降の方は、4 月入所申込ができません。

(注 2) 令和 6 年 1 月 2 日以降に生まれ、内定施設が産休明け保育を実施しない認可保育施設であった場合、内定取消になります。令和 6 年 1 月 1 日以前に出産予定がある方で、令和 6 年 1 月 2 日以降に出生が遅れる場合には、必ず令和 6 年 1 月 5 日までに子ども育成課保育認定担当へご連絡ください。

(注 3) 令和 6 年 2 月 5 日以降に生まれた場合、令和 6 年 4 月入所対象外となります。内定が出ていても内定取消になります。

## (8) 育児時間（短時間勤務）を取得する場合は…

育児時間（短時間勤務）については 1 日あたり 2 時間までは取得することが可能です。ただし、その旨を就労証明書に記載していただく必要があります。また、2 時間を超えて取得する場合は、超える時間（例：3 時間取得する場合は 1 時間分）を就労契約時間から除きます。

## 7 申込児童の利用調整について

武蔵野市では、公平・公正な利用調整を行うため、市長が定める利用調整方法（P29～32 参照）に基づき申込児童の利用調整を行います。大勢の申込児童の利用調整を行う 4 月一斉入所では、民生・児童委員による立会いのもとに利用調整会議を実施します。

※ 保育所等の定員はクラス年齢別に決まっているため、申込児童の利用調整はクラス年齢別に行います。

※ 兄弟姉妹で同時に申込をする場合、利用調整方法を下記 3 つの中から選択できます。

- ①全申請児童の内定状況（内定保留や、同園内定か）に関わらず原則通りの利用調整を希望。（片方のみ内定や、別園での内定もあり得る。）
- ②申請児童全員が内定する場合のみ、内定を希望。（1 人でも保留の場合は、全申請児童を保留とする。全児童内定であれば別園でも内定させる。）
- ③下位希望園でも全申請児童同園を希望し、同園にならない場合は内定を希望しない。（全申請児童が別園で内定する場合でも、同園でないため全申請児童を保留とする。）

## 8 育児休業の延長が可能のため他の申込者を優先することに同意した場合の利用調整について

認可保育施設の利用申込において、育児休業の延長が可能のため他の申込者を優先し利用調整において著しく不利になることに同意した場合は、指数を一律で低くします。

上記の取扱いを希望する場合は、必ず以下をお読みください。

### 対象者

以下すべてに該当する場合に対象となります。

- (1) 認可保育施設の利用申込をしていること。
- (2) 就労要件で申込しており育児休業を取得中であること。
- (3) 入所を希望する月の申込締切日までに「指数の制限に関する同意書」の提出があること。

※ (1) (2) に該当しない場合は、「指数の制限に関する同意書」の提出があっても対象外となります。

### 取扱い内容と注意点

- ・ 利用調整基準その他の指数「他の申込者の優先に同意する」の適用により、基準指数、調整指数にかかわらず指数が 50 となり、入所の可能性が著しく低くなります。
- ・ 利用調整の結果、保留となった場合は、保留通知書が発行されます。

- ・入所を希望する月の申込締切日午後5時までに就労証明書等の利用申込書類一式の提出が必要です。提出がない場合、利用調整の対象外となるため、保留通知書は発行されません。
- ・入所を強く希望する場合は「指数の制限に関する同意書」を提出しないでください。
- ・申込者の希望により指数を制限するものです。必ず保留となることを約束するものではなく、希望した保育施設に空きがある場合は内定となることがあります。

### 適用を希望する場合

入所を希望する月の申込締切日午後5時までに利用申込書類一式に加え、「指数の制限に関する同意書」を子ども育成課までご提出ください。

### 適用の解除を希望する場合

解除を希望する月の入所申込締切日午後5時までに「希望認可保育施設（事業）変更届」を子ども育成課までご提出ください。

## 9 市外の保育園の申込や市外からの申込について

### (1) 市外の保育施設に申込する方の手続き方法

#### ①申込先の自治体へ転出予定がある方

転出先自治体の申込締切日までに転出ができず、転出先自治体より武蔵野市へ申込手続きするよう案内があった場合は以下の方法でお手続きください。

申込先	武蔵野市子ども育成課
必要書類	①教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書（武蔵野市様式） ②申込先自治体所定様式
提出方法	郵送、窓口
提出期限	申込先自治体が定める申込締切日の <b>5 開庁日前</b>

- ・2か所以上の自治体に同時に申込みことはできません。
- ・内定の可否問わず、転出されたら転出先自治体の保育担当課にて必ず手続きを完了してください。

#### ②申込先の自治体へ転出予定がない方

申込先	武蔵野市子ども育成課
必要書類	①教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書（武蔵野市様式） ②申込先自治体所定様式
提出方法	郵送、窓口
提出期限	申込先自治体が定める申込締切日の <b>5 開庁日前</b>

- ・自治体によっては利用申込の制限を行っている場合がありますので、あらかじめ入所を希望する認可保育施設が所在する自治体にお問い合わせの上、お申込ください。

## (2) 市外から武蔵野市の認可保育施設に申込する方の手続き方法

### ①武蔵野市へ転入予定の方

入所日の前月末日までに転入（武蔵野市での住民登録と実際に居住を開始することが必要）し、入所前健康診断、園長（施設長）面談等の手続きをすべて完了することを条件に利用調整を行います。

申込先	武蔵野市子ども育成課
必要書類	① P18～19に記載のある申込書類一式 ② 転入誓約書（武蔵野市様式） ③ 売買契約書、賃貸契約書の写し※等（以下の内容が分かるもの） (1) 物件住所（市内物件） (2) 引渡予定日（入所日の前月末日までの日付） (3) 契約者双方の名称 ※売買契約の日付が古い場合、現在も物件を所有していることを確認するため、最新の「固定資産税納税通知」の写しを提出してください。 ※提出が無い場合でも、受付は可能ですが、優先項目指数「せ-1」（P37参照）を適用します。 ④ 現住所が記載されている住民票（世帯全員分） ※国内の自治体に住民登録が無い場合は、パスポートの写しを世帯全員分ご提出ください。
提出方法	郵送、電子申請、窓口
提出期限	武蔵野市が定める申込締切日（P13参照）

- ・武蔵野市内に転入できない場合、内定取消や退所になることがあります。
- ・現在在籍している保育施設等がある場合、内定月の前月末日までに在籍施設を退所し、内定月1日から内定した認可保育施設の在園児となる必要があります。内定月の前月末日までに退所していない場合、入所内定が取消になることがあります。

### ②武蔵野市へ転入予定がない方

申込先	お住まいの自治体の保育担当課
必要書類	① P18～19に記載のある申込書類一式 ② お住まいの自治体で必要な書類
提出方法	お住まいの自治体の保育担当課へご確認ください。
提出期限	武蔵野市の受付期間最終日の <b>5開庁日前</b>

- ・0歳児から2歳児クラスについては、申込を受付けていません。
- ・3歳児から5歳児クラスについては、武蔵野市民の利用調整後、2人以上の欠員がある場合にのみ利用調整の対象となります。
- ・**3歳児クラスの4月入所については、2次利用調整から申込が可能になります。**

## 10 市外転出後の継続通園について

武蔵野市内の認可保育施設の在園児で、市外に転出後も継続して在園施設に通園を希望する場合のお手続きは以下の通りです。

### (1) 継続通園の条件

継続通園を開始した年度の3月末までは、転出先自治体に保育施設への入所申込をしなくても通園できますが、翌4月の入所申込を転出先自治体にしてください。翌4月入所、年度途中入所問わず、転出先自治体の認可保育施設に内定が出た場合には、そちらに入所していただきます。

### (2) 継続通園の手続き方法

- ①手続き方法、必要書類等については、子ども育成課と転出先自治体の保育担当課にご確認ください。
- ②在園施設へ「退所（継続通園）届」（施設にあります）をご提出ください。
- ③転出先自治体で転入手続が完了したら、必ずその日中に保育担当課で継続通園の手続きをしてください。
  - ※手続きが遅れると継続通園できない場合があります。
  - ※居宅訪問型保育事業の在園児については、市外転出後の利用ができない場合があります。事業者へ直接ご確認ください。



# 6 認可保育施設の利用調整方法について

## 利用調整基準の見直しについて

利用調整基準については様々なご意見をいただきながら、毎年度見直しを行っています。今後も入所状況や申込状況を踏まえ、公平で明確な基準作りを目指し、見直しを行っていきます。

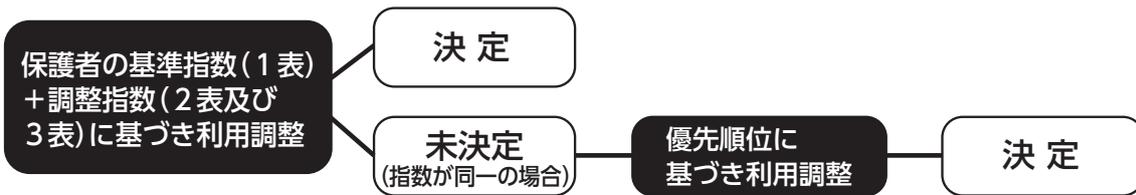
### 1 令和6年度利用調整基準の主な変更点

	区分	項目	基準指数該当箇所	変更内容
1	<b>変更</b>	保育所等利用調整の基準指数表	1表 3の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「月1日以上通院を要する感染症、特殊疾病、特定疾病」について、通院頻度を削除しました。</li> <li>・「療養（週3日以上通院）」及び「療養（週2日通院）」を削除しました。</li> <li>・「常時安静を要する」を新設しました。</li> </ul>
2	<b>変更</b>	保育所等利用調整の基準指数表	1表 5の項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労時間を週単位から月単位へ変更しました。</li> <li>・指数を一部見直しました。</li> </ul>
3	<b>削除</b>	同居祖父母あり	3表 H	削除しました。
4	<b>変更</b>	保護者が保育士等	4表 優先項目指数(あ)	転所申込を対象外としました。
5	<b>変更</b>	内定辞退等	4表 優先項目指数(す)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞退した場合は適用の対象とし、辞退期限を無くしました。</li> <li>・3か月間利用調整の対象外とする取扱いを無くしました。</li> </ul>
6	<b>変更</b>	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	4表 優先項目指数(せ)	4月入所のみ適用を、年度途中入所にも適用することとしました。

6

認可保育施設の利用調整方法について

## 2 利用調整基準



1表 武蔵野市保育所等利用調整の基準指数表

種類	細目		基準指数	
1	不存在	離婚、未婚、行方不明、死亡等	100	
2	災害	火災等による家屋の損壊その他災害復旧のために保育にあたることができない場合	100	
3	疾病、傷病 又は心身障害	入院（おおむね1か月以上とし、入院予定を含む。）	100	
		常時病臥	100	
		入院を要する精神性疾患、感染症、特殊疾病、特定疾病	100	
		精神性疾患、感 週1日以上以上の通院を要する	95	
		染症、特殊疾病、 特定疾病	上記以外	90
		常時安静を要する（日常生活に著しく支障がある） その他（上記以外の療養を要する）		80
	心身障害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持		100
		身体障害者手帳3級又は精神障害者保健福祉手帳3級を所持 その他（身体障害者手帳4級等を所持する場合）		90 55
4	看護又は介護	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれに準ずる状態にある者、感染症若しくは特殊疾病である者又は要介護4・5の高齢者の看護若しくは介護をしている場合5の項を準用する。ただし、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護し、又は看護していること。		
		その他（上記以外の同居親族の看護又は介護をしている場合） 月48時間以上（実働）	50	
5	就労	※5の項の就労時間の算定は次のとおり行う。 ・休憩時間1時間までを就労時間として含める。通勤時間及び超過勤務時間は含めない。 ・育児時間（短時間勤務）を取得する場合、1日2時間までは就労時間とみなし、2時間を超える場合、その超える時間を就労時間から除く。	月20日以上	1月、155時間以上の就労を常態とする。 100
				1月、150時間以上 155時間未満の就労を常態とする。 95
				1月、140時間以上 150時間未満の就労を常態とする。 90
				1月、130時間以上 140時間未満の就労を常態とする。 85
				1月、120時間以上 130時間未満の就労を常態とする。 80
				1月、110時間以上 120時間未満の就労を常態とする。 75
				1月、110時間未満の就労を常態とする。 65
			月16日以上	1月、124時間以上の就労を常態とする。 80
				1月、120時間以上 124時間未満の就労を常態とする。 75
				1月、112時間以上 120時間未満の就労を常態とする。 70
				1月、104時間以上 112時間未満の就労を常態とする。 65
			月12日以上	1月、96時間以上 104時間未満の就労を常態とする。 60
				1月、96時間未満の就労を常態とする。 55
その他	1月、93時間以上の就労を常態とする。 55			
その他	上記に掲げるもののほか、月48時間以上（実働）の就労で、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	50		
6	妊娠、出産	入所予定日が、出産月を挟む前後おおむね2か月の間に該当する場合（多胎出産の場合は出産前おおむね4か月前から出産後おおむね2か月）。	70	
7	特例	就学、職業訓練等	5の項を準用する。	
		求職中（自営準備含む。）	35	
		その他	前各項に掲げるものの他、明らかに児童が保育を要すると認められる場合	協議

- ＜備考＞
- 3の項に該当する場合は、医師の診断書等で通院頻度を確認する。
  - 3の項の感染症とは、感染症法の対象となる感染症の場合をいう。
  - 3の項の特殊疾病とは、国の指定難病と都単独の対象疾病の場合をいう。
  - 3の項の特定疾病とは、介護保険法施行令及び国民健康保険法施行令の規定の場合をいう。
  - 5の項は育児休業中の者も含む。
  - 5の項の就労時間の算定において、就労実績が雇用契約上の就労日数及び就労時間を満たしていない場合は、就労実績を元に算定する。
  - 5の項の就労時間の算定において、産前休暇前に悪阻等の体調不良により、勤務時間が減少した場合は、産前休暇前の3か月の内、就労時間の多い月の実績を適用できる。
  - 4の項、5の項及び7の項（就学、職業訓練等）のうち複数に該当する場合は、それぞれの時間数を合算して算定する。

2表 保護者それぞれにかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
A	- 5	親族経営	保護者の3親等内の親族が経営する事業所で就労をしている場合に適用する。ただし、当該就労の実績が証明できるときを除く。
B	- 2	就労等状況変更予定	就労又は就学、職業訓練等を行っている保護者について、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに当該就労又は就学、職業訓練等の状況に変更の予定があり、当該変更により基準指数が増加する場合に適用する。
C	- 10	就労等予定	無職の保護者が、その児童の保育所等入所予定日の属する月の末日までに就労又は就学、職業訓練等を開始する予定がある場合に適用する。
D	- 20	就学	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校等に在学している場合に適用する。ただし、大学等の研究機関において無報酬で研究を行っている場合、大学等が発行した証明書で就労状況等を証明できる場合は適用しないものとする。また、国等の公的機関から研究費用を受け取っていることを証明できる場合についても適用しないものとする。
E	- 10	職業訓練	国、都道府県又は市区町村が設置する職業訓練施設又はこれに準ずる技能施設に通所している場合に適用する。
F	- 20 まで	証明内容不整合	証明書に記載された雇用条件と勤務実績とに相当の差異がある等証明書の内容と就労実態に不整合がある場合に適用する。

《備考》 1 Bの項又はCの項についてひとり親の場合は、適用しないものとする。

2 Bの項又はCの項（いずれも就学、職業訓練等の場合。）を適用する場合は、Dの項及びEの項を併せて適用する。

3表 世帯にかかわる調整指数表

	調整指数	名称	適用要件
G	- 10 ※未納1か月につき	保育料滞納	入所申込月において当該世帯の児童（卒園児も含む）の保育料の滞納がある場合にそれぞれの滞納月数に乗じて適用する。ただし、入所申込月の前月までに納付誓約書を子ども育成課に提出しており、当該納付誓約書どおりに納付されることを確認することができる場合を除く。
H	+6	ひとり親	保護者がひとり親又はひとり親家庭のための手当等を受給している場合に適用する。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいるときを除く。
I	+20	2歳児までしか在園することができない地域型保育施設の卒園児	2歳児までしか在園することができない市内の家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業の地域枠（市の利用調整による入所受入枠）、居宅訪問型保育事業を卒園する児童が、入所申込をする場合に適用する。（3歳児クラスの4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
J	+5	施設の廃業で継続利用ができず緊急的に保育を必要とする児童	市内又は市外の保育施設を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用しており、当該保育施設が廃業することを理由に継続して利用することができず緊急的に保育を必要とする場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、保育施設の事情で継続契約ができないことを証明できる場合に限り。（4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
K	+3	2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない児童	2歳児までしか在園することができない市内又は市外の保育施設（企業主導型保育事業及び武蔵野市認定グループ保育室を含む。）を就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で利用している場合、又は3歳児以降の保育定員がある保育施設においても、2歳児クラスから3歳児クラスへの継続契約ができない場合に適用する。ただし、週4日以上又は月120時間以上の利用契約を月極若しくは年間で締結している児童で、施設が継続契約をしないことを証明できる場合に限り。（3歳児クラスの4月入所のみ。2次利用調整での転所申込は除く。）
L	+10	障害児枠での申込	児童が発育や発達の遅れ、疾病等があり、障害児枠での入所申込が必要であると認められる場合に適用する。

《備考》 Iの項、Jの項、及びKの項については、いずれかの項についてのみ適用する。

## 最終実施指数が同一である場合の優先順位

**第1順位** 既に市内認可保育施設に在園または内定している児童で、その兄弟姉妹が当該児童と異なる市内認可保育施設に在園または内定している児童。

(4月入所1次利用調整で内定し転所申込をした場合、4月入所2次利用調整から適用)

**第2順位** 4表「優先項目指数表」に掲げる優先項目指数の合計数の大きい児童

4表 優先項目指数表

	優先項目指数	名称	適用要件
あ	+1	保護者が保育士等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、入所予定日において、市内又は市外の認可保育施設、認証保育所、企業主導型保育所又は幼稚園で、保護者が保育士又は幼稚園教諭等として勤務していることを就労証明書で確認でき、かつ保育士証又は幼稚園教諭免許状の写しを提出した場合に適用する(転所申込を除く)。
い	+2	多子世帯(未就学児童)	入所予定日において、未就学児童が3人以上いる世帯に適用する。
う	+1	多子世帯(小学3年生以下の児童)	入所予定日において、小学3年生以下の児童が3人以上いる世帯で、かつ、そのうち未就学児童が2人いる場合に適用する。
え	+2	多胎児の兄弟姉妹有	利用調整会議の日において申込児童(転所申込は除く。)の他に、入所申込(転所申込は除く。)している多胎児の兄弟姉妹がいる又は入所予定日に市内認可保育施設に在園している多胎児の兄弟姉妹がいる場合に適用する。
お	+1	兄弟姉妹有	利用調整会議の日において申込児童(転所申込は除く。)の他に、入所申込(転所申込は除く。)している兄弟姉妹がいる又は入所予定日に市内認可保育施設に在園している兄弟姉妹がいる場合に適用する。
か	+2	認可外保育施設1年以上利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1年以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。また(き)の項の適用該当者のうち、就労証明書等の提出により育児休業から切れ目なく認可外保育施設を利用していることを確認でき、育児休業取得から入所予定日の前日までの期間が1年以上となる場合に適用する。
き	+1	認可外保育施設利用	入所予定日の前日において、保護者が現に就労等の理由により保育の必要性の要件に見合った保育時間で有料の認可外保育施設等(海外の施設を含む。)を引き続き1か月以上利用している場合で、保育受託証明書等を提出したときに適用する(転所申込を除く。)。ただし、利用予定は含まないものとする。
く	+2	保護者が障害者等	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳1~3級、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持しているか、感染症、特殊疾病若しくは特定疾病の場合に適用する。
け	+1	保護者が障害者(身体障害者手帳4・5級所持)	1表 5の項の適用を受ける保護者で、当該保護者が身体障害者手帳4・5級を所持している場合に適用する。
こ	+2	兄弟姉妹障害児	保護者のいずれもが1表 4の項の適用を受けていない場合で、申込児童の兄弟姉妹に障害者手帳(身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳)を所持する障害児がいる場合に適用する。
さ	+2	育児休業取得1年以上	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1年以上取得している場合に適用する。ただし就労証明書等の提出により、育児休業を取得することを確認できる場合に限り(転所申込を除く。)。取得期間の算定については、育児休業中に下の子の産前休暇に入る場合は、上の子の育児休業期間に、下の子の産前産後休暇と育児休業の期間を合算する。
し	+1	育児休業取得	入所予定日の前日において、1表 5の項の適用を受ける保護者が現に申込児童の育児休業を1か月以上取得している場合に適用する(転所申込を除く。)。ただし、就労証明書等の提出により、育児休業を取得することを確認できる場合に限り。なお、出産予定日においては、入所予定日の前日において育児休業を1か月以上取得予定であることを、出産予定日の申込に関する誓約書及び出生後に提出する産前産後・育児休業等証明書等にて確認できる場合に適用する。
す	-1	内定辞退等	利用調整で内定を受けたが、辞退・取下げした場合、又は内定取消の場合に適用する。適用する期間は年度中及び翌年度とする。
せ	-1	売買契約書・賃貸契約書の写し等が提出できない	転入予定での申込において、受付期間中に提出できない場合に適用する。

《備考》 1 (い)の項又は(う)の項、(え)の項又は(お)の項、(か)の項又は(き)の項、(く)の項又は(け)の項、及び(さ)の項又は(し)の項については、いずれか指数の高い項を適用する。  
2 (か)の項、(さ)の項又は(し)の項については、育児休業取得期間の算定について、産後8週を経過した日から引き続き育児休業を取得する場合には、出産日を始期とする。

- 第3順位 生活保護受給世帯に属する児童
- 第4順位 生活中心者の失業により、就労の必要性が高い世帯に属する児童
- 第5順位 虐待されるおそれがあると認められる児童又は保護者が配偶者から暴力を受けるおそれがあると認められる世帯に属する児童
- 第6順位 市区町村民税所得割額・均等割額の低い世帯に属する児童（申込締切日時点で確認できる税額に基づく）  
（武蔵野市と異なる税率の市区町村に住民登録があった者の所得割額・均等割額は、武蔵野市に住民登録があった者とみなして算定する）  
※市区町村民税所得割額の算定は調整控除を除き、税額控除は適用しない。
- 第7順位 合計所得金額の低い世帯に属する児童（申込締切日時点で確認できる税額に基づく）

### その他の指数（育児休業の延長が可能な場合）

名称	適用要件
他の申込者を優先することに同意する	保育所等に入所できない場合に育児休業の延長が可能な保護者から、他の申込者を優先することの同意書（指数の制限に関する同意書）の提出があった場合には、基準指数、調整指数に関わらず、当該児童の指数を50とする。ただし、保護者が1表5の項の適用を受ける場合に限る。

## 6

### 《特例調整》

#### ・特例調整の概要と目的

概要：市内認可保育施設で兄弟姉妹別々在園（内定）している児童の解消のために、平成29年度入所から導入。  
目的：これまで施設に空きが出ない限り、利用調整を行えなかったところを在園児童（内定児童）同士での交換調整を行えるようにする。

#### ・要件・調整方法

項目	対象・要件	調整方法
在園児童（内定児童）同士の交換調整	以下の要件をすべて満たす児童 ①市内認可保育施設に在園（内定）している。 ②調整を行う時点で、転所申込をしている。	①在園（内定）施設と第1希望の施設で、同じ学年で交換が成立する児童を抽出する。 例：北町保育園在園・第1希望吉祥寺保育園で転所申込している1歳児⇔吉祥寺保育園在園・第1希望北町保育園で転所申込している1歳児 ②抽出した児童のうち、競合する児童がいる場合には、最優先は兄弟姉妹で別々在園となっている児童とする。以降は利用調整基準に準じる。 ③交換できる児童が特定した後、それぞれの保護者に連絡を入れ意向確認を行う。ここで両者とも交換に応じたいとなった場合には、交換成立としそれぞれの施設に連絡を取り、転所に必要な案内を行う。

※令和6年度入所においては、令和6年4月2次利用調整と令和6年5月利用調整から毎月実施する。



### ＜利用調整の計算例＞

P29～30の1表、2表、3表及びP32のその他の指数に基づいて最終実施指数を決定し、順位をつけます。最終実施指数が他世帯と同一の場合のみ、P31～32の優先順位により決定します。

下の例では、【世帯B】よりも【世帯A】の方が、利用調整順位は上位となります。（優先指数は【世帯B】の方が高いが、最終実施指数は【世帯A】の方が高いため。）

#### 世帯A

保護者1	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	・・・・・・・・基準指数	100
保護者2	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	・・・・・・・・基準指数	100
(調整指数なし)			<u>最終実施指数 200</u>
入所予定日において育児休業を1年以上取得する		+ 2	<u>優先指数 2</u>

#### 世帯B

保護者1	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	・・・・・・・・基準指数	100
保護者2	月20日以上就労月155時間以上の就労を常態とする（休憩時間1時間含む）	・・・・・・・・基準指数	100
(調整指数あり)			
(母) 就労等予定・・・・・・・・調整指数			-10
			<u>最終実施指数 190</u>
申込児童の他に新規入所申込をしている兄弟姉妹がいる		+ 1	} <u>優先指数 3</u>
入所予定日において育児休業を1年以上取得する		+ 2	

### ＜就労要件の指数決定方法について＞

「就労」要件の指数決定の際、就労実績が雇用契約上の就労日数及び就労時間を満たしていない場合は、就労実績を元に算定する。

### 3 認可保育施設入所・転所に関する確認票について

確認票には重要事項が記載されていますので、申込前に必ず内容を確認してください。

#### 認可保育施設入所・転所に関する確認票

※①、②は該当する方のみチェックしてください。

★育児休業中又は産休中に申込する方（取得予定も含む）	
①	育児休業中に申込をした方、もしくは入所予定日において育児休業中の方は、入所月の翌月1日までに復職する必要があります。産休中に申込み、入所予定日前日までに復職する方も含め、復職日より2週間以内に『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『復職証明書』をご提出ください。 <b>復職できなかった場合、就労日数・就労時間等を変更した場合や復職証明書を提出しなかった場合は退所となります。</b>
<input type="checkbox"/>	<b>入所予定日前日より前に復職し切れ目なく入所日前日まで認可外保育施設を利用する予定がないため、優先項目指数「育児休業取得1年以上」「育児休業取得」の適用を希望しません。</b> ※上記優先項目指数は、入所予定日前日まで育児休業を取得する方又は入所日前日より前に復職し切れ目なく入所日前日まで認可外保育施設を利用する方に適用します。指数を適用したうえで、証明日時点で育児休業から復職していない保護者が入所日前日より前に復職した場合は、内定取消又は退所となります。
★就労証明書記載の「雇用（予定）期間等」が有期で契約終期が入所予定日前の場合	
②	就労証明書の雇用（予定）期間等が有期で契約終期が入所予定日前の場合は、原則就労要件での申請はできません。 ただし、契約満了後の更新が「有」又は「有（予定）」の場合又は更新未定だが満了後切れ目なく契約どおりの就労を行うことを誓約する場合は、就労要件での申請が可能です。
<input type="checkbox"/>	契約満了後も切れ目なく契約どおりの就労を行い、『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び契約更新後の『就労証明書』を提出することを誓約します。 ※切れ目なく契約どおりの就労をしていることが確認できない場合は、内定取消又は退所となります。
★就労開始予定又は就労状況変更予定で申込する方	
③	入所月の末日までに申込時の就労証明書どおりの就労を開始し、就労開始日より2週間以内に改めて『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『就労証明書』をご提出ください。 <b>就労を開始できなかった場合又は就労証明書の提出がない場合は退所となります。</b> ※就労開始予定又は就労状況変更予定の場合、就労開始後改めて就労証明書をご提出いただくまでは、就労開始予定のままとして利用調整を行います。
★求職中で申込する方（自営準備を含む）	
④	入所日から3か月後までに就労を開始できない場合は退所となります。（4月入所の場合、7月1日までに就労を開始していること。）就労開始日より2週間以内に『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』と『就労証明書』をご提出ください。
★妊娠・出産のために申込する方	
⑤	在園期間は出産月を挟む前後2か月の計5か月です。在園期間後に就労等をする場合でも継続在園はできません。退園となる翌月以降も保育を希望する場合は、再度申し込いただき、改めて利用調整を行います。 ※多胎妊娠の在園期間は、出産月を挟む出産前4か月、出産後2か月の計7か月です。
★申込に関すること	
⑥	申込は内定が出るまで有効です。 <b>内定を辞退した場合は申込が消滅します。</b> ただし、内定が出ない場合は申込年度入所希望月から1月入所まで有効となります。
⑦	有効期限が切れた証明書（保育受託証明書など）は、再度提出が必要です。 翌年度入所や、辞退後再度認可保育施設の利用を希望する場合は、別途申込が必要です。
⑧	市外に転出した場合、職権により申込を無効とします。
⑨	預かり時間は、子どもの健康状況や保護者の就労状況等を踏まえ施設と相談のうえ、決定します。 開所時間は施設によって異なりますので、事前に確認のうえ、申込してください。
⑩	家庭的保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業は、短時間（最大8時間）の預かりです。それを超える時間は延長保育となります。（居宅訪問型保育事業で延長保育は行っていません。）
⑪	小規模保育事業は保育短時間（最大8時間）のみ利用可能な施設があります。
⑫	認可保育所・認定こども園では、アレルギー食について可能な範囲で対応しています。 家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業でのアレルギー食への対応の可否は各施設により異なります。
⑬	認可保育所・認定こども園では、原則として薬は預かりませんが、症状等により対応が異なるため、各施設へお問い合わせください。家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業では、与薬対応はできません。

⑭	入所後に市外へ転出する場合は継続通園が可能です。※居宅訪問型保育事業に入所した場合は、退所になる場合があります。
⑮	申込が不要となった場合は、速やかに『保育施設入所申込(辞退届・取下届)』を、取下届としてご提出ください。
⑯	提出された書類は返却できません。写しが必要な場合は、あらかじめご自身でコピーしてください。
⑰	認可外保育施設入所児童保育助成金又は幼稚園保護者補助金の申請で、既に税資料等を子ども育成課に提出している場合、認可保育施設入所申込の利用調整資料として利用しますので、お申し出ください。
⑱	認定証は申請日より30日以内に送付します。ただし、4月入所については認定事務が集中し、審査に時間を要することから、3月末までに送付します。すでに認定証を発行済みの方につきましても再度送付します。(転所申込は除く。)
<b>★申込書類や利用調整に関すること</b>	
⑲	申込書類に不足不備がある場合は、利用調整で対象外又は不利になる場合があります。
⑳	申込書類の確認のために、職場やご家庭に連絡する場合があります。
㉑	提出書類を基に申込の指数(就労日数や時間等)が入所後や復職後も継続するものとして利用調整を行います。 <b>申込や入所後にご家庭の状況に変更がある場合は必ず事前にご連絡のうえ、必要な手続きを行ってください。転職や就労日数・就労時間の変更等、申込時の内容と事実が異なる場合は、内定取消又は退所となります。</b>
㉒	申込書類、健康診断情報を含めた健康状況等は、入所先及び転所先の施設へ情報提供します。転所の場合は転所元施設から転所先施設に対して、保育に必要な情報の提供を行います。
㉓	外勤の場合、就労証明書は事業所の担当者が記入したものを提出してください。書類の改ざんが認められる場合は、虚偽の申込とみなし申込を無効とします。記載内容に誤りがないか必ず確認し、訂正がある場合は、事業所の担当者が訂正のうえ、訂正印又は訂正者の署名をしてご提出ください。
㉔	育児時間の取得や短時間勤務を行う場合は、取得又は短縮する時間のうち1日2時間までは就労時間とみなしますが、2時間を超える部分は、就労時間から差引いて指数計算を行います。
㉕	不足書類がある場合、申込締切日午後5時までに子ども育成課にご提出ください。締切後に提出された場合は、次の利用調整から反映します。
㉖	郵送事故による未着について、市は責任を負いません。到着確認のお問い合わせには対応いたしませんので、特定記録郵便やレターパックなどご自身で到着を確認できる方法でお送りください。
㉗	在園できない施設を希望園としている場合(産休明け保育対象児が産休明け保育を実施していない施設を希望園としている場合、3歳児が地域型保育事業を希望園としている場合、認証および認可外保育施設を希望園としている場合等)は職権により希望園から除きます。
㉘	個人住民税が未申告の場合や税資料の提出がない場合、入所利用調整における課税額の算定や入所した後の利用者負担(保育料)の算定は最高階層で行います。
<b>★結果通知に関すること</b>	
㉙	4月入所の利用調整結果は書面で通知します。5月入所以降で内定した場合は電話で連絡しますので、入所するかどうかを即答いただきます。保留の場合は初回のみ保留通知書を送付します。初回以外利用調整結果は内定した場合のみ連絡します。
㉚	<b>4月入所で転所申込をした方で1次、2次利用調整において転所の内定が出た場合は、内定辞退しても元の施設に戻ることができません。</b>
㉛	内定辞退する場合は、『保育施設入所申込(辞退届・取下届)』を提出してください。 <b>なお、辞退した場合は、申込が消滅するほか、辞退年度及び翌年度中は世帯に優先項目指数「内定辞退等」が適用されます。</b> 再度認可保育施設の利用を希望する場合は、改めて申込書類を揃えて、申込期日までに申込が必要です。
㉜	4月入所利用調整(1次・2次・あっせん)の結果通知後、保育コンシェルジュより情報提供等のご連絡をさせていただく場合があります。
<b>★内定後や入所後に関すること</b>	
㉝	内定した場合は入所日までに健康診断と内定施設での面談を受ける必要があります。健康診断の結果によっては、専門医受診をお願いする場合があります。健康診断や面談を受けられない場合や、健康診断と面談の結果、施設での受入れが困難と判断された場合は入所できない場合があります。
㉞	入所後(転所も含む)一定期間は慣れ保育を行います。慣れ保育期間中は短い時間でのお預かりとなります。期間や時間は施設により異なります。
㉟	長期にわたり施設を利用しない場合、1ヶ月を超えて休園する場合は原則として退所となります。
㊱	在園施設がある場合、内定月の前月末までに在園施設を退所し、内定月の最初の開所日から内定した認可保育施設に登園することとなります。(市内認可保育施設から転所の場合、退所手続きは不要です。)

# 7 認可保育施設の入所が決まったら

## 1 保育の利用期間について

保育の利用期間（保育所等を利用できる期間）は、小学校就学始期までの間で子どもに保育が必要な期間（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業は2歳児クラス卒園まで）となりますが、次の場合はそれぞれ別の保育の利用期間が設定されます。

<p>育児休業中</p>	<p>入所日の翌月1日まで            ※ 復職後、2週間以内に『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び『復職証明書』を保育所等に提出された場合には、保育の利用期間を延長します。</p> <p>【注意】以下の場合は、入所後であっても退所となりますので、十分ご注意ください。            ・ 入所日の翌月1日までに復職できない場合            ・ 復職後2週間以内に復職証明書を提出しない場合            ・ 就労日数や就労時間が変更になる場合</p> <p>※ 下の子の育児休業中で「P6 1 産休中又は育児休業中に申込する方（取得予定を含む）」下枠に該当する場合は、1か月以内に復職する必要はありません。</p>
<p>就労予定 ・ 就労状況 変更予定</p>	<p>1か月以内（ただし、入所月末日までに就労開始することが条件です。）            ※ 就労開始又は就労変更後、2週間以内に、『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び就労を開始した又は就労状況が変更した旨の『就労証明書』を保育所等に提出された場合には、保育の利用期間を延長します。</p> <p>【注意】以下の場合は、入所後であっても退所となりますので、十分ご注意ください。            ・ 認可保育施設の入所月中に就労の開始・変更ができない場合            ・ 申込時に提出した書類と就労事業所が変更となる場合            ・ 申込時に提出した書類と就労時間又は日数が異なる場合            ・ 就労開始や変更後、2週間以内にそれを証明する新たな就労証明書を提出しない場合</p>
<p>求職中</p>	<p>入所日より3か月間            （例）4月入所の場合、7月1日までに就労を開始できていること            ※ 『変更申請書兼届出書（教育・保育給付認定）』及び就労を開始した旨の『就労証明書』を保育所等に提出された場合には、保育の利用期間を延長します。</p> <p>【注意】定められた期間内に「月48時間（休憩時間除く）以上」の就労を開始できない場合は、退所となりますので、十分ご注意ください。</p>
<p>妊娠・出産</p>	<p>出産月を含めた前後2か月（計約5か月間）            ※ 多胎妊娠の場合は、出産前4か月、出産後2か月（計約7か月間）となります。妊娠・出産要件で入所して認定期間が過ぎた場合、就労等をする場合でも継続通園はできません。退園となる翌月以降に保育を希望する場合は、入所申込期限までに新たな申込が必要となります。</p>
<p>疾病・介護・災害・その他</p>	<p>それぞれの事由が終了するまでの期間</p>
<p>就学・職業訓練</p>	<p>卒業日又は修了日が属する月の末日まで</p>

《ご注意ください！》

入所後、保育を必要とする事由がなくなった場合には、その月末をもって退所となります。

## 2 保育時間（基本保育時間・延長保育時間）について

- ・保護者の就労の実態や通勤時間を考慮して、必要な子どもには基本保育時間に加えて早朝保育・夕方保育・延長保育を実施しています。
- ・保育時間は、子どもの月齢や保護者の就労状況によって認可保育施設が決定します。
- ・入所直後は、慣れ保育として短い時間の保育から進めていきます。おおむね10日程度ですが、子どもの状況を見ながら調整します。詳しくは、認可保育施設へお問い合わせください。
- ・早朝保育・夕方保育・延長保育を希望する場合は、入所後に認可保育施設へご相談ください。
- ・日曜日・祝日は休園日です。
- ・土曜日の保育については、両親ともに就労等で保育ができない場合にのみ、利用ができます。預かり時間は認可保育施設と相談のうえで決定します。
- ・年末年始は原則休園です。年末保育についてはP51をご参照ください。
- ・延長保育は、子どもの月齢や保護者の就労の実態及び通勤時間を考慮して、必要であると認められた場合に利用できます。利用の可否、実施状況、申請方法や利用料金等については、施設により異なりますので、後半の施設ガイドでご確認又は認可保育施設にお問い合わせください。

### 例：【市立園の預かり時間】

◎開 所 時 間：午前7時30分から午後7時15分まで

◎基本保育時間：午前8時30分から午後4時30分まで

	早朝保育 7:30～8:30	基本保育 8:30～16:30	夕方保育 16:30～18:30	延長保育 18:31～19:15
満3か月未満	×	保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大8時間30分まで) 17:00まで 保育短時間の利用可能時間		×
満3か月以上 ～満1歳未満		保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大10時間30分まで) 18:00まで 保育短時間の利用可能時間		×
満1歳以上		保育標準時間の利用可能時間 (この範囲内で最大11時間まで) 18:30まで 保育短時間の利用可能時間		別料金 ×

※ 上表はあくまで月齢・年齢別の利用可能時間であり、実際の保育時間は子どもの月齢や保護者の就労状況等に基づき、保育施設との面談で決定します。

※ 保育短時間の場合、基本保育時間以外の保育は行いません。

### 【民間保育園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の場合】

⇒ P62以降の保育施設ガイドを参照していただくほか、直接各認可保育施設へお問い合わせください。

### 3 保育所等の長期休園について

認可保育施設は原則1か月を超えて休むことはできません。ただし、やむを得ない事情（園児の入院等）があると市が認める場合には、3か月以内であれば休むことができます。

【休園1か月の数え方】

(例) 最終登園日が8月2日の場合、保育園をお休みできるのは、8月3日から9月2日までとなります。9月3日から登園する必要があります。

保育施設を欠席している間も利用者負担（保育料）はかかりますが、保育短時間に変更することはできます。

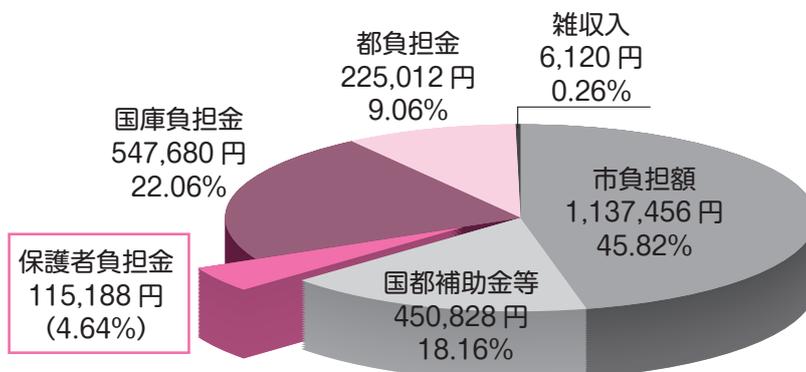
### 4 利用者負担額（保育料）について

- 利用者負担額（保育料）は扶養義務者（保護者）の**市区町村民税所得割額**（ただし、調整控除を除き税額控除は適用しません。）の合計及び保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）に応じて決定します（保護者が非課税で生計を一にしている祖父母がいる場合、祖父母〈家計の主宰者である場合に限る〉の市区町村民税所得割額に応じて決定します）。
  - 認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の利用者負担額（保育料）についても、市が決定します。（徴収は施設が行います。）
  - 個人住民税の賦課決定が6月のため、直近の所得の状況を反映させる観点から、利用者負担額（保育料）の切り替えは、9月に行っています。（8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市区町村民税所得割額により利用者負担額（保育料）を決定します。）
  - 該当年度の個人住民税が市外で課税されており、武蔵野市と異なる税率で計算されている場合は、武蔵野市で適用する税率により再計算を行います。
- ※ 毎月1日に認可保育施設に在籍がある場合は、利用の有無にかかわらず、その月分の利用者負担額（保育料）を納めていただきます。（日割りは行いません。）
- ※ 原則として、利用する保育施設によって利用者負担額（保育料）は変わりませんが、保育短時間施設（家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業及び一部の小規模保育事業）をご利用の場合は、保育の必要量が保育短時間認定のため、保育短時間の利用者負担額（保育料）になります。

7

認可保育施設の入所が決まったら

園児1人にかかる経費＝年間約248万円 令和4年度



武蔵野市の保育所入所児童1人あたりにかかる経費は、令和4年度実績で、年間約248万円です。このうち保護者にお支払いいただく保育料は4.64%です。国・東京都の負担金・補助金等は49.54%で、残りの45.82%は市が負担しています。

利用者負担額（保育料）は、保育所等の健全な運営のための大切な財源となります。納期限までに必ずお支払いください。子ども育成課で納期限内のお支払いが確認できない場合、督促・催告の対象となります。その後も滞納が続くと財産の差押を行います。また、入所利用調整で減点が適用される場合があります。

### 《保育料の減免制度について》

多子世帯については、令和5年10月より東京都の保育所等利用多子世帯負担軽減事業が適用されています。

なお、多子世帯の負担軽減や減免の適用について、市では把握できない「生計は同一だが別住所（又は別世帯）の子ども」又は、「21歳（各月1日基準）以上で生計が同一である子ども」がいる場合は届出が必要です。該当する場合には、子ども育成課保育認定担当までご連絡ください。

対 象	第1子	第2子以降
負担額	全 額	無 料

また、国が定めた法令に基づき、下記の負担軽減も行っています。（延長保育料は該当しません。）

- ひとり親世帯・同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯への保育料負担軽減

市区町村民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯及び同一世帯に在宅障害児（者）がいる世帯については、第1子の保育料は半額になります。

### 《幼児教育の無償化について》

3歳児～5歳児クラスの利用者負担額（保育料）は0円です。

0～2歳児クラスは非課税世帯である場合、利用者負担額（保育料）は0円となります。

※ 利用者負担額（保育料）以外の実費徴収は発生する場合があります。各施設にご確認ください。



認可保育所・認定こども園（2・3号認定子ども）・地域型保育事業の利用者負担額

単位：円

各月初日において保育を受ける 子どもの属する世帯等の階層区分		利用者負担の月額 （上段が保育標準時間認定 下段が保育短時間認定の金額）			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	
A	生活保護世帯等又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4～8月までにあつては前年分。以下同じ）の市区町村民税非課税世帯	0	0	0	
C	A階層を除き、当該年度分の市区町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税されるもの	2,500	2,300	0	
D 1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であつて、その市区町村民税所得割合算額が次の区分に該当するもの	48,600円未満	6,700	5,600	0
D 2		48,600円以上 52,100円未満	4,800	4,000	0
D 3		52,100円以上 66,500円未満	8,500	7,000	0
D 4		66,500円以上 84,500円未満	6,100	5,000	0
D 5		84,500円以上 97,000円未満	10,500	8,600	0
D 6		97,000円以上 139,000円未満	7,600	6,200	0
D 7		139,000円以上 159,000円未満	12,500	10,300	0
D 8		159,000円以上 169,000円未満	9,000	7,400	0
D 9		169,000円以上 204,000円未満	15,000	12,200	0
D 10		204,000円以上 229,000円未満	10,900	8,800	0
D 11		229,000円以上 244,000円未満	17,000	14,000	0
D 12		244,000円以上 259,000円未満	12,300	10,100	0
D 13		259,000円以上 271,000円未満	19,000	15,700	0
D 14		271,000円以上 281,000円未満	13,800	11,400	0
D 15		281,000円以上 291,000円未満	23,000	19,600	0
D 16		291,000円以上 301,000円未満	16,700	14,200	0
D 17		301,000円以上 353,000円未満	27,000	24,000	0
D 18		353,000円以上 383,000円未満	19,600	17,400	0
D 19		383,000円以上 397,000円未満	31,500	28,500	0
D 20		397,000円以上 475,300円未満	22,900	20,700	0
D 21		475,300円以上 600,600円未満	35,500	33,000	0
D 22		600,600円以上 782,400円未満	25,800	24,000	0
D 23		782,400円以上 964,200円未満	39,500	37,000	0
D 24		964,200円以上	28,700	26,900	0

7

認可保育施設の入所が決まったら

## 5 利用者負担額（保育料）の支払い方法について

### 《保育所の場合》

利用者負担額（保育料）の支払方法は、原則口座振替となります。

#### 【口座振替】

① 口座振替申込手続	「口座振替依頼書」（3枚複写）に必要事項を記入し、預金通帳・使用印鑑をお持ちのうえ取扱金融機関店舗の窓口へ提出してください。		
② 取扱店舗・口座	ゆうちょ銀行	三菱UFJ銀行	三菱UFJ信託銀行
	みずほ銀行	三井住友銀行	三井住友信託銀行
	りそな銀行	きらぼし銀行（旧八千代銀行・旧東京都民銀行・旧新銀行東京）	
	中央労働金庫	多摩信用金庫	西武信用金庫
	山梨中央銀行	大東京信用組合	都内各農業協同組合
	※上記金融機関の本支店口座（国内）が対象です。 ※令和5年8月1日時点の取扱金融機関です。		
③ 振替日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則月末となります。（12月は12月28日）</li> <li>・月末が休日の場合は翌営業日。ただし、年度末は年度内の営業日です。</li> </ul>		

※ 口座振替依頼書の配布場所は、認可保育所と武蔵野市役所3階の子ども育成課窓口です。

※ 兄弟姉妹の在園等で、すでに口座振替を利用している（していた）場合であっても、改めて口座振替の申込をしてください。

※ 登録済みの口座を変更したい場合は、改めて口座振替依頼書を金融機関窓口へご提出ください。

※ 口座振替手続が完了するまでの保育料は、「利用者負担（保育料）納入通知書」によりお支払いください。

#### 【納入通知書】

口座振替手続が完了していない方については、毎月中旬に「利用者負担（保育料）納入通知書」を送付しますので、月末までに納入場所（金融機関・ゆうちょ銀行・市役所・市政センター）でお支払ください。納入手続の受付時間については、事前に納入場所へご確認ください。手続の際には、「利用者負担（保育料）納入通知書」は切り離したりせず、そのままお支払いの窓口へお持ちください。

### 《認定こども園及び地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）の場合》

施設ごとの徴収となります。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

## 6 入所後の各種手続きについて

入所後も家庭の状況に変更が生じる場合は、必ず届出が必要です。就労又は家庭状況の変更申請書類は、在園施設にご提出ください。

異動で職場が変わった方は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』を提出してください。
下の子どもが生まれる前に… (産前産後休暇を取得する場合は)	産前については、「産後・育児休業等証明書」の提出は不要ですが施設へは報告をしてください。
下の子どもが生まれた時は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』(世帯員増を記入)を提出してください。育児休業を取得する場合は下記の通りです。
保護者が育児休業を取得する場合は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』(世帯員増を記入)及び『産後・育児休業等証明書』(出産後、期間が決定したもの)を提出してください。 ※父親の育児休業取得期間が1か月未満の場合、『産後・育児休業等証明書』の提出は不要です。 ※延長せざるを得ない場合は、育児休業中に限り、在園することができます。この場合、育児休業延長後の育児休業期間を証明する書類を提出してください。また、当該在園児が転所した場合も同様とします。
市内で転居した方は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』を提出してください。
氏名が変わった方は… 保護者が変わった方は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』を提出してください。 ※保護者が増減した場合は、戸籍の写しを提出してください。 ※婚姻により保護者が増加した場合は、加わった方の就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類と、個人住民税課税(非課税)証明書も提出してください。 ※令和6年4～8月は令和5年度の個人住民税課税証明書を、令和6年9月以降は令和6年度の個人住民税課税証明書を提出してください。 ※それぞれの年の1月1日に武蔵野市民だった方は不要です。ただし、課税・非課税状況を市が確認できない場合は手続きが必要です。
転職される方は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』、前職の退職日がわかる書類及び『就労証明書』(転職先のもの)を提出してください。 ※退職後、転職するまでの期間が空く場合は次のページの「退職する場合は…」をご参照ください。
就労の状況(時間や日数等)が変わった場合は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び『就労証明書』等を提出してください。
保護者が育児休業から復職した場合は…	『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び『復職証明書』を提出してください。
転所を希望する方は…	『教育・保育給付認定等申請書兼認可保育施設利用申込書』及び必要書類一式を、受付期間中に子ども育成課に提出してください。(新規入所申込と同様)
市外へ転出する方は…	『退所(継続通園)届』を提出してください。 ・市外に転出後も継続して通園を希望する場合、必要な条件や手続きがあります。(P27参照)

退所する場合は …	『退所（継続通園）届』を提出してください。 ※卒園又は市内認可保育施設へ転所をする場合は不要です。
保護者が退職する場合は …	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再就職の意思がない場合は、『退所（継続通園）届』を提出してください。</li> <li>※その月の末日で子どもは退所となります。</li> <li>• 再就職の意思がある場合は、『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び『求職活動誓約書』を提出してください。</li> <li>※退職日の翌日より90日が経過する日が属する月の翌月1日までに就労を開始しない場合は、退所となります。</li> </ul>
母親が妊娠・出産のために退職する場合は …	<p>出産月を挟む前後2か月の計約5か月間は利用できますが（多胎妊娠の場合、出産前4か月、出産後2か月の計約7か月間）、それ以降は…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 再就職の意思がない場合は、『退所（継続通園）届』を提出してください。</li> <li>• 再就職の意思がある場合は、『教育・保育給付認定変更申請書兼届出書』及び『求職活動誓約書』を提出してください。3か月以内に就労を開始しない場合は、退所となります。</li> </ul>
保育を必要とする事由がなくなった場合は …	『退所（継続通園）届』を提出してください。

## 7 現況の確認について

### 保育を継続する要件があるかの確認

認可保育施設に入所してからも、毎年10～12月頃、翌年度の保育を必要とする要件があるか確認を行います。(その時期になりましたら認可保育施設から案内します。)

※ 現況確認の結果、翌年度の保育を必要とする要件に該当しない場合は、退所となります。

## 8 認可保育施設での各種対応について

保育所及び認定こども園では、子どもをお預かりする上で、以下の事項について統一した対応をとっています。地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)については、各施設へお問い合わせください。

### ◆ アレルギー食への対応について

保育所及び認定こども園では、医師の指示(生活管理指導表・具体的な食物療法等)を基に、保護者の意向を伺った上で、保育所での食事や生活について、できる範囲で対応しています。ただし、どうしても対応できない場合は、ご自宅から代替品をお持ちいただくこともあります。

※ 地域型保育事業はアレルギー食への対応を行っていない場合があります。

※ 子どもの症状により異なりますので、施設へお問い合わせください。

### ◆ 薬の取扱いについて

保育所及び認定こども園では原則として薬は預からないことになっています。ただし、慢性疾患などで入所児童が薬の使用なしでは健康的な日常生活が過ごせない場合に限り、医師の処方した薬をお預かりしています。必要な方は、申込時に児童状況書へその旨を記入し、入所時に施設へご相談ください。

### ◆ 子どもが病気の時

微熱があるが機嫌が良く食欲があるなど状態が良い場合には、保育の配慮をしながら経過を見ます。しかし、高熱や下痢・嘔吐の回数が多いとき、目の充血や目やにがひどいとき、また伝染性疾患の疑いがあるときなどは、保健室で安静にしようとして保護者へ連絡をしますので医療機関への受診をお願いします。

### ◆ 子どもが怪我をしたとき(事故に遭ったとき)

怪我・事故が起きたら、発生状況を確認し、応急処置を行います。医療機関を受診するかどうかについては、保護者に相談の上、決定します。

### ◆ 安全・防犯対策について

子どもが安心して園で過ごせるよう、施設面では“オートロック門扉”“非常通報装置”の設置や、その他にも様々な取り組みを行っています。

### ◆ 個人情報の取扱いについて

保育所では、個人情報保護規程を定め、利用者の皆さまの個人情報の保護に万全を尽くしています。

### ◆ ご意見・苦情について

認可保育施設での保育に関するご意見や苦情につきましては、保育士・保育園長、子ども育成課又は「市長への手紙」にて常時受付けているほか、各施設で設置する第三者機関でもお受けしています。

# 8 特別保育について

## 1 産休明け保育

通常、認可保育施設の入所対象児童は満3か月からですが、生後57日目からの産休明け保育を実施している認可保育施設があります。

保育時間は施設によって異なりますので、各施設のページをご確認ください。

※地域型保育施設でも産休明け保育を行っている施設があります。

## 2 年末保育

通常、認可保育施設は12月29日～1月3日は休園となりますが、保護者が就労等の理由により子どもの保育にあたれない場合、12月29日・30日は利用することができます。(日曜日は除く。)

保育時間：午前7時30分～午後6時30分

実施保育所：一部の市立園

対象：認可保育施設在園児

※申込状況によって実施保育施設を決定しますので、普段利用している保育施設と異なる保育所でお預かりする場合があります。

※西久保保育園、ふじの実保育園は、利用児童に限り年末保育を実施します。

## 3 発達や疾病等による健康状態に心配がある子どもの申込について

入所の申込にあたり、子どもの発育や発達、健康状態に心配なことがある場合は事前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

- 一般枠でお申込いただいた後、子どもの状況によっては障害児枠でのお申込をご案内する場合があります。
- 生活面に配慮（発達の遅れ、疾病等による健康状態に心配があるなど）を必要とされる場合、施設（認可保育所、地域型保育事業）により受け入れ状況が異なりますので、事前に子ども育成課保育認定担当にご相談ください。
- 内定後の入所前健診等で発達の遅れや疾病等の状況により、別途専門医受診等をお願いすることがあります。受診の結果、施設での受け入れが困難と判断され、内定を取り消しとする場合があります。
- 子どもの心身の状況によりお預かりする時間を短くする場合があります。
- 申込後や入所後に手術や治療の予定があり、感染症予防の配慮が継続的に必要となるときや治療やリハビリ後の入所が望ましいと判断されるときには、入所をお断りする場合があります。  
申込時と状況に変更がある場合は、速やかに子ども育成課保育認定担当へご連絡ください。
- 入所後に症状等が発現する、又は診断が確定するなどして、保育の継続が困難であると判断されると退所になる場合があります。

## 4 障害児保育

障害はあるが集団・統合保育が可能な子どもを対象に、保育所及び認定こども園で障害児保育を行っています。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業では障害児保育を行っていません。入所を希望される場合は事前に子ども育成課保育認定担当へご相談ください。

※ 令和6年4月2次利用調整での申込の受付は行いません。

※ 保育所及び認定こども園の入所定員に空きがあり、かつ、障害児保育受入枠がある場合は、年度途中の申込も可能です。ただし、園の体制により、内定のご案内ができない場合があります。

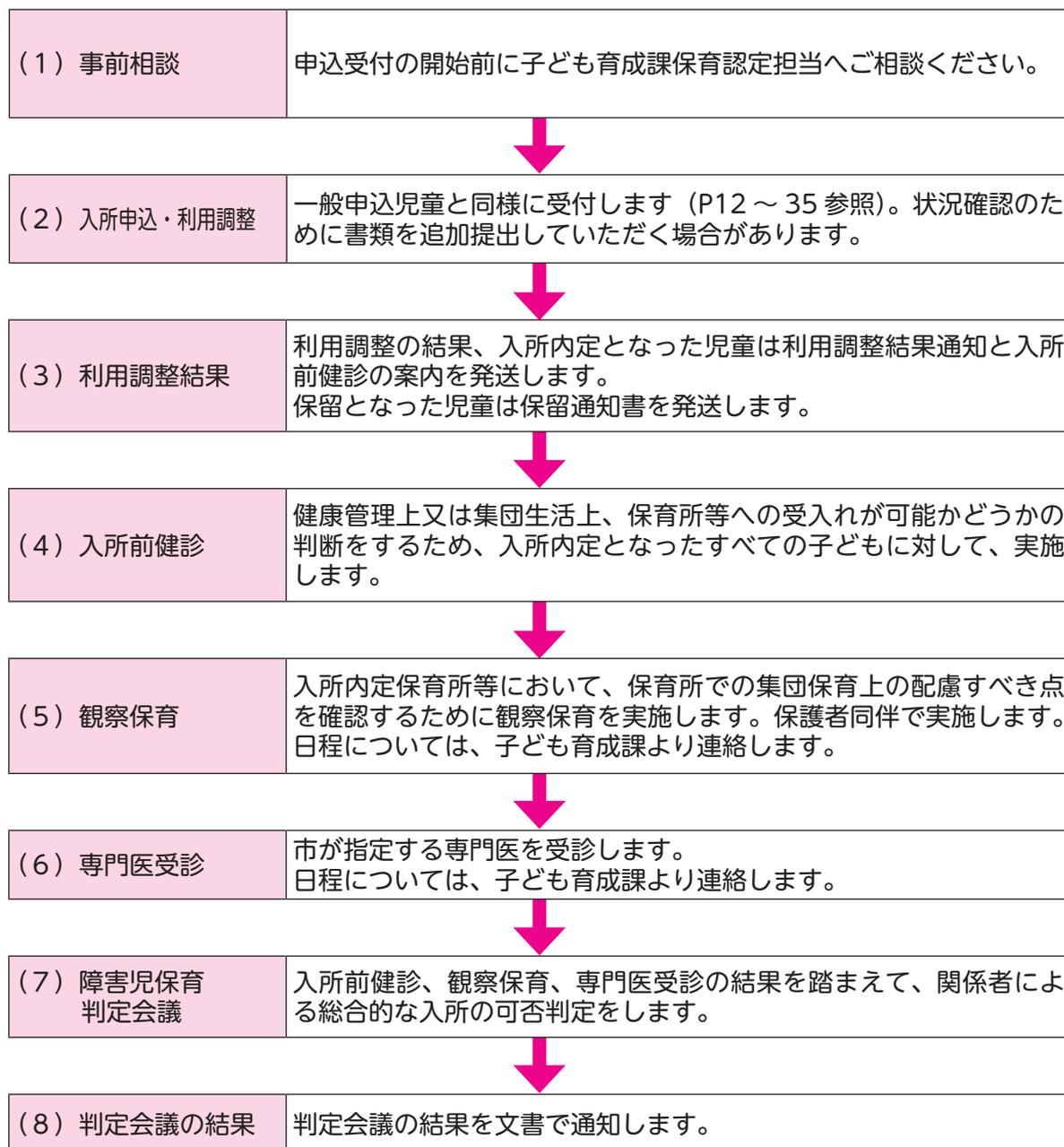
※入所申込前に希望する施設の見学をすることをおすすめしていますが、見学時に入所の可否をお答えすることはできません。

対 象	市内在住で保護者の就労等で保育を必要とする0歳児～就学前児童
受入可能人数	希望する保育所の児童のクラス定員に空きがあり、かつ障害児枠の定員に空きがある場合のみ利用調整の対象となります。希望園については、保育施設のしおり発行後、子ども育成課へ個別にご相談ください。 ※ 園の体制により、受け入れできない場合があります。
利用調整	0歳児クラス～3歳児クラスの対象児：一般利用調整 4歳児クラス、5歳児クラスの対象児：優先入所枠あり
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの心身の状況により、各施設で個別に保育時間を決定します。なお、就労等により長時間保育が必要な場合においても、子どもの心身の状況により長時間保育が難しい場合があります。</li> <li>・入所後、子どもが施設に慣れるまで保育時間は短くなる場合があります。期間は子どもにより異なります。</li> </ul>
保育内容	子どもの発達状況や個性を踏まえながら、クラス集団の中で子どもの成長を支援できるように配慮した保育を行います。なお、療育や医療行為は行いません。
申込書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 申込書類一式 (P18～21 参照)</li> <li>② 健康状況表 (障害児保育申込児童) ※ 用紙は子ども育成課でお渡しします。</li> <li>③ 愛の手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し (所持者のみ)</li> </ol>
判定会議	【集団・統合保育の適否の判定について】 利用調整の結果、入所内定となった場合は、障害児保育判定会議において入所の可否判定をします。

### 〈注意事項〉

- 入所申込をされる前に希望する保育所及び認定こども園を見学し、園の保育内容、施設設備環境について事前に確認していただくことをお勧めいたします。
- 集団保育を前提としているため、必ずしも1対1で保育するものではありません。
- 主治医が集団保育が可能と診断した場合であっても、市の指定の専門医の所見や観察保育等の結果や、子どもの状況や各保育施設の体制 (施設設備、保育士の配置、クラスの状況等) により、集団保育を行う上での安全確保が困難であると判断された場合には入所できません。
- 集団保育が難しいと判断された場合、居宅訪問型保育事業をご案内する場合があります。(P97 参照)

## ◆ 障害児保育入所決定までの流れ



## 5 医療的ケアが必要な児童の保育について

医療的ケアが必要な児童の保育を希望する場合は必ず事前に子ども育成課保育認定担当までご相談ください。

医療的ケアを実施する保育園	市立保育園 4 園（南保育園、境保育園、境南保育園、吉祥寺保育園）
入所時期	4月1日（一斉入所）、10月1日
事前相談	・4月入所を希望の場合は令和5年9月末頃までにご相談ください。 ・10月入所を希望の場合は令和6年3月末頃までにご相談ください。

# 9 施設等利用給付認定(2・3号)について

## 1 無償化の対象施設・事業

- ▶ 幼稚園・認定こども園の預かり保育事業
  - ▶ 認可外保育施設  
⇒ 東京都認証保育所、ベビーホテル、認可外の事業所内保育、ベビーシッター等
  - ▶ 一時預かり事業（保育所等の一時保育、緊急一時保育）
  - ▶ 病児保育事業
  - ▶ ファミリー・サポート・センター事業
- ※ 各事業の詳細は、P51「11 その他の保育サービス等について」をご参照ください。

## 2 認定手続きについて

### (1) 対象者（①～③すべての要件を満たす必要があります）

- ① 武蔵野市に住民登録のある世帯
  - ② 3～5歳児クラスの児童又は住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの児童
  - ③ 保育を必要とする事由に、保護者全員が該当していること
- ※ P9「(1) 保育を必要とする事由」をご参照ください。
- ※ 原則、認可保育施設、一定基準（1日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、企業主導型保育事業に在籍している場合、認可外保育施設等の無償化の給付の対象にはなりません。
- ※ 育児休業中に上の子の認定が認められるのは、下の子の育児休業開始以前から保育施設を利用している場合に限りです。

### (2) 提出先

子ども育成課 保育認定担当（市役所南棟3階）

### (3) 申請期間

- 原則、毎月1日から10日（土日祝日の場合は休み明けの平日）
- ※ 電子申請は上記期間のみです。
  - ※ 認定開始希望日を過ぎた場合、遡及して認定することはできません。必ず事前に申請してください。
  - ※ 認定期間の開始日は、市が申請に対し認定をした日、もしくは申請日以降初めて施設を利用した日のいずれか早い日付となります。
  - ※ 申請期間中に申請があったものを当月末に発行します。
  - ※ 申請期間を過ぎた場合、認定通知書の発行が翌月になる場合があります。

### (4) 申請方法

郵送、窓口又は電子申請

- ※ 特定記録郵便やレターパックライト等ご自身で郵送記録が確認できる方法で郵送してください。到着確認のお問い合わせは対応できません。



### (5) 申請書類

子ども育成課（南棟3階）にて配布のほか、市ホームページからもダウンロードできます。

- ① 施設等利用給付認定申請書
- ※ 兄弟姉妹で申請する場合、申請書に添付する書類は各世帯1部で結構ですが、申請書はそれぞれ必要です。
  - ② 各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類
- ※ 詳しくは『P18 5 入所（転所）申込書類 ⑤ 各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類』をご参照ください。
  - ※ 不足書類があると、認定開始希望日からの認定ができない場合があります。

③その他

- マイナンバー記入用紙（幼稚園在園児で1号申請時に提出済みの場合を除く）
- 受託証明書（「育児休業」を事由として申請する場合のみ）

### 3 認定を受けるにあたっての注意事項

- (1) 無償化の対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等として確認された施設で、国が定める基準を満たした施設に限られます。
- (2) 認定通知書の発行後、就労や家庭状況に変更がある場合は、子ども育成課に「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」を郵送又は窓口でご提出ください。（下記 QR コード）
- (3) 認定期間を経過した場合、施設等利用給付認定は受けられません。認定期間を経過する前に改めて認定の申請を行ってください。
- (4) 認定後も、毎年1月頃、翌年度からの認定を継続する要件があるか現況確認を行います。（その時期になりましたら各施設から案内します。）  
※現況確認の結果、翌年度の保育を必要とする要件に該当しない場合は、認定取消となります。

- (5) **退園又は武蔵野市外に転出する際は、「施設等利用給付認定変更申請書兼届出書」を提出し、認定の取下げ手続きを行ってください。**引き続き施設等利用給付認定を受けるためには、転出先の自治体で認定を受ける必要があります。



# 10 企業主導型保育事業の施設利用における支給認定証の交付について

企業主導型保育事業を地域枠で利用される方は教育・保育給付認定（2号又は3号認定）が必要です。支給認定証（教育・保育給付認定）（以下、「支給認定証」）が必要かあらかじめ保育施設へご確認ください。

支給認定証が必要な場合には、市に申請を行うことで支給認定証の交付を受けることができます。ただし、すでに認可保育施設への入所申請済みで、認定期間中の支給認定証を交付されている方は、申請内容に変更がなければその支給認定証を使用することができます。

## (1) 対象者

武蔵野市に住民登録のある世帯で、保育を必要とする事由（P9 参照）に、保護者全員が該当している方

## (2) 提出先

子ども育成課 保育認定担当（市役所南棟3階）

## (3) 提出方法

申請に必要な書類をすべて揃えて、郵送、電子申請又は窓口で提出してください。

※特定記録郵便やレターパックライト等ご自身で郵送記録が確認できる方法で郵送してください。到着確認のお問い合わせは対応できません。



## (4) 提出期限

認定証交付を希望する月の前月の1日から10日まで（10日が土曜、日曜、祝日等の閉庁日の場合は翌開庁日）

※電子申請は上記期間のみです。

※申請期間内に申請できない場合は子ども育成課までご相談ください。

※認可保育施設の利用申込を同時に行う場合は必ず申込期間中にご提出ください。申込期間を過ぎた場合、認定申請のみの受付となります。

※申請日より遡及して認定をすることはできません。

## (5) 必要書類

①教育・保育給付認定等申請書 兼 認可保育施設利用申込書

②各保護者の保育を必要とする事由を確認する書類（P18 参照）

③マイナンバー記入用紙

※不足書類があると、希望する認定開始日からの認定ができない場合があります。

《申請書の配布場所》

子ども育成課（市役所南棟3階）、各市政センター、各認可保育施設、

子育て支援施設（0123 吉祥寺、0123 はらっぱ、おもちゃのぐるりん、桜堤児童館）

※認可保育施設の申込書類として配布されている書式を使用できます。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

## (6) その他

・施設の利用申込および利用料の無償化については直接保育施設にご確認ください。

・支給認定証は、申込書が子ども育成課に到達してから、おおむね2週間程度で申込者の住所へ郵送いたします。

・認可外保育施設入所児童保育助成金の対象となる場合があります。（P55 参照）

# 11 その他の保育サービス等について

## 1 保育所等の一時保育

保護者の方がさまざまな理由で一時的に子どもの保育ができなくなった場合に、日中に子どもをお預かりして保育します。

### ◎実施保育施設

保育施設名	連絡先	利用時間	予約・問合せ時間 (いずれも平日)
南保育園	070-5459-7057	平日 9:00～17:00	10:00～16:00
西久保保育園	0422-51-5307	平日 8:30～16:30	10:00～16:30
桜堤保育園	090-3149-9022	平日 9:00～17:00	10:00～16:00
北町保育園	070-2810-8924	平日 9:00～17:00	10:00～16:00
境南第2保育園	090-3149-3980	平日 9:00～17:00	10:00～16:00
精華第二保育園	0422-38-7352	平日 9:15～16:45	9:30～16:00
グローバルキッズ武蔵境園	080-9371-6367	平日 9:00～17:00	10:00～16:00
ひまわり保育園	080-2555-7633	平日 9:00～19:00 (17:00～19:00延長保育) 土曜 9:00～17:00	10:00～16:00
とことこ保育室 みんなのとことこ	090-5331-6311	月～日 9:00～17:00 (第3土曜・イベントや研修 による臨時休業等を除く)	10:00～18:00

※年末年始等、上記以外にお休みとなる場合もあります。また、一部施設を除き、利用について週3日までの上限を設けています。最新の情報や詳細については、必ず各施設の案内をご確認ください。

### ◎利用料金

時間	2時間まで	2～4時間	4～6時間	6～8時間	給食費
利用料	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	300円

※ 利用料金は令和5年8月現在の金額です。(西久保保育園・ひまわり保育園を除く。)

※ 初回登録時のみ登録料として500円徴収します。(西久保保育園を除く。)

※ キャンセルの場合、取消料が発生する保育施設があります。詳しくは各保育施設にお問合せください。

※ とことこ保育室みんなのとことこは弁当(ミルク)持参。(1歳未満は3時間以内)

### ◎対象 市内在住の生後3か月～小学校就学前の児童

(西久保保育園は1歳以上、精華第二保育園は1歳3か月以上、

とことこ保育室みんなのとことこは生後57日目以上、ひまわり保育園は1歳2か月以上。)

### ◎利用方法 各施設へ直接連絡をし、事前に利用登録を行ってください。

### ◎その他 ・子育て支援施設「すくすく泉」でも一時保育を行っています。(市内在住の0歳6ヶ月～小学生の児童)

・定員に空きがある場合のみ一時保育を行う施設もあります。(余裕活用型一時預かり事業)。

※一部認証保育所でも一時保育を行っています。詳しくは各施設へお問い合わせください。

## 2 定期利用保育

保護者の就労、求職、妊娠期等で育児が困難な時に、1か月単位で継続的にお預かりする保育サービスです。直接施設へ連絡をし、事前の利用登録を行ってください。

実施保育施設	連絡先	定員（1日の利用定員）
とことこ保育室みんなのとことこ	27-7195	7名

◎対象年齢： 生後 57 日～ 2 歳児

- ※ 給食の提供は離乳食完了後から。
- ※ アレルギー対応は行っておりません。
- ※ 認可保育施設に入所している子どもは利用できません。

◎時 間： 半日利用（9時～15時）、1日利用（9時～17時）

◎利用料金： 半日…1,650 円、1日…2,200 円  
給食費（おやつ代含む）300 円

- ※ 初回登録時のみ登録料として 500 円徴収します。

## 3 緊急一時保育

保護者が死亡、行方不明、病気等による緊急入院、同居親族の入院患者の看護・介護、又は災害復旧などの緊急な理由で子どもの保育にあたれない場合、原則として1か月（特別な場合は3か月の範囲内）、一時的に公立保育所で日中子どもの保育を行います。なお、通常の出産や計画入院の場合は利用できません。

入所手続き、利用料、保育時間、施設については、子ども育成課管理担当へお問い合わせください。（Tel 0422-60-1843）

- ※ 利用にあたっては、事前に園長面談等が必要となります。

## 4 ベビーシッターによる一時預かり利用支援事業

日常生活上の突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者に対して、ベビーシッター利用料の一部を助成します。詳しくは、市ホームページを確認もしくは子ども育成課管理担当までお問い合わせください。（Tel 0422-60-1843）

◎対象児童 小学校就学前の児童

◎助成上限 児童一人当たり年度で 144 時間まで（多胎児の場合は 288 時間まで）

◎助成内容 1 時間あたり 2,500 円（税込）を上限に助成

- ※ 午後 10 時～午前 7 時は 3,500 円が上限。

◎利用方法 東京都ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者から事業者を選び、事業者と直接利用契約を行います。その際に、「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」旨を必ず伝えてください。

- ◎その他
- ・原則、児童 1 人に対して 1 人のベビーシッターになります。（ベビーシッターと保護者が一緒に保育する共同保育の場合を除く）
  - ・利用料以外の料金（入会金、保険料、交通費、キャンセル料等）は助成対象外です。また、家事援助、兄弟姉妹の送迎、その他付随サービスは本事業に含まれません。
  - ・本人の送迎は保育と一体的に行われる場合のみ対象となり、送迎のみの利用は助成対象外です。
  - ・勤務先の福利厚生、クーポン券などによる割引や他に助成を受けている場合は、その額を差し引いた後の利用料が助成対象です。

## 5 病児・病後児保育施設

施設名	所在地	TEL
病児・病後児保育室プチあんず	境南町4-2-27(あんずクリニック小児科診療室併設)	0422-50-9774
病後児保育室ラポール	西久保2-1-10 本忠ビル2階	0422-56-0910
病児・病後児保育室いながき	吉祥寺南町5-3-9	0422-76-7388

生後6か月から小学校3年生までの武蔵野市在住の子どもが、病氣中又は病氣回復期などで集団生活が困難な場合に、一定期間施設でお預かりします。

利用にあたっては事前に登録が必要ですので、直接施設へお問い合わせください。

## 6 子育て支援サービス

### 《認可保育所・認定こども園》

認可保育所及び認定こども園では、保育所等に入所せず日中家庭で子育てしている地域の親子の方を対象に、様々な子育て支援事業を行っています。

あかちゃんのひろば	0～1歳3か月までの親子が集えるひろばです。お母さん同士がおしゃべりを楽しみ、友達を作ったり、保育士に子育ての悩みなどを相談することができます。
プレママのひろば	妊娠5か月以上の方を対象に、出産後の育児をイメージできるよう、保育士など保育所職員や妊婦さん同士で交流する場です。
園庭開放・保育所行事	園庭で自由に遊んだり、七夕や豆まき等の保育所行事に参加できます。

上記以外にも、認可保育所及び認定こども園には保育士のほか看護師（保健師）・栄養士もおりますので、子育ての悩みを気軽にご相談ください。子育て支援事業の日時、内容は施設によって異なりますので、市報やちらし、市ホームページをご覧ください。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

地域型保育事業での子育て支援事業については、各施設へお問い合わせください。

### 《ファミリー・サポート・センター》

子育てのお手伝いをしてほしい方（ファミリー会員）と、地域で子育てのお手伝いをしてくださる方（サポート会員）の会員組織です。センターのアドバイザーが両会員のマッチングを行います。

- ◎対象 生後6か月から小学校6年生までのお子さんがいる保護者
- ◎利用内容 保育園・幼稚園等への送迎、保育施設の開始前又は終了後の預かり、冠婚葬祭や学校行事等の外出の際の預かりなど
- ◎利用方法 会員登録後、両会員とアドバイザーで事前打合せを行います。  
利用時間、料金等、詳しくは直接センターへお問い合わせください。  
武蔵野市ファミリー・サポート・センター TEL 30-8077

### 《その他》

保育所等への送迎、赤ちゃんのお世話、簡単な家事など様々なサービスを行っています。サービスの詳細や申込については直接施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	TEL
NPO法人保育サービスひまわりママ	西久保2-3-13 第三山下ビル202	0422-38-8830
NPO法人ワーカーズどんぐり	西久保2-21-7 勝又ビル201	0422-53-3940
公益社団法人武蔵野市シルバー人材センター 子育て支援事業担当	西久保1-6-27 多摩信用金庫武蔵野支店4階	0422-55-1231

## 7 子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」

市の子育て情報を発信するウェブサイトです。会員登録すると、市からのお知らせやイベント情報が届くほか、子どもの生年月日に応じた予防接種のスケジュールが自動で調整されるため、接種漏れや接種間隔の間違いを防ぐことができます。市内の保育施設、幼稚園や認定こども園などの情報も掲載されています（会員登録をしなくても各施設の情報は閲覧することができます）。



※ スマートフォン、携帯電話、パソコンなどからアクセスできます。

## 8 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター（市役所南棟3階）では、子どもやその家庭に関するあらゆる相談に応じており、電話相談の他、来所や訪問による面接相談も行っています。相談は匿名でもでき、相談内容については秘密を厳守します。

子育て総合相談・虐待通報	子ども家庭相談担当 TEL 60-1850 (相談専用) TEL 55-9002 又は TEL 0120-839-002
ひとり親家庭相談	ひとり親支援担当 TEL 60-1850
親子ひろば・子育て支援	地域子育て支援担当 TEL 60-1239

### 《子育てショートステイ（宿泊型一時保育）》

保護者が出産、介護、育児疲れ等のため一時的に子どもの養育ができず、宿泊を伴った保育が必要な場合、市内の児童養護施設で子どもを短期間お預かりします。

- ・対象児童：市内に住所がある満1歳から小学校6年生まで
- ・期間：7泊以内
- ・養育内容：食事、入浴、睡眠等宿泊に伴う身の回りの世話
- ・利用料：有料（減免あり）

申込・お問い合わせは、子ども家庭支援センター地域子育て支援担当（TEL 0422-60-1239）へ。

### 《産前・産後支援ヘルパー》

産前・産後の体調不良等のため家事や育児が困難なお母さんのいるご家庭にヘルパーを派遣して、家事援助や上の子の世話等をします。

- ・利用限度：母子健康手帳取得～出産日から6か月未満までの間に80時間（多胎出産は、母子健康手帳取得～出産日から3年未満。母子健康手帳を取得した日から1歳の誕生日の前日まで120時間、以降1年につき120時間。）

申込・お問い合わせは、子ども家庭支援センター地域子育て支援担当（TEL 0422-60-1239）へ。

申込については、健康課（保健センター内 TEL 0422-51-0700）でも受け付けます。

- ・利用料：1時間につき500円

## 12 認可外保育施設入所児童保育助成金について

東京都認証保育所または企業主導型保育事業に子どもが入所している保護者を対象に、一定の要件を満たす場合、市から助成金(認可外保育施設入所児童保育助成金)が支給されます。詳細については、以下のとおりです。

**【対象施設】** 東京都認証保育所または企業主導型保育事業

**【支給要件】** ①～⑤のすべてを満たす必要があります。

- ① 就労や疾病等、保育にあたれない要件を有していること。
  - ② 助成を受ける月の初日に利用契約を結んでいること。
  - ③ 助成を受ける月の初日に武蔵野市内(住民票上の住所)に居住していること。
  - ④ 月120時間以上の利用契約を、月極もしくは年間契約で結んでいること。
  - ⑤ 保育料を滞りなく納めていること。
- ※ 一時保育は対象外です。

**【支給金額】** 対象児童が特定保育施設及び特定地域型保育事業の施設に入所した場合の保育料(保育標準時間認定の利用者負担額)と認証保育所または企業主導型保育事業へ現在支払っている基本保育料との差額(千円未満切り捨て)を助成します。

ただし、助成額は下表のとおり特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定されている階層区分に応じて階層別の上限額を設けています。

幼児教育・保育の無償化給付の対象者(東京都認証保育所)については、保育料の差額から無償化給付分(P57を参照)を差し引いた後の金額が上限額まで助成されます。

### 【階層別 助成額上限表】

階層区分 (注1)	第1子分		第2子以降分(注2)	
	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス	3～5歳児クラス
A	25,000円	20,000円 ※無償化給付あり	25,000円	20,000円 ※無償化給付あり
B	※無償化給付あり		※無償化給付あり	
C	45,000円		50,000円	
D1～4	40,000円		45,000円	
D5～10	30,000円		35,000円	
D11～17	20,000円		30,000円	
D18～21	10,000円		25,000円	
D22・23	5,000円			
D24	0円			

(注1) 階層区分は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例に規定する階層区分(P40)に準じています。

(注2) 第2子以降分の考え方については、「保育料の減免制度について」(P39)に記載の内容と同様となります。生計を一にする第1子の年齢に関わらず、「第2子以降分」の区分が通用されます。

※ 武蔵野市民が市外の東京都認証保育所または企業主導型保育事業を利用した場合も助成金の対象となります。

※ 詳細については子ども育成課管理担当へお問い合わせください。(Tel 0422-60-1843)

### 【申請期限及び支給時期】

利用した月	申請期限	支給時期
令和6年4月から令和6年 8月利用実績分	令和6年9月初旬	申請受領後、9月末支給予定
令和6年9月から令和6年 12月利用実績分	令和7年1月初旬	申請受領後、1月末支給予定
令和7年1月から令和7年 3月利用実績分	令和7年3月末	申請受領後、4月末支給予定

### 【申請方法】

- ① 各施設からの報告に基づき、申請時期になりましたら、市から各施設へ申請書を送付します。
  - ② 保護者は、施設から申請書を受け取り、必要事項を記入してください。
  - ③ 施設から、申請書下段に納入済保育料の証明を受けてください。
  - ④ 申請書に必要書類（就労証明書等）を添付し、施設での取りまとめがある場合は施設へ、それ以外の場合は直接子ども育成課へ提出してください（郵送可）。
- ※ 市外の企業主導型保育事業に入所の場合、保護者に申請書を直接、送付するため、子ども育成課管理担当までご連絡ください（TEL 0422-60-1843）。
- ※ 税資料等、世帯の収入あるいは個人住民税課税額を証明する資料の提出が必要になる場合があります。

### 【税資料等が必要になる方】

申請する対象の月	税資料等の証明が必要な方	必要な 個人住民税課税・非課税証明書等
令和6年4月から 令和6年8月分	令和5年1月1日現在 武蔵野市外に住民票があった方	令和5年度 個人住民税課税・非課税証明書等
令和6年9月から 令和6年12月分	令和6年1月1日現在 武蔵野市外に住民票があった方	令和6年度 個人住民税課税・非課税証明書等
令和7年1月から 令和7年3月分		

12

東京都認証保育所の助成金について

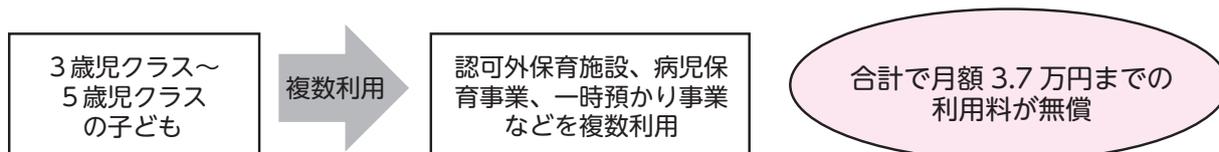


# 13 認可外保育施設等の無償化(施設等利用費)について

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設等を利用されている方も施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けた場合、施設等利用費の助成が受けられます。助成の対象は利用料（保育料）のみで、食材料費、行事参加費、通園送迎費、日用品等の費用は含まれません。

また、施設等利用費は保護者への償還払いになり、保護者は利用施設に利用料を支払い、後日、市から保護者へ施設等利用費が助成されます（別途、請求手続きが必要です）。

## 【無償化の一例】



## 【対象となる方】

武蔵野市から施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）を受けた子どもが対象です。

詳しくは、「9. 施設等利用給付認定（2号・3号）について（P48～49）」をご参照ください。

対象	助成限度額
3歳児クラス～5歳児クラスの子ども	月額 37,000円
0歳児クラス～2歳児クラスの子ども (住民税非課税世帯のみ対象)	月額 42,000円

※原則、認可保育施設、一定基準（1日8時間かつ年間200日）以上の預かり保育を実施している幼稚園、企業主導型保育事業に在籍している場合、認可外保育施設等の無償化の給付の対象にはなりません。

## 【対象施設・事業】

・認可外保育施設（東京都認証保育所、ベビーホテル、認可外の事業所内保育、ベビーシッター等）

※認可外保育施設：都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たした施設が施設等利用費の対象です。

- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

## 【請求方法】

施設等利用費の支払いは年4回（8月、11月、2月、5月）を予定しています。

施設等利用給付認定を受けた方に請求書を送付いたしますので、必要書類を添付し、子ども育成課までご提出ください。

利用対象月	受付締切日	振込予定日
令和6年 4月～6月分	令和6年 7月中旬	令和6年 8月下旬
令和6年 7月～9月分	令和6年 10月中旬	令和6年 11月下旬
令和6年 10月～12月分	令和7年 1月中旬	令和7年 2月下旬
令和7年 1月～3月分	令和7年 4月中旬	令和7年 5月下旬

※ 受付締切日を過ぎた場合は次の支払いでの処理となります（請求時効は利用の翌月1日から2年）

## <必要書類>

- (1) 武蔵野市施設等利用費交付申請書兼請求書
- (2) 領収証（利用施設で発行されるもの）
- (3) 武蔵野市特定子ども・子育て支援提供証明書（利用施設で発行されるもの）

# 14 南保育園・東保育園の入園をご希望される方へ

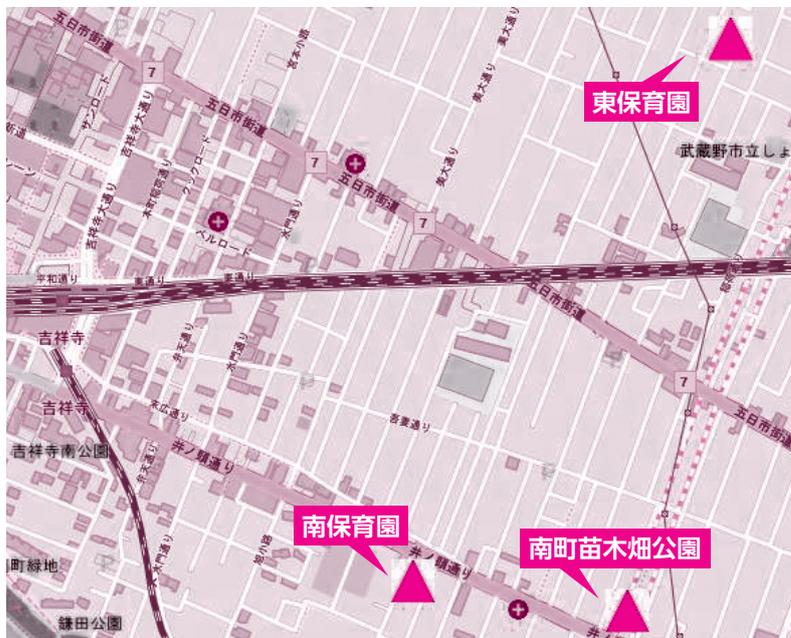
市立南保育園は、昭和 43（1968）年に、武蔵野市子ども協会東保育園は、昭和 45（1970）年に建築されました。それぞれ、令和 10（2028）年、令和 12（2030）年に築後 60 年を迎えるため、現園舎の建替え工事を予定しています。

老朽化した施設を整備することで、子どもたちの安心安全の確保、保育の質の向上を目指します。ご不便をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程お願いいたします。

市立南保育園は令和 9 年度より、武蔵野市子ども協会東保育園は令和 11 年度より、それぞれ現園舎の解体工事を実施し、新園舎開設までの間は、以下のとおり、両園で共有する仮設園舎での保育となります。

例えば、令和 6 年度に 0 歳児クラスで武蔵野市子ども協会東保育園に入園されるお子様は、5 歳児クラスとなる令和 11 年度は仮設園舎での保育となります。

また、仮設園舎では、定員数等、現園の規模と異なる場合があります。あらかじめご了承ください。



仮設園舎は「市立南町苗木畑公園」(吉祥寺南町 4 丁目 16 番) 内に建設予定となります。

## 武蔵野市立南保育園、武蔵野子ども協会東保育園改築に向けてのスケジュール

	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度	2030 令和12年度	2031 令和13年度
南保育園				現園舎解体・ 新園舎新築工事 1968（昭和43年）築後60年		新園舎供用開始		
東保育園						現園舎解体・ 新園舎新築工事 1970（昭和45年）築後60年		新園舎 供用開始
仮設園舎 (南町苗木畑公園)			仮設園舎 建設工事	南保育園仮設園舎 使用開始		東保育園仮設園舎 使用開始		解体・公園整備 工事

## 仮設園舎を使用することとなる児童（クラス）

南保育園	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度
2歳児						
1歳児						
0歳児						

東保育園	2024 令和6年度	2025 令和7年度	2026 令和8年度	2027 令和9年度	2028 令和10年度	2029 令和11年度	2030 令和12年度	2031 令和13年度
0歳児								

※ クラスの年齢別の編成は、入所年度の 4 月 1 日現在の年齢で決まります。

## 15 よくある質問 (Q & A)

### 【申込について】

**Q1** 早く申込をすると有利になりますか？

**A1** 早く申込をしても有利になることはありません。ただし、申込書類に不備や不足があると受付できないことがありますので、受付期間内の早い時期の申込みをお勧めしています。

**Q2** 利用を希望する施設をたくさん書いたり、逆に第1希望しか書かなかった場合に優先されたり不利になったりしますか？

**A2** 利用を希望する施設の記入の数によって優先されたり、不利になることはありません。利用調整は保育の必要性を指数化して行いますので、利用を希望する施設の数は指数化には関係がありませんので、内定した場合に必ず入所する施設を希望順にご記入ください。

**Q3** 兄弟姉妹そろって入所できますか？

**A3** 申込時に同じ認可保育施設への入所を希望するなど利用調整方法を選択できます。

**Q4** 認証保育所、企業主導型保育事業の利用申込も子ども育成課にするのですか？

**A4** 認証保育所、企業主導型保育事業は、各施設にお申込ください。企業主導型保育事業を利用する際に支給認定証が必要な場合は P50 をご参照ください。

**Q5** 武蔵野市外の認可保育施設を希望していますがどうすればよいですか？

**A5** 市外の認可保育施設を希望する場合、申込方法については、認可保育施設がある市区町村の保育担当課に必ず確認してください。武蔵野市を經由して申込する必要がある場合、申込先は武蔵野市子ども育成課になります。申込書類については、当該市区町村の指定書式がない場合は武蔵野市の書類をご利用ください。申込期限など申込条件は当該市区町村が定めるものとなります (P25 参照)。ただし、認可外保育施設については、各施設に直接ご確認ください。

**Q6** 申込後、家庭状況に変更があるときはどうすればよいですか？

**A6** 出生・住所変更・婚姻・離婚等については「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」を提出してください。勤務状況の変更については、「教育・保育給付認定変更申請書兼届出書」と「就労証明書」を提出してください。

**Q7** 現在育児休業中です。職場復帰の予定が6月ですが、4月入所の申込はできますか？

**A7** 申込はできます。ただし、4月入所として内定した場合、5月1日までに職場復帰する必要があります。それができない場合は内定取消又は退所になります。就労先で育児休業期間を変更することが可能かどうか事前にご確認ください。

**Q8** 辞退をすると、どのような影響がありますか？

**A8** 辞退した場合は、申込が無効となります。また、優先項目指数「す - 1」が申込の年度中及び翌年度、該当児童に適用されます。

4月一斉入所（1次利用調整及び2次利用調整）において、転所申込の入所内定を辞退した場合は、もとの施設に在園し続けることはできません。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の在園児が認可保育所へ転所申込をする場合も同様です。（5月入所以降の年度途中の転所内定を辞退した場合は、もとの施設に戻ることはできます。）

**Q9** 入所できず、育児休業を延長するため、保育施設に入れなかったという証明書が必要です。そのような証明書はもらえますか？

**A9** 認可保育施設利用申込をしている方で、認可保育施設の定員に空きがなく入所できなかった場合には、入所を希望した最初の月のみ「保育施設の利用調整に係る保留通知書」を送付しています。2月目以降も保留証明書が必要な場合については、個別に保留証明書を発行しています。毎月20日までに申請があったものを月末に発行します。

また、申請が可能となるのは、希望対象月の前月の1日からです。



↑詳しくは市HPをご覧ください。

**Q10** 内定を辞退した場合、辞退月の保留（不承諾）通知はもらえますか？

**A10** 内定を辞退した場合、保留（不承諾）通知書は発行されません。

**Q11** 支給認定証（教育・保育給付認定）が届きました。認可保育施設に入所できるということですか？

**A11** 支給認定証は、入所の可否をお知らせするものではありません。認可保育施設の利用を希望する場合、保育の必要性の認定を受ける必要があるため、申請のあった方で、保育の必要性が認定された方に送付しています。

**Q12** 第1希望以外の保育施設に内定しました。内定した保育施設へ入所した場合、当初の入所申込は無効となってしまいますか？改めて転所申込をする必要がありますか？

**A12** 内定した保育施設へ入所された場合には、当初の入所申込は無効となります。もし入所した保育施設以外の保育施設に転所の希望がある場合には、改めて転所申込を行っていただく必要があります。転所申込の場合も入所申込と同じ書類が必要になります。

**Q13** 転所申込をしました。内定が出た場合、辞退できますか？

**A13** 4月入所の1次利用調整と2次利用調整については、内定辞退（在園または内定していた施設に戻ることはできません。5月入所以降の年度途中の転所内定を辞退した場合は、もとの施設に戻ることはできますが、申込が無効となり、「す - 1」が適用されます。

## 【入所後について】

**Q14** 子どもが認可保育施設に入所した場合、慣れるまでの保育はありますか？

**A14** 子どもの状況を見ながら短い時間の保育から進めていき、徐々に保育時間を延ばしていきます。その期間は様々ですが、入所後、おおむね 10 日程度とお考えください。転所の際も同様に行います。

※ 保育施設により異なりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

**Q15** 延長保育は誰でも利用できますか？

**A15** 子どもの月齢や、保護者の就労状況及び通勤時間を考慮して、必要であると認められた場合は延長保育を利用できます。利用の可否や申請方法等については、各施設にお問い合わせください。また、利用には別途延長保育料が必要となります。

**Q16** 土曜保育は誰でも利用できますか？

**A16** 土曜日の保育については、両親ともに就労等で保育ができない場合にのみ、利用ができます。預かり時間は保育施設と相談の上で決定します。

**Q17** 子どもの体調が悪いときは預けられますか？

**A17** 原則として、体調不良（熱がある、下痢や嘔吐がある、または伝染性疾患等）の子どもはお預かりできません。保護者の状況（どうしても仕事を休めない等）で預けなければならない場合は病児・病後児保育施設等をご利用ください（P53 参照）。

**Q18** 使用したオムツは、持ち帰りが必要ですか？

**A18** 認可保育施設全ての園で、施設にて回収しています。

## 【利用者負担額（保育料）について】

**Q19** 産前産後休暇期間中に、認可保育施設の利用を基本保育時間（短時間）での利用に変更しますが利用者負担額（保育料）は変わりますか？

**A19** 原則として、産前産後休暇期間は保育標準時間認定となり、育児休業期間は、保育短時間認定となります。産前産後休暇期間において、基本保育時間内での保育が可能な場合には、保育短時間認定への変更も可能ですので、在園施設にご相談ください。利用者負担額（保育料）は変更の届出があった月の翌月から保育短時間認定の金額に変更になります。

## 【その他】

**Q20** 保育施設への送迎を自動車で行うことは可能でしょうか？

**A20** 原則として自動車での送迎はできません。

その他ご不明な点がございましたら、お気軽に子ども育成課までお問い合わせください。

認可保育施設：保育認定担当 0422-60-1854

認可外保育施設・幼稚園：管理担当 0422-60-1843

# 保育施設ガイド



※各施設の掲載内容は、令和6年度に向けた令和5年8月現在の情報です。

# I 認可保育所・認定こども園

## 認可保育所・認定こども園とは・・・

“保育所”とは、児童福祉法に基づいて設置された「乳幼児のための施設」です。就業等の何らかの理由によって、「保育が必要な乳幼児」で、0歳～小学校就学前までの集団保育が可能な乳幼児をお預かりし、保育を行います。

“認定こども園”とは、現在の多様化した社会にあって保護者に新たな選択肢を提供するための幼稚園・保育所・子育て支援の機能を併せ持った施設です。



**対象年齢：0～5歳児クラス（小学校就学前まで）**

※産休明け保育：施設による（実施施設はP64にてご確認ください。）



**対応している保育時間：保育標準時間・保育短時間**

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。



**アレルギー対応：可（要相談）**



**障害児保育：受入れあり（詳細はP46）**

※障害児保育を検討される場合は、必ず事前に子ども育成課にご相談ください。



**市外へ転出の場合：必要な条件や手続きあり（詳細はP27）**



**その他**

- ◆地域の未就園児向けの子育て支援事業を行っています。
- ◆利用者からの苦情を受け、対応するため、各施設において第三者委員会を設置しています。詳しくは、各施設の案内をご確認ください。



**武蔵野市では、「武蔵野市保育のガイドライン」が策定されています。**

このガイドラインは、武蔵野市の保育水準を定め、保育の質の向上を目指す指標となるものです。

武蔵野市の認可保育施設では、このガイドラインを日々の保育に活かしながら、各保育施設において実践しています。



## 認可保育所・認定こども園一覧

地図 No.	施設名	所在地	電話	定員 (名)	早朝・夕方 保育	延長保育 ※	産休明け 保育	一時 保育
1	吉祥寺保育園	吉祥寺北町 5-11-51	51-5206	102	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	-
2	武蔵野赤十字保育園	中町 3-25-7	52-3298	173	7:15 ~ 18:15	~ 19:15	○	-
3	西久保保育園	西久保 2-18-6	51-5307	110	7:00 ~ 18:00	~ 20:00	○	○
4	千川保育園	八幡町 1-4-13	51-8478	96	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	-
5	南保育園	吉祥寺南町 3-6-15	48-1501	96	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	○
6	桜堤保育園	桜堤 2-1-27	52-4671	96	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	○
7	境保育園	境 4-11-3	53-1783	102	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	-
8	東保育園	吉祥寺東町 3-28-3	21-2495	75	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	-
9	精華第一保育園	中町 2-31-8	54-3854	72	7:00 ~ 18:00	~ 19:15	○	-
10	境南保育園	境南町 5-1-1	32-2443	102	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	-
11	北町保育園	吉祥寺北町 1-23-17	21-6681	128	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	○
12	境南第2保育園	境南町 2-20-17	32-8167	83	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	○
13	ふじの実保育園	緑町 3-4-3	55-2525	103	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	-
14	ありんこ保育園	西久保 1-11-10	54-1356	66	7:00 ~ 18:00	~ 20:00	○	-
15	精華第二保育園	西久保 2-15-3	38-7352	78	7:00 ~ 18:00	~ 19:15	○	○
16	境こども園 (認定こども園 保育所型)	境 4-11-6	53-2312	107 (61)	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	-
17	まちの保育園 吉祥寺	吉祥寺本町 3-27-13	38-8260	60	7:30 ~ 18:30	~ 20:30	○	-
18	ニチキッズ武蔵野 やはた保育園	八幡町 1-2-25	60-2015	80	7:30 ~ 18:30	~ 20:30	○	-
19	武蔵境コスモ保育園	境 1-20-5	55-8686	91	7:15 ~ 18:15	~ 20:00	○	-
20	グローバルキッズ武蔵境園	境南町 4-2-19	51-2242	62	7:00 ~ 18:00	~ 20:30	○	○
21	キッズガーデン武蔵野関前	第一：関前 3-4-11 アピタシオン武蔵野1階 第二：関前 3-4-15	38-6825	96	7:00 ~ 18:00	~ 19:30	○	-
22	境南すみれ保育園	境南町 1-21-6	30-9581	60	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	△
23	ういず吉祥寺第一保育園	吉祥寺本町 2-35-12	27-1565	60	7:00 ~ 18:00	~ 20:00	○	-
24	ういず吉祥寺第二保育園	吉祥寺本町 2-23-4	27-5468	60	7:00 ~ 18:00	~ 20:00	○	-
25	マミー吉祥寺保育園	吉祥寺東町 3-1-2	27-5541	60	7:00 ~ 18:00	~ 19:00	○	-
26	ひまわり保育園	境 4-7-12	56-8732	96	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	○
27	武蔵野もみじの森保育園	関前 3-12-1	38-8611	108	7:00 ~ 18:00	~ 20:00	○	-
28	このえ武蔵境保育園	境 1-16-26	27-8550	90	7:15 ~ 18:15	~ 20:15	○	-
29	中町すみれ保育園	中町 2-5-5 フロフトコテージ1階	38-6220	60	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	△
30	吉祥寺きらめき保育園	吉祥寺南町 3-8-15	26-7723	60	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	-
31	まなびの森保育園武蔵境	境 5-2-11	38-5066	69	7:00 ~ 18:00	~ 20:00	○	-
32	吉祥寺東町すみれ保育園	吉祥寺東町 2-6-2	20-6640	60	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	△
33	ピノキオ幼児舎吉祥寺保育園 本園・分園	本園：吉祥寺本町 4-10-10 大信吉祥寺ビル3階 分園：吉祥寺本町 4-10-9 ツインリース1階	27-6085	78	7:30 ~ 18:30	~ 19:30	○	-
34	むくむくみらい保育園	中町 2-5-9	90-6484	73	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	-	-
35	ミアヘルサ保育園ひびき 武蔵野西久保	西久保 2-27-15	38-8601	60	7:15 ~ 18:15	~ 19:15	○	-
36	キッズいなぎ保育園吉祥寺	吉祥寺南町 5-3-9	70-7833	60	7:30 ~ 18:30	~ 19:30	○	-
37	武蔵境すみれ保育園	境 1-17-16 グレースフラット境	38-9292	66	7:30 ~ 18:30	~ 19:15	○	△

△：定員に空きがある場合のみ実施します。

※ 延長保育の対象年齢や時間等の詳細は、各施設ページでご確認ください。

1

きちじょうじ ほいくえん  
吉祥寺保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺北町5丁目11番51号					
アクセス	三鷹駅北口よりバス10分 武蔵野市役所入口停留所より徒歩5分					
TEL	0422-51-5206	FAX	0422-51-5257			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和23年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	18	20	20	20	102
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15	補食	あり			
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

2

むさしのせきじゅうじ ほいくえん  
武蔵野赤十字保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町3丁目25番7号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩15分 ムーバス三鷹・吉祥寺 循環6号路線①中町二丁目停留所より徒歩5分					
TEL	0422-52-3298	FAX	0422-54-4171			
設置・運営	日本赤十字社					
開設年月日	昭和26年9月12日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	28	30	30	38	38	173
開園時間						
月曜～金曜	7:15～19:15					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:15～18:15					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	9:00～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:15～18:15				
	満1歳以上	7:15～18:15				
延長保育 (満1歳以上)	18:16～19:15	補食	あり			
	延長保育料	月額:2,500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

3

にしくぼほいくえん  
西久保保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	西久保2丁目18番6号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩13分 宮前通り・三谷通り交差点付近					
TEL	0422-51-5307	FAX	0422-51-5340			
設置・運営	社会福祉法人武蔵野緑会					
開設年月日	昭和28年5月11日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	18	20	21	21	21	110
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:15					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満3か月以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	(1歳未満19時まで) ※20時までの利用は2歳児クラスの1月から				
		18:01～19:15	月額:2,500円			
	18:01～20:00	月額:5,000円				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	8台程度

4

せんかわほいくえん  
千川保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	八幡町1丁目4番13号					
アクセス	三鷹駅北口よりバス10分 関前三丁目停留所より徒歩5分					
TEL	0422-51-8478	FAX	0422-51-8445			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	18	20	20	20	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円				
		≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

5

みなみほいくえん  
南保育園

むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町3丁目6番15号					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩10分					
TEL	0422-48-1501	FAX	0422-48-1502			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和31年7月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	18	20	20	20	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	6台程度

※令和9年度より現園舎の解体工事を実施し、新園舎開設の間は、仮設園舎での保育となります。(詳細P58)

6

さくらづつみほいくえん  
桜堤保育園

むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤2丁目1番27号					
アクセス	武蔵境駅北口よりバス9分 垂細亜大学北停留所より徒歩3分					
TEL	0422-52-4671	FAX	0422-52-4689			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和37年8月15日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	15	18	20	20	20	96
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

7

さかい ほいくえん  
境保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境 4 丁目 11 番 3 号					
アクセス	武蔵境駅北口よりバス 4 分 境四丁目停留所より徒歩 4 分					
TEL	0422-53-1783	FAX	0422-53-1733			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和 44 年 4 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
9	15	18	20	20	20	102
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	8:30～17:00				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満	7:30～18:00				
	満 1 歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満 1 歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額:2,500 円 ≪ 1 回利用 ≫ 1 回:500 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5 台程度

8

ひがし ほいくえん  
東保育園

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺東町 3 丁目 28 番 3 号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩 15 分 ムバス吉祥寺東循環④本宿小学校停留所より徒歩 3 分					
TEL	0422-21-2495	FAX	0422-21-2496			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和 46 年 6 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
3	5	12	15	20	20	75
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	なし				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満	7:30～18:00				
	満 1 歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満 1 歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額:2,500 円 ≪ 1 回利用 ≫ 1 回:500 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり (要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5 台程度

※令和 11 年度より現園舎の解体工事を実施し、新園舎開設の間は、仮設園舎での保育となります。(詳細は P58)

9

せい か だ い い ち ほ い く え ん  
精華第一保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

I

認可保育所・認定こども園

所在地	中町2丁目31番8号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩12分					
TEL	0422-54-3854	FAX	0422-54-3852			
設置・運営	社会福祉法人精華子ども会					
開設年月日	昭和47年9月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	14	14	14	72
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:15					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～16:30				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳になった翌月から)	18:01～19:15		補食	あり		
	延長保育料	1歳児クラス以上 月額:2,500円 ※0歳児クラスは19:00まで 月額:3,500円 ≪1回利用≫1回:800円(0歳児は900円)				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	8台程度

10

きょうなん ほ い く え ん  
境南保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町5丁目1番1号					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩9分					
TEL	0422-32-2443	FAX	0422-32-2444			
設置・運営	武蔵野市					
開設年月日	昭和48年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	18	20	20	20	102
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	7台程度

11

きたまちほいくえん  
北町保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺北町1丁目23番17号					
アクセス	吉祥寺駅北口よりバス10分 ムーバス北西循環② 北町コミセン前より徒歩2分					
TEL	0422-21-6681	FAX	0422-21-6682			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和51年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
12	20	24	24	24	24	128
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5台程度

12

きょうなんだいにほいくえん  
境南第2保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町2丁目20番17号					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩8分					
TEL	0422-32-8167	FAX	0422-32-8168			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	昭和53年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	15	20	20	83
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	7台程度

13

みほいくえん  
ふじの実保育園



所在地	緑町3丁目4番3号					
アクセス	三鷹駅北口よりバス10分 市営プール前停留所より徒歩5分					
TEL	0422-55-2525	FAX	0422-55-2524			
設置・運営	社会福祉法人むさし福祉会					
開設年月日	昭和53年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	13	18	20	21	22	103
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:00					
保育時間	生後57日～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	8:00～17:30				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	平日 10:00～ (要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

14

ほいくえん  
ありんこ保育園



所在地	西久保1丁目11番10号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-54-1356	FAX	0422-54-0112			
設置・運営	社会福祉法人武蔵野緑会					
開設年月日	平成16年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	12	12	12	66
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上	7:00～18:00				
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり(別途100円)		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫ 1時間以内:500円 1時間超:1,000円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	5～6台程度

15

 せいかだいにほいくえん  
 精華第二保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	西久保2丁目15番3号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-38-7352	FAX	0422-36-0048			
設置・運営	社会福祉法人精華子ども会					
開設年月日	平成21年12月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	12	12	51			78
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:15					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳になった翌月から利用可)	18:01～19:15		補食	あり		
	延長保育料	1歳児クラス以上 月額:2,500円 ※0歳児クラスは19:00まで 月額:3,500円 ≪1回利用≫1回:800円(0歳児は900円)				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

16

 さかい えん  
 境こども園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境4丁目11番6号					
アクセス	武蔵境駅北口よりバス4分 境四丁目停留所より徒歩3分					
TEL	0422-53-2312	FAX	0422-53-2615			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	平成25年12月1日					
定員 ※( )は1号認定児含む総数						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	10	12	12	12(35)	12(35)	61(107)
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	10台程度

17

ほいくえん  
まちの保育園きちじょうじ  
吉祥寺

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町3丁目27番13号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩 10 分 吉祥寺駅北口より徒歩 18 分					
TEL	0422-38-8260	FAX	0422-38-8270			
設置・運営	ナチュラルスマイルジャパン (株)					
開設年月日	平成 26 年 10 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
6	12	12	30			60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～20:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:30～20:30					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	7:30～18:30				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満					
	満 1 歳以上					
延長保育 (満 1 歳以上)	18:31～20:30		補食	あり		
	延長保育料	18:31～19:30 月額:2,500 円 <<1 回利用>> ～20:00 月額:4,000 円 1 時間以内:500 円 ～20:30 月額:5,500 円 以降 30 分ごと:300 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	園 HP 確認後メールにて申込み
父母会	なし
ベビーカー置き場	8 台程度

18

むさしの  
ニチイキッズ武蔵野やはた保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	八幡町 1 丁目 2 番 25 号					
アクセス	三鷹駅北口・吉祥寺駅北口よりバス 10 分 西武柳沢駅南口よりバス 10 分 いずれも「緑町二丁目」停留所よりすぐ					
TEL	0422-60-2015	FAX	0422-53-0503			
設置・運営	(株)ニチイ学館					
開設年月日	平成 27 年 4 月 1 日					
定員						
0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
6	14	15	15	15	15	80
開園時間						
月曜～金曜	7:30～20:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後 57 日目～満 3 か月未満	7:30～18:30				
	満 3 か月以上～満 1 歳未満					
	満 1 歳以上					
延長保育 (満 1 歳以上)	18:31～20:30		補食	あり (別途 400 円)		
	延長保育料	18:31～19:30 月額:2,500 円 18:31～20:30 月額:5,000 円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	HP に日程記載 (要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6 台程度

19

む さし さかい ほ い く え ん  
武蔵境コスモ保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境1丁目20番5号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩8分					
TEL	0422-55-8686	FAX	0422-55-8685			
設置・運営	(株)コスモズ					
開設年月日	平成28年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	16	18	18	18	91
開園時間						
月曜～金曜	7:15～20:00					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:15～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:15～18:15				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳になった翌月から)	18:16～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:16～19:15月額:2,500円 <1回利用>				
		18:16～20:00月額:5,000円 <1回利用>15分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	見学日あり(要電話予約)
父母会	あり
ベビーカー置き場	8台程度(登録制)

20

む さし さかい え ん  
グローバルキッズ武蔵境園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町4丁目2番19号					
アクセス	武蔵境駅 nonowa 口より徒歩10分程度					
TEL	0422-51-2242	FAX	0422-38-6881			
設置・運営	(株)グローバルキッズ					
開設年月日	平成28年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	10	12	12	12	62
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:30					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～18:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:30		補食	あり(1回利用200円)		
	延長保育料	18:01～19:00月額:2,500円 <1回利用>				
		18:01～20:00月額:5,000円 10分ごと:100円 18:01～20:30月額:6,500円				



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

21

 むさしのせきまえ  
 キッズガーデン武蔵野関前

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	第一園舎: 関前3-4-11 アビタシオン武蔵野1階 第二園舎: 関前3-4-15					
アクセス	三鷹駅北口よりバス 5分 第五小学校停留所より徒歩 1分					
TEL	0422-38-6825	FAX	0422-38-6826			
設置・運営	(株) Kids Smile Project					
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	15	19	19	19	96
開園時間						
月曜～金曜	7:00～19:30					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～19:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:00～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:00～18:00				
延長保育 (満1歳以上)	18:01～19:30		補食	あり(1回利用200円)		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～19:30 月額:4,500円 ≪1回利用≫月曜～金曜 10分ごと:100円 土曜 10分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	毎月第2、第3火曜日(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	第一園舎のみ 3台程度

22

 きょうなん ほいくえん  
 境南すみれ保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町1丁目21番6号					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩 11分					
TEL	0422-30-9581	FAX	0422-30-9582			
設置・運営	(株) すみれ					
開設年月日	平成 30 年 4 月 1 日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	12	10	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫10分ごと:100円				



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

23

きちじょうじ だいいち ほいくえん  
ういず吉祥寺第一保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町2丁目35番12号					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩7分					
TEL	0422-27-1565	FAX	0422-27-1575			
設置・運営	(株) WITH					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫ 18:01～19:00 1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

24

きちじょうじ だいに ほいくえん  
ういず吉祥寺第二保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町2丁目23番4号					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩7分					
TEL	0422-27-5468	FAX	0422-27-5469			
設置・運営	(株) WITH					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	8	10	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	9:00～17:00				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫ 18:01～19:00 1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	7台程度

25

きちじょうじ ほいくえん  
マミー吉祥寺保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

I

認可保育所・認定こども園

所在地	吉祥寺東町3丁目1番2号						
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩7分						
TEL	0422-27-5541	FAX	0422-27-5549				
設置・運営	(株)ニューマン						
開設年月日	平成30年4月1日						
定員							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
6	10	10	11	11	12	60	
開園時間							
月曜～金曜	7:00～19:00						
	保育標準時間	7:00～18:00					
	保育短時間	9:00～17:00					
土曜	7:00～19:00						
保育時間	生後57日～満3か月未満	8:30～17:00					
	満3か月以上～満1歳未満	7:00～18:00					
	満1歳以上	7:00～18:00					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～19:00		補食	なし			
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫30分以内:500円 30分超:1,000円					



その他	
一時保育	なし
見学方法	電話予約
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

26

ほいくえん  
ひまわり保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境4丁目7番12号						
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩10分						
TEL	0422-56-8732	FAX	0422-56-8723				
設置・運営	NPO法人保育サービスひまわりママ						
開設年月日	平成30年4月1日						
定員							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
6	12	15	21	21	21	96	
開園時間							
月曜～金曜	7:30～19:15						
	保育標準時間	7:30～18:30					
	保育短時間	8:30～16:30					
土曜	7:30～18:30						
保育時間	生後57日～満3か月未満	なし					
	満3か月以上～満1歳未満	8:00～18:00					
	満1歳以上	7:30～18:30					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり			
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫30分ごと:500円					



その他	
一時保育	あり(詳細P51)
見学方法	毎週木曜日(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

27

むさしの もりほいくえん  
武蔵野もみじの森保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	関前3丁目12番1号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩17分 三鷹駅北口よりムーバス北西循環② 関前公園停留所より徒歩1分					
TEL	0422-38-8611	FAX	0422-38-8612			
設置・運営	社会福祉法人信正会					
開設年月日	平成31年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	15	18	22	22	22	108
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:00～18:00				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫1時間以内:800円 1時間超:2,000円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	要電話予約
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度

28

むさしさいほいくえん  
このえ武蔵境保育園

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境1丁目16番26号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-27-8550	FAX	0422-27-8551			
設置・運営	(株) なないろ					
開設年月日	平成31年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	15	15	18	18	18	90
開園時間						
月曜～金曜	7:15～20:15					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:15～20:15					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:15～18:15				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:16～20:15		補食	あり		
	延長保育料	18:16～19:15 月額:2,500円 18:16～20:15 月額:5,000円 ≪1回利用≫15分:100円 20:15超:1,000円(15分毎)				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度

29

なかちょう ほいくえん  
中町すみれ保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

I

認可保育所・認定こども園

所在地	中町2丁目5番5号クロフトコテージ1階					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-38-6220	FAX	0422-38-6221			
設置・運営	(株)すみれ					
開設年月日	平成31年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫10分ごと:100円				



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

30

きちじょうじ ほいくえん  
吉祥寺きらめき保育園

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町3丁目8番15号					
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩12分					
TEL	0422-26-7723	FAX	0422-24-7252			
設置・運営	公益財団法人武蔵野市子ども協会					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	5	10	14	14	14	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	現在なし
ベビーカー置き場	5台程度

31

 もりほいくえんむさしさい  
**まなびの森保育園武蔵境**

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境5丁目2番11号					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩8分					
TEL	0422-38-5066	FAX	0422-38-5066			
設置・運営	(株)こどもの森					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	14	14	14	69
開園時間						
月曜～金曜	7:00～20:00					
	保育標準時間	7:00～18:00				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:00～20:00					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:00～18:00				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:01～20:00		補食	あり		
	延長保育料	18:01～19:00 月額:2,500円 18:01～20:00 月額:5,000円 ≪1回利用≫30分ごと:300円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度

32

 きちじょうじひがしちょう  
**吉祥寺東町すみれ保育園**

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺東町2丁目6番2号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩11分					
TEL	0422-20-6640	FAX	0422-27-5170			
設置・運営	(株)すみれ					
開設年月日	令和2年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:15					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:30～18:30				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額:2,500円 ≪1回利用≫10分ごと:100円				



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	6台程度

33

ようじしゃきちじょうじほいくえんほんえんぶんえん  
**ピノキオ幼児舎吉祥寺保育園 本園・分園**

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	本園:吉祥寺本町4丁目10番10号 大信吉祥寺ビル3階 分園:吉祥寺本町4丁目10番9号 ツインリープス1階					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩13分					
TEL	0422-27-6085	FAX	0422-27-6086			
設置・運営	(株)ピノコーポレーション					
開設年月日	令和2年4月1日					
<b>定員</b>						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	12	12	15	15	15	78
<b>開園時間</b>						
月曜～金曜	<b>7:30～19:30</b>					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	7:30～18:30				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:30		補食	あり		
	延長保育料	月額2,500円 《1回利用》1回:500円				



<b>その他</b>	
一時保育	なし
見学方法	要電話予約
父母会	なし
ベビーカー置き場	なし(送迎時のみの置き場はあり)

34

ほいくえん  
**むくむくみらい保育園**

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目5番9号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-90-6484	FAX	0422-90-7447			
設置・運営	(株)グレイス					
開設年月日	令和2年9月1日					
<b>定員</b>						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	12	15	15	15	73
<b>開園時間</b>						
月曜～金曜	<b>7:30～19:15</b>					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	なし				
	満3か月以上～満1歳未満					
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長保育料	月額2,500円 《1回利用》15分ごと:500円				



<b>その他</b>	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度

## 35 ミアヘルサ保育園ひびき武蔵野西久保

ほいくえん

むさしのにしくぼ

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	西久保2丁目27番15号					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩14分					
TEL	0422-38-8601	FAX	0422-38-8602			
設置・運営	ミアヘルサ(株)					
開設年月日	令和3年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	9	9	12	12	12	60
開園時間						
月曜～金曜	7:15～19:15					
	保育標準時間	7:15～18:15				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:15～19:15					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～16:30				
	満3か月以上～満1歳未満	7:15～18:15				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:16～19:15		補食	あり		
	延長保育料	18:16～18:45 月額:1,500円 18:16～19:15 月額:3,000円 (1回利用)1回:500円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	4～5台程度

## 36 キッズいながき保育園吉祥寺

ほいくえんきちじょうじ

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町5丁目3番9号					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩10分					
TEL	0422-70-7833	FAX	0422-70-7838			
設置・運営	(株)三祐産業					
開設年月日	令和4年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	10	11	11	11	11	60
開園時間						
月曜～金曜	7:30～19:30					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上					
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:30		補食	あり		
	延長保育料	《月額》18:31～19:30 月額:2,500円 《1回利用》10分毎100円				



その他	
一時保育	なし
見学方法	随時(要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	5台程度



所在地	境1丁目17番16号 グレースフラット境					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-38-9292	FAX	0422-38-9297			
設置・運営	(株) すみれ					
開設年月日	令和4年4月1日					
<b>定員</b>						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
6	12	12	12	12	12	66
<b>開園時間</b>						
月曜～金曜	<b>7:30～19:15</b>					
	保育標準時間	7:30～18:30				
	保育短時間	8:30～16:30				
土曜	7:30～18:30					
保育時間	生後57日目～満3か月未満	8:30～17:00				
	満3か月以上～満1歳未満	7:30～18:00				
	満1歳以上	7:30～18:30				
延長保育 (満1歳以上)	18:31～19:15		補食	あり		
	延長 保育料	月額：2,500円 ≪1回利用≫10分ごと：100円				



<b>その他</b>	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	随時 (要電話予約)
父母会	なし
ベビーカー置き場	10台程度



## か て い て き ほ い く Ⅱ 家庭的保育

### Ⅱ

### 家庭的保育

#### 家庭的保育とは…

“家庭的保育”とは、保育士、幼稚園教諭、保健師又は看護師などが必要な研修を受け、家庭的保育者（保育ママ）として自宅等のお部屋などでお子さんの保育を行う平成27年4月に法制化された市区町村の認可事業です。

少人数（5名以下）の家庭的な雰囲気のもと、保育を行っています。

※現在、武蔵野市の家庭的保育者（保育ママ）は、必要な研修を受けた保育士・幼稚園教諭の資格を持った者です。

 **対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を越した3月末日まで）**

※産休明け保育：実施なし

 **対応している保育時間：保育短時間のみ**

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。

 **アレルギー対応：アレルギーがある場合、申込前に必ず施設へ直接確認が必要**

 **障害児保育：受入れなし**

 **市外へ転出の場合：必要な条件や手続きあり（詳細はP27）**

 **その他**

- ◆ 職員の病気等で保育を提供できない場合、家庭的保育室との連携施設にて代替保育を行います。
- ◆ 「主な連携施設」では、保育内容の支援として、連携施設の園庭や部屋を使用して遊んだり、行事に参加したりしています。また職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。
- ◆ 利用者からの苦情を受付け、対応するため、各施設において第三者委員会を設置しています。詳しくは、各施設の案内をご確認ください。

地図 No.	施設名	所在地	電話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
①	鈴木ママの家 鈴木 かすみ	八幡町 3-8-3	37-5772	5	8:30～17:00 (8:00～18:00)	○ 要相談	—	△	要相談
②	い～ママん家 小泉 佳子	中町 2-6-2-101	53-7909	3	8:30～17:00 (8:30～17:00)	—	—	△	—
③	家庭的保育室はぐ 佐藤 喜世子	西久保 3-9-12 木の美ハイツ 102	090-5397- 8930	4	8:30～17:00 (8:30～18:00)	○ 要相談	—	—	—

△：定員に空きがある場合のみ実施します。

## 1

すずき いえ すずき  
鈴木ママの家 鈴木 かすみ

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

## II

家庭的保育

所在地	八幡町3丁目8番3号			
アクセス	三鷹駅北口よりバス15分 八幡町三丁目停留所より徒歩3分			
TEL	0422-37-5772	FAX	0422-37-5772	
設置・運営	鈴木 かすみ			
開設年月日	平成15年6月1日			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	5			5
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	8:00～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で 8時間までの保育を個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪1回利用≫250円/15分		
	補食	なし		



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	要電話予約（問合せ時間 12時～15時以外）
アレルギー対応	要相談
主な連携先	千川保育園
ベビーカー置き場	3台程度

## 2

ち こ いずみ よし こ  
い～ママん家 小泉 佳子

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目6番2号101			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩8分			
TEL	0422-53-7909 (午後2時以降)	FAX	0422-53-7909	
設置・運営	小泉 佳子			
開設年月日	平成20年6月1日			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3			3
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	8:30～17:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	上記時間内で8時間までの保育 を個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	—		
	補食	なし		



その他	
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
見学方法	要電話予約（問合せ時間 14時以降）
アレルギー対応	対応不可
主な連携先	吉祥寺保育園
ベビーカー置き場	3台程度・自転車も可

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

# 3 家庭的保育室はぐ さとう きよこ 佐藤 喜世子

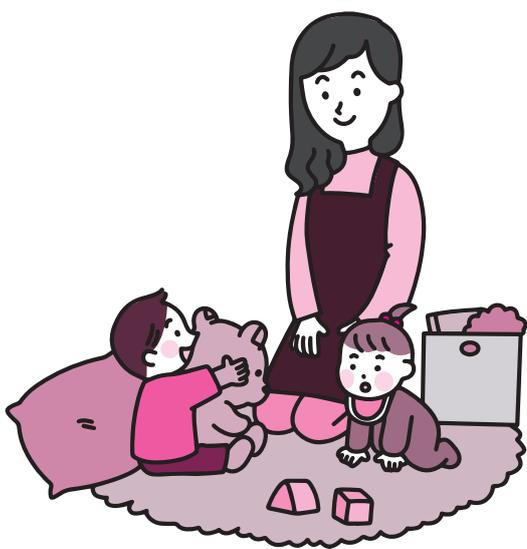
## II

家庭的保育

所在地	西久保3丁目9番12号 木の実ハイツ102			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩15分			
TEL	090-5397-8930	FAX	0422-90-1935	
設置・運営	佐藤 喜世子			
開設年月日	平成26年4月1日			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	4			4
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	8:30～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で8時間までの保育を個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪1回利用≫250円/15分		
	補食	なし		



その他	
一時保育	なし
見学方法	要電話予約(問合せ時間18時～22時)
アレルギー対応	不可
主な連携先	吉祥寺保育園
ベビーカー置き場	2台程度



# Ⅲ しょうきぼほいく 小規模保育

## 小規模保育とは…

“小規模保育”とは、多様な主体が、多様なスペースを活用して、質の高い保育を提供することなどを目的とした事業です。子ども・子育て支援新制度で市区町村の認可事業として平成27年4月に法制化されました。

少人数（定員6～19名）を対象に家庭的な雰囲気に近い環境のもと、保育を行っています。



**対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を超した3月末日まで）**

※産休明け保育：施設による（実施施設はP88にてご確認ください。）



**対応している保育時間：施設による**

- ・ 保育短時間のみ
- ・ 保育短時間・保育標準時間

※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。



**アレルギー対応：アレルギーがある場合は、必ず申込前に施設に確認が必要**



**障害児保育：受入れなし**



**市外へ転出の場合：必要な条件や手続きあり（詳細はP27）**



**その他**

- ◆「主な連携施設」では、保育内容の支援として、連携施設の園庭や部屋を使用して遊んだり行事に参加したりしています。また職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。
- ◆利用者からの苦情を受け、対応するため、各施設において第三者委員会を設置しています。詳しくは、各施設の案内をご確認ください。

小規模保育は運営体制に違いがある3つの類型に分かれています。

### 【3つの類型】

	小規模保育 A型	小規模保育 B型	小規模保育 C型
類型	保育所分園型 ミニ保育園に近い類型	中間型	家庭的保育（小規模保育）に近い類型
定員規模	規模・大	←————→ 規模・小	
資格	保育士	保育士 + 保育従事者 （一定の研修が必要）	家庭的保育者 （一定の研修が必要）

※令和5年8月現在、武蔵野市ではA型・B型のみです。

### 【保育短時間施設】

**保育短時間施設**を利用する場合は、**保育短時間認定**となります。

基本保育時間のうち一日最長 8 時間、それを超える保育時間は延長料金がかかります。

## Ⅲ

### 小規模保育

地図 No.	施設名	種型	所在地	電 話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
1	ひまわり保育室 みどり	B型	緑町 2-3 武蔵野緑町パーク 7号B8号棟 104号室	27-7019	10	8:00～17:00 (8:00～18:00)	○	—	—	—
2	ひまわり保育室 さくら	B型	桜堤 1-2 サウジア桜堤 14号棟 103号室	27-7164	10	8:00～17:00 (8:00～18:00)	○	—	—	—
3	すくすく泉 いずみのおうち	A型	吉祥寺本町 3-27-17	77-0213	11	8:30～17:00 (7:30～19:00)	○	○	※	要相談

※ 併設「いずみのひろば」で実施。

### 【保育標準時間・保育短時間施設】

**保育標準時間・保育短時間施設**を利用する場合は、保育の必要量によって、

「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。(P10 参照)

それぞれの時間を超えた場合は延長料金がかかります。

地図 No.	施設名	種型	所在地	電 話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
4	とことこ保育室 みんなのとことこ	A型	関前 4-17-10 21イカマンション 1階	27-7195	18	8:00～19:00 (8:00～19:00)	○	○	○	要相談
5	どんぐり保育室	B型	桜堤 1-2 サウジア桜堤 19号棟 101号室	52-9622	10	7:30～18:30 (7:30～18:30)	○	—	△	要相談
6	吉祥寺南町 すみれ保育園	A型	吉祥寺南町 3-6-2 7ビル1階	26-6329	15	8:00～19:00 (8:00～19:00)	○	○	△	要相談
7	みらいえ保育園吉祥寺	A型	吉祥寺本町 2-4-14 メディ・コープビル 8 1階	27-6726 (本部事務所)	18	7:30～18:30 (7:30～19:15)	○	—	—	要相談
8	エムズナーサリー ひだまりルーム武蔵境	A型	境南町 3-14-6 山桃ビル 1階	34-8600	19	7:30～18:30 (7:30～19:00)	○	○	△	要相談
9	カルガモ保育室	A型	境 5-18-10	52-6555	12	7:30～18:30 (7:30～18:45)	○	—	△	要相談
10	みらいえ保育園吉祥寺南	A型	吉祥寺南町 2-17-2 リーラ南町 1階	27-6726 (本部事務所)	19	7:30～18:30 (7:30～19:15)	○	—	—	要相談
11	ひかり保育園武蔵境	A型	境 2-8-3 おおやクリニック 2階	38-7401	19	7:30～18:30 (7:30～20:00)	○	—	—	要相談
12	マミーぼぶら保育園	A型	中町 1-32-1 1階	38-8377	19	7:30～18:30 (7:00～19:00)	○	○	—	要相談
13	チャイルドホーム武蔵境	A型	境南町 5-6-23 クレスト武蔵野 101	26-4722	19	7:30～18:30 (7:30～18:30)	○	○	—	要相談
14	カルガモ第2保育室	A型	桜堤 1-2 サウジア桜堤 15号棟 103号室	56-8766	12	7:30～18:30 (7:30～18:45)	○	—	△	要相談

△：定員に空きがある場合のみ実施します。



# ほいくしつ ひまわり保育室 みどり

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

## Ⅲ

小規模保育

所在地	緑町2丁目3番 武蔵野緑町パークタウン B8号棟 104号室			
アクセス	三鷹駅北口よりバス 15分 武蔵野市役所前停留所より徒歩 5分			
TEL	0422-27-7019	FAX	0422-27-7019	
設置・運営	NPO法人 保育サービスひまわりママ			
開設年月日	平成23年5月1日			
類型	B型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	10			10
利用対象	満3カ月～			
<b>開園時間</b>				
月曜～金曜	<b>8:00～18:00</b>			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	《月額》 10,000円/30分～40,000円/2時間 《1回利用》 500円/30分		
		補食	なし	



その他	
アレルギー対応	対応不可
主な連携施設	吉祥寺保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	要相談



# ほいくしつ ひまわり保育室 さくら

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤1丁目2番 サンヴァリエ桜堤 14号棟 103号室			
アクセス	武蔵境駅北口よりバス5分 西部コミュニティセンター停留所より徒歩2分			
TEL	0422-27-7164	FAX	0422-27-7164	
設置・運営	NPO法人 保育サービスひまわりママ			
開設年月日	平成23年5月1日			
類型	B型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	10			10
利用対象	満3カ月～			
<b>開園時間</b>				
月曜～金曜	<b>8:00～18:00</b>			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	《月額》 10,000円/30分～40,000円/2時間 《1回利用》 500円/30分		
		補食	なし	



その他	
アレルギー対応	対応不可
主な連携施設	桜堤保育園 境保育園 ひまわり保育園
見学方法	電話にて随時
一時保育	なし
ベビーカー置き場	要相談

3

# すくすく泉 いずみのおうち

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	吉祥寺本町3丁目27番17号			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩13分			
TEL	0422-77-0213	FAX	0422-90-7322	
設置・運営	NPO法人いずみの会 ※5年後に運営団体を見直すプロポーザルがあります			
開設年月日	平成26年8月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	11			11
利用対象	生後57日目～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～19:00 ※満1歳未満は18:00まで			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	契約時間外200円/15分 予定外の遅刻等(割増料)+100円/15分		
	補食	あり(18:00以降)		



その他	
アレルギー対応	卵アレルギーのみ要相談
主な連携施設	まちの保育園 吉祥寺 武蔵野赤十字保育園
見学方法	見学期間あり(要電話予約)
一時保育	併設「いずみのひろば」で実施
ベビーカー置き場	4台程度

4

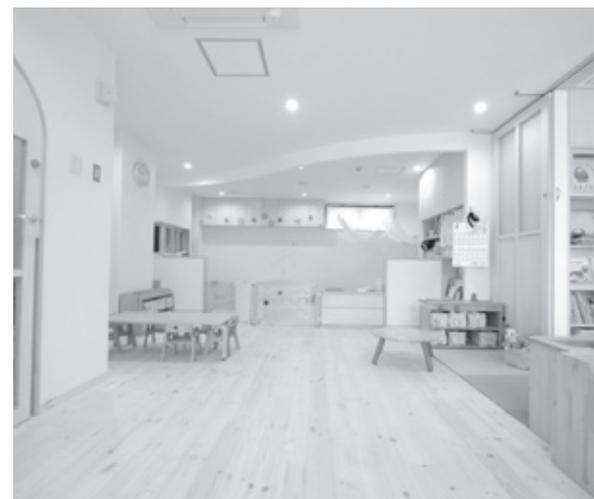
# とことこ保育室 みんなのとことこ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	関前4丁目17番10号 ユリイカマンション1階			
アクセス	武蔵境駅・三鷹駅北口よりバス13分 武蔵野大学前停留所より徒歩1分			
TEL	0422-27-7195	FAX	0422-27-7196	
設置・運営	NPO法人子育て応援スペースとことこ			
開設年月日	平成30年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	18			18
利用対象	生後57日目～			
開園時間				
月曜～金曜	8:00～19:00			
	保育標準時間	8:00～19:00		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	※土・日・祝 応相談			
延長保育	延長保育料	≪月額≫設定なし ≪1回利用≫450円/30分		
	補食	あり		



その他	
アレルギー対応	卵アレルギーのみ要相談
主な連携施設	千川保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり(詳細P51～52)
ベビーカー置き場	応相談

5

ほいくしつ  
どんぐり保育室

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤1丁目2番 サンヴァリエ桜堤19号棟101号			
アクセス	武蔵境駅北口よりバス5分 団地中央停留所より徒歩2分			
TEL	0422-52-9622	FAX	0422-52-9622	
設置・運営	NPO法人 ワーカーズどんぐり			
開設年月日	平成24年4月1日			
類型	B型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	2	4	4	10
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:30			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1回利用≫ 250円/15分 (保育短時間の方のみ該当)		
	補食	要相談		



Ⅲ

小規模保育

その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	境保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	なし

6

きちじょうじみなみちょう ほいくえん  
吉祥寺南町すみれ保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町3丁目6番2号アビタシオン1階			
アクセス	吉祥寺駅南口より徒歩8分			
TEL	0422-26-6329	FAX	0422-26-6329	
設置・運営	(株)すみれ			
開設年月日	平成26年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	15			15
利用対象	生後57日目～			
開園時間				
月曜～金曜	8:00～19:00 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	8:00～19:00		
	保育短時間	① 8:30～16:30 ② 9:00～17:00 ①②どちらかの時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1回利用≫ 500円/30分 (保育短時間の方のみ該当)		
	補食	あり		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	南保育園
見学方法	見学日あり(要電話予約)
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	なし

7

ほ いく えん きちじょう じ  
**みらいえ保育園吉祥寺**

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	吉祥寺本町2丁目4番14号 メディ・コープビル8階			
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩6分			
TEL	0422-27-6726 (本部事務所)	FAX	0422-27-6736 (本部事務所)	
設置・運営	(株)みらい開発研究所			
開設年月日	平成26年11月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	18			18
利用対象	満3カ月～			
<b>開園時間</b>				
月曜～金曜	<b>7:30～19:15</b>			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～16:30		
土曜	8:30～17:30			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1回利用≫ 500円/30分 (19:15まで利用の場合750円)		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	北町保育園
見学方法	9月以降に当園HPでお知らせ
一時保育	なし
ベビーカー置き場	10台程度

8

む さし さかい  
**エムズナーサリーひだまりルーム武蔵境**

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町3丁目14番6号 山桃ビル1階			
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩5分			
TEL	0422-34-8600	FAX	0422-34-8608	
設置・運営	(株)エムズライン			
開設年月日	平成26年12月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	5	14		19
利用対象	生後57日目～			
<b>開園時間</b>				
月曜～金曜	<b>7:30～19:00 ※満1歳未満18:00まで</b>			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	7:30～18:30の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1回利用≫ 500円/30分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	対応可(要相談)
主な連携施設	境南第2保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	5台程度

9

# ほいくしつ カルガモ保育室

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境5丁目18番10号			
アクセス	武蔵境駅北口よりムーバス4分 境西循環⑤番停留所よりすぐ			
TEL	0422-52-6555	FAX	0422-57-8434	
設置・運営	(株)カルガモ保育室			
開設年月日	平成27年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	12			12
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:45 ※満1歳未満18:00まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:00～17:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	個別契約にて要相談 時間外の保育に対して100円/5分		
	補食	なし		



Ⅲ

小規模保育

その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	桜堤保育園 グローバルキッズ武蔵境園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	あり※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	駐輪場屋根有り5台程度

10

# ほいくえんきちじょうじみなみ みらいえ保育園吉祥寺南

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町2丁目17番2号リーラ南町1階			
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩6分			
TEL	0422-27-6726 (本部事務所)	FAX	0422-27-6736 (本部事務所)	
設置・運営	(株)みらい開発研究所			
開設年月日	平成28年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	19			19
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～19:15			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～16:30		
土曜	8:30～17:30			
延長保育	延長保育料	《月額》設定なし 《1回利用》500円/30分 (19:15まで利用の場合750円)		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	東保育園
見学方法	9月以降に当園HPでお知らせ
一時保育	なし
ベビーカー置き場	7台程度



ほいくえん むさしさい  
ひかり保育園武蔵境

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

Ⅲ

小規模保育

所在地	境2丁目8番3号 おおやクリニック2階			
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩5分			
TEL	0422-38-7401	FAX	0422-38-7402	
設置・運営	ひかりナーサリー(株)			
開設年月日	平成28年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	5	14		19
利用対象	満3カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～20:00			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:30～16:30		
土曜	7:30～18:30			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1回利用≫ 500円/30分		
	補食	あり		



その他	
アレルギー対応	対応可(要相談)
主な連携施設	境こども園
見学方法	(要電話予約)9月以降に当園HPでお知らせ
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5台程度



ほいくえん  
マミーぽぷら保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町1丁目32番1号1階			
アクセス	三鷹駅北口より徒歩5分			
TEL	0422-38-8377	FAX	0422-38-8378	
設置・運営	(株)ニューマン			
開設年月日	平成28年4月1日			
類型	A型			
定員	0歳児	1歳児	2歳児	合計
	3	8	8	19
利用対象	生後57日目～			
開園時間				
月曜～金曜	7:00～19:00			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	7:00～19:00の時間内で8時間までの個別契約		
土曜	7:00～19:00			
延長保育	延長保育料	・基本保育時間外の保育に対して ・個別契約時間外の保育に対して 500円/30分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	対応可(要相談)
主な連携施設	ありんこ保育園
見学方法	随時(要電話予約)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	3～4台

13

# チャイルドホーム武蔵境

む さ し さ かい

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町 5 丁目 6 番 23 号クレスト武蔵野 101			
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩 12 分			
TEL	0422-26-4722	FAX	0422-26-4722	
設置・運営	NPO 法人 チャイルドホーム			
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日			
類型	A 型			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	3	16		19
利用対象	生後 57 日目～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:30 ※満 1 歳未満 18:00 まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:00～17:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	≪月額≫ 設定なし ≪1 回利用≫ 500 円 / 30 分		
	補食	なし		
	延長保育料	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	境南保育園
見学方法	電話で日程調整のうえ予約
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5 台程度

Ⅲ

小規模保育

14

# カルガモ第2保育室

だ い に ほ い く し つ

もっと詳しく知りたい



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	桜堤 1-2 サンヴァリエ桜堤 15 号棟 103 号			
アクセス	JR 武蔵境駅北口より バス 5 分 西部コミュニティーセンター停留所 徒歩 2 分			
TEL	0422-56-8766	FAX	0422-56-8766	
設置・運営	(株) カルガモ保育室			
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日			
類型	A 型			
定員	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	12			12
利用対象	満 3 カ月～			
開園時間				
月曜～金曜	7:30～18:45 ※満 1 歳未満 18:00 まで			
	保育標準時間	7:30～18:30		
	保育短時間	8:00～17:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
土曜	なし			
延長保育	延長保育料	個別契約にて要相談 時間外の保育に対して 100 円 / 5 分		
	補食	なし		
	延長保育料	なし		



その他	
アレルギー対応	要相談
主な連携施設	境こども園
見学方法	随時 (要電話予約)
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	5 台程度

# IV 事業所内保育

## 事業所内保育とは…

“事業所内保育”とは、児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が認めた基準を満たし、市区町村が認可した事業です。会社の事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

-  **対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を越した3月末日まで）**  
※産休明け保育：実施なし
-  **対応している保育時間：保育短時間のみ**  
※実際の保育時間は、在園する施設と相談のうえ、決定します。
-  **アレルギー対応：アレルギーがある場合は、必ず申込前に施設に確認が必要**
-  **障害児保育：受入れなし**
-  **市外へ転出の場合：必要な条件や手続きあり（詳細は P27）**
-  **その他**
  - ◆「主な連携施設」では、保育内容の支援として、連携施設の園庭や部屋を使用して遊んだり、行事に参加したりしています。また職員研修を合同で行うなど、職員同士の交流も行っています。
  - ◆利用者からの苦情を受け、対応するため、各施設において第三者委員会を設置しています。詳しくは、各施設の案内をご確認ください。

地図 No.	施設名	所在地	電話	定員 (名)	基本保育時間 (開所時間)	延長保育	産休明け保育	一時保育	アレルギー対応
▲	ベリールーム	関前 1-2-20 特別養護老人ホーム とらいふ武蔵野内	38-5260	10	8:00～17:00 (8:00～18:00)	○	—	—	—

・定員のうちおおむね 5 名は事業所枠です。

1

## ベリールーム



<b>所在地</b>	関前 1 丁目 2 番 20 号 特別養護老人ホームとらいふ武蔵野内			
<b>アクセス</b>	三鷹駅北口よりムーバス 4 号路線③久保公園・とらいふ武蔵野停留所よりすぐ			
<b>TEL</b>	0422-38-5260	<b>FAX</b>	0422-38-5260	
<b>設置・運営</b>	設置：社会福祉法人とらいふ 運営：NPO 法人保育サービスひまわりママ			
<b>開設年月日</b>	平成 29 年 4 月 1 日			
<b>定員</b>	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
	10			10
<b>利用対象</b>	満 6 カ月～			
<b>開園時間</b>				
<b>月曜～金曜</b>	8:00～18:00			
	保育標準時間	設定なし		
	保育短時間	8:00～17:00 の時間内で 8 時間までの個別契約		
<b>土曜</b>	なし			
<b>延長保育</b>	延長保育料	≪月額≫ 10,000/30 分～40,000 円/2 時間 ≪1 回利用≫ 500 円/30 分		
	補食	なし		



その他	
アレルギー対応	対応不可
主な連携施設	精華第二保育園
見学方法	随時（要電話予約）
一時保育	なし
ベビーカー置き場	1～2 台程度

IV

事業所内保育

# V きよたくほうもんがたほいく 居宅訪問型保育

## 居宅訪問型保育とは…

居宅訪問型保育は、0～2歳児までのお子さんを対象に、障害・疾患などで個別ケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。

児童福祉法に基づく保育事業で、市区町村が定めた基準を満たし、市区町村が認可した事業です。

入所前健康診断等において集団保育が難しいと判断された場合に、利用を検討する事業です。

**入所の申込において希望施設に記入することはできません。**利用についての詳細は子ども育成課にご相談ください。



対象年齢：0～2歳児（3歳の誕生日を超した3月末日まで）



対応している保育時間：保育短時間のみ

※運営事業者との面談により、自宅での保育が可能と判断された場合に利用できます。

V

居宅訪問型保育

# VI 認証保育所

## 認証保育所とは…

認証保育所は、都民の様々なニーズに応えるための東京都独自の制度であり、東京都が定めた基準を満たし東京都に認証された保育施設です。

A型は駅の近くに設置することを基本とし、B型は小規模で家庭的な保育を行うという特色があります。また、A型、B型のいずれも1日13時間以上開所しています。(令和5年8月現在、武蔵野市はA型の施設のみです。)



**申込先：各施設へ直接申込** ※入所に関しては、施設と保護者で直接契約を締結します。



**保育料：各施設で金額を設定し、各施設で徴収します。**

※市の認可外保育施設入所児童保育助成金が対象となります(支給要件あり・P55～56参照)。

※幼児教育・保育の無償化による施設等利用費の助成についてはP57をご覧ください。

※武蔵野市民が認証保育所を利用した場合、毎月各施設から利用実績が市へ報告されます。その利用実績に基づき市から各施設に対して毎月運営費を支払います。

※保育時間や保育料などは変更になる場合があります。



**その他**

◆入所申込方法や空き情報は、子育て応援サイト「むさしのすくすくナビ」(P54参照)でもご覧いただけます。

地図 No.	施設名	種別	所在地	電話	年齢	定員(名)	基本保育時間	延長保育	産休明け保育	障害児保育	一時保育
1	武蔵野 ブチ・クレイシュ	A型	境南町 2-11-22 第一飛翔ビル 2階 ※令和6年4月より 境2丁目へ移転予定あり	33-4400	0～5	40	8:30～17:00	7:00～8:30 17:00～20:00	—	要相談	○
2	風の子保育園	A型	境 1-16-34 グリーンハムむさしの	55-9872	0～5	60	8:00～18:00	7:00～8:00 18:00～20:00	○	要相談	—
3	ホピンスナーリースクール 武蔵野	A型	中町 3-6-1	50-2125	0～5	40	7:30～20:30	20:30～22:00	○	要相談	△
4	かっぱの家保育所	A型	吉祥寺本町 2-17-4	23-5960	0～5	30	8:00～17:30	7:30～8:00 17:30～20:30	○	要相談	—
5	ホピンスナーリースクール 武蔵野ワズ	A型	中町 1-12-10 武蔵野ワズスカイゲート ワズワズモール 5階	60-2180	0～5	40	7:30～20:30	7:00～7:30 20:30～22:00	○	要相談	△
6	グローバルキッズ コトア吉祥寺園	A型	吉祥寺南町 5-15-10	21-3355	0～5	32	8:00～18:00	7:00～7:59 18:01～20:30	○	要相談	△
7	ホピンスナーリースクール 武蔵境	A型	境 1-2-22 グリーンハムビル 1階	38-6731	0～5	33	7:30～20:30	個別契約時間外の 保育時間	○	要相談	△
8	マジオたんぽぽ 保育園吉祥寺	A型	吉祥寺本町 2-10-5 三慶ビル 4階	27-2870	0～3	39	7:00～20:00	個別契約時間外の 保育時間	○	要相談	△
9	中町第2すみれ保育園	A型	中町 3-8-1 グランドシティ武蔵野三鷹 701コート A棟	38-8710	0～2	21	8:30～17:30	7:30～8:30 17:30～20:30	○	—	△
10	八丁はなみずき保育園	A型	中町 2-21-14-103 ウエストコート	080-3556- 8732	0～5	30	7:30～20:30	個別契約時間外の 保育時間	○	—	—

△：定員に空きがある場合のみ実施します。

※「ホピンスナーリースクール吉祥寺」は、令和6年度入所の募集予定はありません。

1

むさしの  
武蔵野プチ・クレイシュ

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境南町2丁目11番22号 第一飛翔ビル2階					
アクセス	武蔵境駅南口より徒歩3分					
TEL	0422-33-4400	FAX	0422-33-4400			
設置・運営	(株) こどもの森					
開設年月日	平成13年11月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2	8	11	9	10		40
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:00					
	基本利用	8:30～17:00				
	延長利用	7:00～8:30 / 17:00～20:00				
入園料	17,000円					
保育料	46,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 65,900円 1歳児 61,900円 2歳児 61,900円 その他、詳細は直接施設へ					
利用対象	生後3か月から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	除去対応可
一時保育	6か月から9歳まで 0歳 1,200円 / 60分・1歳以上 1,000円 / 60分
ベビーカー置き場	10台以上あり

※令和6年4月より境2丁目へ移転予定あり。

VI

認証保育所

2

かぜ こほいくえん  
風の子保育園

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境1丁目16番34号グリーンハイムむさしの					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩3分					
TEL	0422-55-9872	FAX	0422-55-9877			
設置・運営	武井 紀久子					
開設年月日	平成15年4月1日(認証B型) 平成26年10月1日(認証A型)					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	11	10	10	10	10	60
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:00					
	基本利用	8:00～18:00				
	延長利用	7:00～8:00 / 18:00～20:00				
入園料	50,000円					
保育料	45,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 69,000円 1歳児 69,000円 2歳児 69,000円 その他、詳細は直接施設へ					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可
一時保育	なし
ベビーカー置き場	10台程度

3

# ポピンズナーサリースクール武蔵野

むさしの

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町3丁目6番1号						
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分						
TEL	0422-50-2125	FAX	0422-50-2126				
設置・運営	(株)ポピンズエデュケア						
開設年月日	平成18年9月1日						
定員							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
6	10	8	16			40	
開園時間							
月曜～土曜	7:30～22:00						
	基本利用	7:30～20:30					
	延長利用	20:30～22:00					
入園料	52,500円						
保育料	53,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 74,700円 1歳児 73,600円 2歳児 73,600円 その他、詳細は直接施設へ						
利用対象	生後57日目から就学前まで						



その他	
アレルギー対応	対応可 ※医師の診断が必要
一時保育	あり 1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	8台程度

VI

認証保育所

4

# かっぱの家保育所

いえほいくしよ

もっと詳しく知りたい！



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町2丁目17番4号						
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩5分						
TEL	0422-23-5960	FAX	0422-23-5960				
設置・運営	NPO法人かっぱの家						
開設年月日	平成19年7月1日						
定員							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
6	6	6	12			30	
開園時間							
月曜～土曜	7:30～20:30						
	基本利用	8:00～17:30					
	延長利用	7:30～8:00 / 17:30～20:30					
入園料	50,000円						
保育料	69,500円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 75,000円 1歳児 75,000円 2歳児 75,000円 その他、詳細は直接施設へ						
利用対象	生後57日目から就学前まで						



その他	
アレルギー対応	対応可(要相談)
一時保育	なし
ベビーカー置き場	12台程度

## 5

むさしの  
ポピンズナーサリースクール武蔵野タワーズ



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町1丁目12番10号 武蔵野タワーズスカイゲートタワー タワーズモール5階					
アクセス	三鷹駅北口より徒歩3分					
TEL	0422-60-2180	FAX	0422-60-2181			
設置・運営	(株)ポピンズエデュケア					
開設年月日	平成22年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	9	8	15			40
開園時間						
月曜～土曜	7:00～22:00					
	基本利用	7:30～20:30				
	延長利用	7:00～7:30 / 20:30～22:00				
入園料	52,500円					
保育料	58,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 78,000円 1歳児 78,000円 2歳児 78,000円 その他、詳細は直接施設へ					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可 ※医師の診断が必要
一時保育	あり 1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	2～3台程度

## VI

認証  
保育所

## 6

きちじょうじえん  
グローバルキッズコトニア吉祥寺園



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺南町5丁目15番10号					
アクセス	吉祥寺駅北口よりムーバス17分 吉祥寺東循環6-2 本田東公園東停留所すぐ					
TEL	0422-21-3355	FAX	0422-21-3370			
設置・運営	(株)グローバルキッズ					
開設年月日	平成25年3月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
3	13		16			32
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:30					
	基本利用	8:00～18:00				
	延長利用	7:00～7:59 / 18:01～20:30				
入園料	なし					
保育料	47,550円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 68,250円～ 1歳児 65,100円～ 2歳児 65,100円～ その他、詳細は直接施設へ					
利用対象	生後43日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可 ご相談の上、医師の指示のもと除去食で対応
一時保育	月極保育の出席数により受け入れ変動 事前登録/予約必要 平日1時間 1,000円～(1歳児以上)
ベビーカー置き場	10台程度

※令和6年4月より運営母体変更の可能性があります。

# 7

## ポピンズナーサリースクール武蔵境

む さし さかい

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	境1丁目2番22号 ブリリアントパレス1階					
アクセス	武蔵境駅北口より徒歩3分					
TEL	0422-38-6731	FAX	0422-38-6732			
設置・運営	(株)ポピンズエデュケア					
開設年月日	平成29年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
8	12	10	3			33
開園時間						
月曜～土曜	7:30～20:30					
	基本利用	7:30～20:30				
	延長利用	個別契約時間外の保育時間				
入園料	52,500円					
保育料	58,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 78,000円 1歳児 78,000円 2歳児 78,000円 その他、詳細は直接施設へ					
利用対象	生後57日目から就学前まで					



その他	
アレルギー対応	対応可※医師の診断が必要
一時保育	あり1時間 1,300円～2,700円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。
ベビーカー置き場	5台程度

# VI

認証保育所

# 8

## マジオたんぽぽ保育園吉祥寺

ほ い く えん きちじょう じ

もっと詳しく知りたい!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	吉祥寺本町2丁目10番5号 三慶ビル4階					
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩5分					
TEL	0422-27-2870	FAX	0422-27-2872			
設置・運営	(株)マジオネット多摩					
開設年月日	平成30年4月1日					
定員						
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
9	10	10	10			39
開園時間						
月曜～土曜	7:00～20:00					
	基本利用	7:00～20:00				
	延長利用	個別契約時間外の保育時間				
入園料	30,000円					
保育料	53,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 77,000円 1歳児 71,000円 2歳児 71,000円 その他、詳細は直接施設へ					
利用対象	生後57日目から3歳児まで					



その他	
アレルギー対応	あり(要相談)
一時保育	あり1時間 1,000円～1,300円 ※時間帯・条件により金額が変わります。 ※定員に空きがある場合にお受けします。 ※離乳食は持参となります。
ベビーカー置き場	10台程度

9

な ち ょう だ い に ほ い く え ん  
**中町第2すみれ保育園**

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町3丁目8番1号 プラウドシティ武蔵野三鷹 フロントコートA棟						
アクセス	三鷹駅北口より徒歩12分						
TEL	0422-38-8710	FAX	0422-38-8711				
設置・運営	(株)すみれ						
開設年月日	平成30年10月1日						
<b>定員</b>							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
5	9	7				21	
<b>開園時間</b>							
月曜～土曜	<b>7:30～20:30</b>						
	基本利用	8:30～17:30					
	延長利用	7:30～8:30/17:30～20:30					
入園料	30,000円						
保育料	60,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 69,000円 1歳児 68,000円 2歳児 68,000円 その他、詳細は直接施設へ						
利用対象	生後57日目から2歳児まで						



<b>その他</b>	
アレルギー対応	要相談
一時保育	あり ※定員に空きがある場合
ベビーカー置き場	5台程度

VI

認証保育所

10

は っ ち ょう ほ い く え ん  
**八丁はなみずき保育園**

もっと詳しく知りたい!!



むさしのすくすくナビ施設情報

所在地	中町2丁目21番14号 103ウエストコート						
アクセス	三鷹駅北口より徒歩5分						
TEL	080-3556-8732	FAX	03-6685-6943				
設置・運営	一般社団法人ハナミズキ						
開設年月日	平成30年11月1日						
<b>定員</b>							
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
6	6	18					30
<b>開園時間</b>							
月曜～土曜	<b>7:30～20:30</b>						
	基本利用	7:30～20:30					
	延長利用	個別契約時間外の保育時間					
入園料	50,000円						
保育料	56,000円～ 《例：週5日・1日10時間利用の場合》 0歳児 71,000円 1歳児 70,000円 2歳児 68,000円 その他、詳細は直接施設へ						
利用対象	生後57日目から就学前まで						



<b>その他</b>	
アレルギー対応	除去対応可
一時保育	なし
ベビーカー置き場	5台程度 (自転車置き場有)

# Ⅵ 企業主導型保育事業

## 企業主導型保育事業とは・・・

企業主導型保育事業は、企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する施設です。待機児童の解消を図ることを目的に、従業員の子どもの他、地域の子どもが利用する地域枠を設けて運営することができます。

保育料や利用の申込などについては、直接、各施設へお問い合わせください。

- ◆地域枠の設定がある園を記載しています。
- ◆内閣府から委託を受けた児童育成協会が施設に運営費の助成を行い、利用しやすい保育料金が設定されています。
- ◆無償化の対象となる子どもについては、標準的な「利用者負担相当額」が減額された金額が保育料として設定されています。
- ◆市の認可外保育施設入所児童保育助成金が対象となります（支給要件あり・P55～56参照）。

## Ⅶ

### ① ふじむら fujimura ナーサリー



所在地	吉祥寺本町 2-16-3 藤村女子中学・高等学校内	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	吉祥寺駅北口より 徒歩5分		土	7:30～20:30
TEL	0422-20-1210	定員（地域枠）	18（9）名	
設置者名	学校法人 井之頭学園	入所対象	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成29年4月1日	一時保育	あり（定員に空きがある場合） 《対象》1歳児～5歳児	

### ② さかいりんごの木保育園



所在地	境 1-3-2 すきっぷITビル 2・3・4階	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	武蔵境駅北口より 徒歩1分		土	7:30～18:30
TEL	0422-27-8117	定員（地域枠）	12（6）名	
設置者名	（株）武蔵境自動車教習所	入所対象	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成30年3月1日	一時保育	あり（定員6名） 《対象》満5カ月～5歳児	

### ③ りとるういず吉祥寺保育園



所在地	吉祥寺本町 2-35-12 3階	開所時間	月～金	7:00～20:00
アクセス	吉祥寺駅南口より 徒歩5分		土・日	7:00～20:00
TEL	0422-27-5447	定員（地域枠）	30（半数以下）名	
設置者名	（株）WITH	入所対象	生後57日目～5歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	あり（定員に空きがある場合） 《対象》1歳児～5歳児	

## ④ ピノキオ幼児舎吉祥寺アネックス

ようじしゃきちょうじ



所在地	吉祥寺本町 4-10-10 大信吉祥寺ビル 4階	開所時間	月～金	7:30～18:30
アクセス	吉祥寺駅北口より 徒歩13分		土	7:30～18:30
TEL	0422-27-6521	定員(地域枠)	15(7)名	
設置者名	(株)ピノコーポレーション	入所対象	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	なし	

## ⑤ ポピンズナーサリースクール武蔵野中町すみせいキッズ

むさしのなかちょう



所在地	中町 2-2-3 住友生命武蔵野ビル 2階	開所時間	月～金	8:00～19:00
アクセス	三鷹駅北口より 徒歩7分		土	なし
TEL	0422-56-8761	定員(地域枠)	18(9)名	
設置者名	(株)ポピンズエデュケア	入所対象	生後57日目～2歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	なし	

## ⑥ ぴかぴか保育園吉祥寺

ほいくえんきちょうじ



所在地	吉祥寺南町 4-28-10 ストリートライフ吉祥寺	開所時間	月～金	7:30～19:30
アクセス	吉祥寺駅北口徒歩15分、西荻窪駅徒歩9分		土	7:30～19:30
TEL	0422-26-8916	定員(地域枠)	12(6)名	
設置者名	(株)Cozy Village	入所対象	生後3か月～2歳児	
開設年月日	平成30年4月1日	一時保育	あり(定員に空きがある場合) 《対象》満1歳～満3歳	

## ⑦ 生活教育 こどもと幼児園

せいかつきょういく

ようじえん



所在地	吉祥寺東町 1-19-23	開所時間	月～金	7:30～20:00
アクセス	吉祥寺駅北口より徒歩5分		土	なし
TEL	0422-23-5377	定員(地域枠)	60(半数以下)名	
設置者名	メリーランド(株)	入所対象	2歳児～5歳児	
開設年月日	平成28年4月1日	一時保育	なし	

## ⑧ キッズナーサリー吉祥寺園

きちょうじえん



所在地	吉祥寺本町 3-28-19	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	三鷹駅北口より徒歩10分・吉祥寺駅南口より徒歩18分		土	7:30～20:30
TEL	0422-38-9977	定員(地域枠)	30(15)名	
設置者名	(株)KJ不動産開発	入所対象	生後57日目～5歳児	
開設年月日	平成31年3月29日	一時保育	あり(定員に空きがある場合) 《対象》0歳児～5歳児	

## ⑨ 企業主導型ひかり保育園

きぎょうしゅどうがた

ほいくえん



所在地	境 2-10-18 アドミス 1階	開所時間	月～金	7:30～20:30
アクセス	武蔵境駅北口より 徒歩5分		土	7:30～20:30
TEL	0422-38-8702	定員(地域枠)	40(20)名	
設置者名	ひかりナーサリー(株)	入所対象	1歳児～5歳児	
開設年月日	令和3年3月22日	一時保育	あり(定員に空きがある場合) 《対象》1歳児～5歳児	

Ⅵ

企業主導型保育事業

## Ⅷ ベビーホテル

ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、1. 午後8時以降の保育を行っているもの、2. 児童の宿泊を伴う保育を行っているもの、3. 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めているもの）を行っているもの、いずれかに1つでも該当する施設です。すべての施設が開設、変更、休止、廃止の際に東京都に届出を行うことが必要となっています。

施設名	所在地	電話	設置者名
託児室 キュートエンジェル	吉祥寺南町 2-10-6 ジョージパーク布袋堂 106号	0422-47-1230	小林 美津子

- ※ 空き状況、対象年齢、保育時間、保育料、利用の申込などについては、直接各施設へお問合せください。
- ※ ベビーホテルは、認可外保育施設入所児童保育助成金の対象ではありません。
- ※ 幼児教育・保育の無償化による施設等利用費の助成については P57 をご覧ください。

### Ⅷ

#### ベビーホテル



---

令和6年度  
保育施設のしおり  
～申込と施設紹介～

令和5年9月発行

編集 武蔵野市子ども家庭部子ども育成課



## 武蔵野市

### 子ども家庭部 子ども育成課

〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28

TEL : 0422-60-1854 保育認定担当

0422-60-1843 管理担当・調整担当

FAX : 0422-51-9223

E-mail : SEC-KODOMOIKUSEI@city.musashino.lg.jp

ホームページ : <http://www.city.musashino.lg.jp/>



武蔵野市ホームページ